

日本馬術連盟競技会規程 第 29 版

序 文

本規程は、日本馬術連盟(以下 JEF という)が主催および公認する競技会において適用する規程を定めるものである。なお、条項は国際馬術連盟（以下 FEI という）が制定する各種競技会規程に準拠するものとし、除外する条項についてはその都度明記する。

本規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予測しがたい異例の事態が発生した場合は、できる限り本規程と FEI 諸規程の趣旨に沿い決定を下すのが競技場審判団あるいは組織の任務である。記載されていない事項の場合は、本規程と FEI 諸規程との最大限の整合性をとり、常識とスポーツマン精神に則って解釈されるべきである。

第 1 編 競技会規則

第 1 章 総 論

第 101 条 競技者

1. 主催及び公認競技会認定種目に出場する競技者は、日本国籍を有する者で JEF の認定する騎乗者資格 A 級または B 級を取得している者であること。
2. 外国籍の選手の取り扱いは次の通りとする。
 - ① FEI 公認競技に出場する選手は、FEI 一般規程に基づく所属 NF からの国際エントリーの提出により、騎乗者資格 A 級取得者扱いとして情報管理を行う。
 - ② JEF 主催・公認競技会に出場する選手は次のいずれかを選択することができる。ただし、いずれの場合も各全日本大会の選手権競技には出場できない。
 - i. 都道府県馬術連盟経由または JEF に直接会員登録する。この場合、FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとする。
 - ii. FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出に加えて、情報管理料（10,800 円）の納入により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとして情報管理を行う。なお、当該選手を所有者として乗馬登録をする場合については第 102 条に示す。
3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の正会員ならびに登録会員（団体）とする。
4. 国民体育大会の参加資格については、国民体育大会実施要項総則 5（参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準）、馬術競技実施要項、国体馬術競技会規程を適用する。

第102条 競技馬

1. 主催および公認競技会に参加する競技馬は、参加申込みの際に JEF 乗馬登録が完了していること。
2. 第101条2.② iiの選手が所有者となって登録する乗馬については以下の通り取り扱う。
 - ① 乗馬登録関連の手数料はすべて半額（新規・更新・変更）とするが、当該馬の所有者を当該外国籍選手から当連盟の会員に変更する場合は、新規登録料の差額分を納入すること。それ以降の手数料は通常の額とする。
 - ② 主催・公認競技会においては当該競技の参加資格のあるすべての選手が騎乗することができ、その成績は当該馬のポイントに加算される。ただし、全日本大会において騎乗できるのは当該外国籍選手に限る。
3. 外国籍選手が騎乗して FEI 公認競技に出場する乗馬については JEF 登録を義務付けない。その場合、当該競技の結果は JEF システムには掲載するが、全日本大会出場のためのポイントは付与しない。
4. 主催競技会に参加する競技者は、乗馬登録証を携行しなければならない。

第103条 競技成績

1. 主催および公認競技会の実行委員会は、別に定めるところにより、全成績記録を作成の上、競技会終了後1週間以内に JEF に報告しなければならない。
2. 主催競技会実行委員会あるいは公認競技会主催者及びその審判長からの報告に基づき、選手・馬匹の競技成績をデータベースに登録するものとし、自由に閲覧できるものとする。
3. 記録の範囲は、JEF に登録されている選手及び馬匹とする。
4. 成績証明書発行申請を行う場合、競技会成績証明書発行手数料（5,400 円＜税込＞）を添えて申請する。
5. JEF が承認した公認競技会に対して、JEF 会長名の賞状を1枚提供する。なお、対象競技は、主催者が1競技を指定することができる。また、賞状を提供する競技には JEF 会長杯名義を使用することができる。ただし、経費は主催者の負担とする。

第104条 参加申し込み

1. 主催および公認競技会への参加申し込みに関する責任は、選手が負うものとする。
2. 事実と異なる事項を記載または実施要項に記載された資格及び条件に違背するところがある場合、当該競技に参加することはできない。

第105条 広告と宣伝

1. 国民体育大会を除く全ての競技会において、選手は衣類や装具のメーカー名またはスポンサーのロゴの入った服装を着用することができる。

2. 名称およびロゴの掲出場所、サイズ、適用種目は下表の通りとする。

なお、複数のロゴを掲出する場合、全てのロゴが指定のサイズ内に収まっていること。

日馬連主催・公認競技会で選手・馬につけられるスポンサーロゴ

掲出場所・サイズ	障 害	馬 場	総 合	エンデュランス
鞍下ゼッケンの両側に各 200 cm ² 以内	○	○	○	○
ジャケット・上衣の胸ポケットの高さに 左右両側各 80 cm ² 以内	○	○	○ (馬場と障害のみ)	×
キュロットの左足部分に 80 cm ² 以内 (縦最大 20 cm、横最大 4 cm)	○	×	○ (クロスと障害のみ)	×
シャツの両襟・ハンティングストックの両側、 女性のブラウスのカラー中央に各 16 cm ² 以内	○	○	○	○
ジャケット・上衣のいずれかの腕部分に 200 cm ² または両側の腕の部分に各 100 cm ²	×	×	○ (クロスのみ)	○
ヘルメットの中央部分縦に 125 cm ² (縦最大 25 cm、横最大 5 cm)	○	×	○ (クロスと障害のみ)	○
イヤーフードに 75 cm ² 以内のロゴ	○	○	○	×

3. TV契約で認められていれば、アリーナの側面と障害物に広告を表示することができる。スポンサー付き障害物の規格詳細は、本規程の第 208 条 3 に網羅されている。

4. 本条項でいう競技場内とは、選手が審査を受ける場所と馬体検査を受ける場所全てを含む。

第 106 条 危険の回避

競技場審判団が危険であると判断した場合は、関係役員と協議の上、危険の回避に努めなければならない。なお、実施要項等を変更する場合は、周知徹底しなければならない。

第 107 条 虐待行為

1. いかなる人物も競技会の開催中、あるいはその他いかなるときにも馬の虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは次あげる何れの行為も含め、またこれに限定することなく、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう：

- ・馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- ・過度に、または執拗に拍車をすること
- ・銜、あるいはその他の器具で馬の口を突く行為
- ・疲労している馬や、跛行している馬、負傷している馬で競技に出場すること
- ・馬の「肢たたき」をすること
- ・馬体のいかなる部分であれ、知覚過敏処置あるいは知覚鈍麻処置を取ること
- ・十分な飼料や飲水を与えなかったり、あるいは運動もしない状態で馬を放置すること
- ・障害を落下させた時に馬に過剰な痛みを与える装置や器具を使用すること

2. 馬への虐待行為を目撃した者は、直ちに抗議書式（第 129 条）にて報告しなければならない。競技会開催期間中に、あるいは競技会に直接関連して馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第 129 条）として役員へ報告するものとする。その他の時期に馬への虐待行為を目撃した場合は、JEF 司法委員会へ付託のため抗議（第 129 条）として JEF 理事長へ報告しなければならない。

第 108 条 選手の保護

1. 競技場審判団は、医事担当役員と協議のうえ、重症あるいは重症になり得る怪我や健康状態のため競技継続は不適格である選手について、いつでも競技あるいは競技会全般から外することができる。

第 109 条 馬の保護

1. 競技会期間中、参加馬の治療行為は、馬への福祉および人馬の安全確保のため、原則として禁止する。ただし、事故や急病に対処するため主催者側の許可を得たときは治療することができる。
2. 緊急を要する治療を行ったときは、治療後に主催者に届け出なければならない。
3. 主催者の許可を得た治療であっても、その治療が競技成績に影響を及ぼすと判断されたときは、競技場審判団が、獣医師団長/獣医師団と協議のうえで、競技に継続参加できるかを決定する。また、治療後の競技成績を無効とすることがある。
4. 馬が禁止物質による処置あるいは治療を受けながら競技会に参加できるか否かは、JEF 獣医規程に定める手順に従い、獣医師団長あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が判断する。

第 110 条 準備運動場

準備運動場については、各競技者同一の条件で行うこととし、特定の競技者または馬匹のみが優遇されてはならない。

第 111 条 損害賠償保険

1. 主催競技会への参加申込みにあたっては、何らかの傷害保険への加入を条件とする。
2. JEF は、主催競技会開催の都度、参加競技者及び関係者に対し、団体加入損害賠償保険の契約を行う。この場合、保険料は、当該大会の実行予算にて負担する。また公認競技会においても損害賠償保険の加入を推奨する。

第 112 条 審判員等

主催および公認競技会に従事する審判員、コースデザイナー、スチュワードは、JEF が認定する資格を有する者とし、各種規程に従って任命されなければならない。

第2章 日本馬術連盟主催競技会

第113条 名 称

規約第21条に規定する主催競技会のうち全日本馬術大会の名称は、接頭辞として回数及び接尾辞として実施年（西暦）を付して表示する。

第114条 分 割

全日本馬術大会は、分割して実施することができる。分割した場合は、競技会名の接尾辞の後に「パートⅠ」または「パートⅡ」を付すものとする。

第115条 実施要項

主催競技会の実施要項は、当該競技本部が作成する。

第116条 開催日程

主催競技会の開催日程は、前年の12月末日までに各競技本部が取りまとめ理事会の承認を得て公表する。

第117条 参加資格

主催競技会における参加資格は、それぞれ次のとおりとする。

1. 1 全日本障害馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）
 - ① 公認競技会における馬のポイントにより出場権を得た馬匹。
 - ② 障害馬術本部が推薦する馬匹。
1. 2 以下に該当する選手が全日本障害馬術大会パートⅡの中障害Cまたは中障害Dに参加する場合には、騎乗馬匹の年齢を7歳以下に制限する。但し、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から3年以内であれば、馬匹の年齢が8歳以上でも参加することができる。
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅠで実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目（予選競技を含む）で10位以内に入った選手
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降にナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手
2. 全日本馬場馬術大会
 - ① 公認競技会における馬のポイントにより出場権を得た馬匹。
 - ② 馬場馬術本部が推薦する馬匹。
3. 全日本総合馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）は、実施要項にて規定する。
4. 全日本エンデュランス馬術大会は、実施要項にて規定する。
5. ヤング、ジュニア、チルドレンについては、各大会実施要項にて規定する。

第118条 推薦基準

- 1 前条における本部推薦の基準は以下の通りとする。
 1. 1全日本障害馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本障害馬術大会パートⅠとする。
 - ・騎乗する馬匹は、1選手3頭までとし、選手・馬匹参加料は無料とする。
 1. 2全日本馬場馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本馬場馬術大会とし、選手権競技のみとする。
2. 推薦での出場頭数は、総馬匹数の概ね2割以内とし、推薦依頼が多数の場合は過去の実績と会場の厩舎数をもとに各競技馬術本部が選考する。
3. 推薦の選手及び馬匹は大会プログラムにその旨明記する。
4. 全日本障害馬術大会パートⅠおよびパートⅡの各大会において、ランキングポイントによる出場権獲得馬リストの発表後、規約第6条の地域区分において出場資格獲得馬が5頭未満の場合、以下の条件により地域参加枠を配分する。
 - ・獲得馬が2頭以下の場合 → 地域参加枠 3頭
 - ・獲得馬が3頭の場合 → 地域参加枠 2頭
 - ・獲得馬が4頭の場合 → 地域参加枠 1頭
 - ・獲得馬が5頭以上の場合 → 地域参加枠 0頭
5. 地域参加枠で出場する人馬は、ポイント対象期間の公認競技会においてグレード宣言しているクラスで1回以上の完走実績があること。
6. 全日本障害馬術大会に出場できる種目は、宣言しているグレードと同一であること。

第119条 ジュニア層の年齢区分

1. ジュニア層の年齢区分は以下の通りとする。

チルドレンライダー	10才となる暦年の始めから16才となる暦年の終わりまで
ジュニアライダー	14才となる暦年の始めから18才となる暦年の終わりまで
ヤングライダー	16才となる暦年の始めから22才となる暦年の終わりまで
2. 全日本馬場馬術大会においては、全日本選手権に出場する選手はヤングライダー選手権あるいはジュニアライダー選手権に重複して出場することはできない。なお、その他においては実施要項にその都度明記する。

第120条 大会役員の編成

1. 主催競技会の大会役員編成は、別表3による。
2. 国民体育大会馬術競技の中央競技役員編成は、別表4による。

第121条 実施競技

実施する競技は、国内最上位クラスで行う選手権競技のほか、理事会で承認する競技とする。

第122条 開催

全ての主催競技会は、当該競技本部が実行委員会を編成して準備・運営にあたり開催する。

第123条 開催地の選定

会場地については、当該競技本部が選定を行い理事会に報告する。

第124条 個人情報の取り扱い

日本馬術連盟プライバシーポリシーに従うこととする。

第3章 法務制度

第125条 序文

1. 法務制度を以下の通り定める。
 1. 1 定款、規約、諸規程に基づいて任命された役員と団体の法的権限と責任
 1. 2 科罰の範囲
 1. 3 JEF 管轄下にある個人や団体の行為あるいは行動に対する抗議と報告を行う手順
 1. 4 定款、規約、諸規程に基づいて職務を遂行する個人や団体が下した決定または科罰に対する上訴の手続き
2. 抗議あるいは上訴に対して判断を下すにあたり、この任にあたる期間は書面や口頭の類を問わず入手可能な証拠を検証して、可能であれば当事者全員から聞き取り調査を行い、これに関わる物証全てを考察し、いかなる場合も偏りのない公正な判断を下すよう尽力しなければならない。

第126条 利害の抵触

JEF において何らかの役職についている個人が、他者の行動の動機づけに影響を与える可能性がある、または影響を与えられると思われる多様な利害の一つでも関わっている、または関わっていると思われる場合は、実質的な利害の抵触が存在すると言える。

利害の抵触とは、JEF を代表するか、あるいは JEF のためまたは JEF の代理としてビジネスまたはその他の取り引きを行う際に、客観性に影響を与える可能性がある、あるいは影響を与えられる、家族関係を含む、個人的な関係、職業上の関係または金銭的な関係と定義づけられる。

回避可能な利害の抵触は回避しなければならない。しかし、利害の抵触はオフィシャルとして必要な経験や専門性に関連している。利害の抵触と専門性とのバランスは当該競技種目規程に規定されるべきである。(JEF)

第127条 競技場審判団－任務

1. 競技場審判団は、競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生した事柄について、同審判団の管轄期間内に提出されたすべての抗議と報告を処理する権限を有する。
2. 競技場審判団の管轄期間は、主催者と選手関係者の公式ミーティングあるいは1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、各々の競技種目に応じ、その種目の最終成績発表後30分までとする。

3. 獣医療がからむ特殊な事例であり、上訴委員会が設けられていない場合には、競技会の獣医師団長あるいは獣医師代表を顧問の資格で競技場審判団に加わるよう招請しなければならない。
4. 役員（JEF が任命した役員を除く）、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、競技場審判団は以下の科罰を科することができる：
 4. 1 警告；
 4. 2 50,000円までの罰金－JEF へ支払うこと；
 4. 3 競技から1頭あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技会開催中に即時失格処分とし、上訴委員会（上訴委員会が設置されていない場合は JEF 司法委員会）へ付託する。
5. 決定は書面にて当事者に通達されなければならない。科罰を伴う場合は公認競技会審判長がこれを記録しなければならない。
6. 以下の場合には競技場審判団の下した決定に対して上訴はできない：
 6. 1 決定に関わる疑義が競技中における実際の演技観察、あるいは演技に対して与えられる得点などの場合；
例（これに限定されるものではないが）：
障害落下があったかどうか、馬が不従順であったかどうか、馬が障害を拒止したのか飛越中の障害落下なのか、落馬あるいは人馬転倒か、コンビネーション障害で馬が巻乗りをしたのか、拒止かあるいは逃避か、走行に要した時間はどうかであったか、時間内に障害を飛越したか、競技規程に基づいて判断した場合に、選手が通過した特定経路は減点対象となるかどうか。
 6. 2 ホース・インスペクション不合格の場合を含め、獣医学的理由による馬の失権；
 6. 3 科罰が追加されることのない警告の発令；
 6. 4 競技会期間中の即時失格
7. 競技場審判団は、以下の場合には上訴委員会へ付託する：
 7. 1 競技場審判団の権限を超えた事例；
 7. 2 競技場審判団の権限内ではあるが、競技場審判団が科すことのできる科罰以上に厳しいものが相応しいと思われる事例；
 7. 3 馬に対する虐待行為であるとの申し立てに関わるものであるが、競技を審査するという観点から直ちに判断が必要なわけではなく、またその主たる任務は競技の審査であることに鑑みて、上訴委員会による対応がより適切であると思われる事例

第128条 上訴委員会－任務

1. 上訴委員会の設置が指定されている競技会では、委員長とメンバー2名以上は、競技会期間中、即ちその管轄期間を通していつでも対応できる状況になければならない。競技場審判団に提出された抗議が保留となっている場合は、この問題に関する競技場審判団の決定が発表されてから1時間が経過するまで、上訴委員会は対応できる状態になければならず、またその管轄権が及ぶ範囲となる。
2. 上訴委員会は以下の事例を扱うものとする：
 2. 1 第127条6に定めるものを除く、競技場審判団の下した決定に対する上訴。この場合は上訴委員会の決定が最終のものとなる；

2. 2 上訴委員会に提出された抗議、あるいは競技場審判団から上訴委員会に付託された抗議、および競技場審判団の権限を超えた事例すべて；
2. 3 乗馬登録の不正行為に関する報告および予防接種歴の不備に関する報告；
3. 獣医療に関わる事例で相応と思われる場合は、競技会の獣医師団長か獣医師代表を顧問の資格で上訴委員会に加わるよう要請しなければならない。
4. 役員、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、上訴委員会は以下の科罰を科すことができる：
 4. 1 警告；
 4. 2 100,000円までの罰金－JEFへ支払うこと；
 4. 3 一競技あるいは競技会全体から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技、あるいは競技会全体から1頭もしくは複数頭の馬を即時失格処分とし、(JEF 司法委員会への付託のため) JEF 理事長へ委託する。
5. 上訴委員会は以下の事例について、JEF 司法委員会への付託のため JEF 理事長へ報告するものとする：
 5. 1 その権限を超えた事例
 5. 2 上訴委員会の権限内の事例ではあるが、上訴以外の内容であり、上訴委員会が科すことのできる科罰よりも厳しいものが相応しいと思われる事例

第129条 抗議

1. 主催あるいは公認競技会に何らかの資格で関与している人物あるいは団体に対して、もしくは JEF の管轄下にある人物あるいは団体に対して、主催/公認競技会の期間中あるいはこれに関連して、もしくはその他の時点で発生した場合であっても、諸規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、抗議を申し立てることができる。
2. 抗議は、都道府県馬連会長、国民体育大会の参加チーム監督、役員、団体会員代表者、代表者不在の場合は競技会出場馬の管理責任者が行える。例外として馬への虐待行為に関わる抗議は、いかなる人物あるいは団体でも提出することができる。
3. 下記7項に記載された事項を含め、競技の開催あるいは運営において、諸規程の遵守を怠った場合は、競技場審判団の管轄期間中に同審判団へ抗議を提出しなければならない。
この他の事項に関わる抗議は上訴委員会の管轄期間中に同委員会へ、また上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団へ提出しなければならない。
4. 競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生したのではなく、もしくは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、JEF 理事長宛に報告し、これには JEF 司法委員会が対応するものとする。事例が競技会への移動中、あるいは検疫やトレーニング、環境順応期間中を含めて到着後に起きた場合は競技会に直接関連して発生したものと見なす。

5. JEF 司法委員会へ付託のために JEF 理事長宛てに提出する抗議は、当該競技会終了後、14 日以内に JEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 抗議は書面で準備し、抗議申し立て資格のある人物が署名し、場合によってはその抗議の裏付けとなる証拠と証人の氏名と共に必要な保証金を添えて、自ら競技場審判団長あるいは上訴委員長へ提出するか、あるいは JEF 理事長へ送付しなければならない。
7. いかなる状況であっても、以下の事柄に対する抗議は競技場審判団宛てに、次の制限時間内にのみ行うことができ、これらに対する競技場審判団の判断を踏まえなければ上訴委員会へ上訴する権利はない：
 7. 1 選手あるいは馬の出場資格、あるいはアリーナの馬場状態に関する抗議：当該競技開始の30分前まで；
 7. 2 障害馬術競技の障害区間における障害、コースプラン、コース全長に関する抗議：競技開始の15分前まで；
 7. 3 総合馬術競技会におけるクロスカントリー障害、あるいはコース、またエンデュランス競技のコースに関する抗議：当該競技が行われる前日の午後6：00まで；
 7. 4 競技中の不正行為や偶発事例、あるいは競技成績に関わる抗議：競技成績の発表後30分まで
8. いかなる状況であっても、JEF 理事長が、自らの裁量により正当と判断した場合においては、いかなる人物あるいは団体による抗議、いかなる人物あるいは団体に対する抗議、もしくは自ら主導して提出した抗議については、時を選ばずいかなる事柄であっても、保証金がない場合においても、JEF 司法委員会へ付託することができる。
9. 抗議を行う人物は、できれば事例の証人を立てると共に他の形態の証拠を確保し、抗議の提出先団体へ証人の同行を願うか、あるいは証人の氏名と住所を記載して正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。
10. 審判長/審判員、技術代表、獣医師団長は、抗議の要因となったあらゆる行為、あるいは義務不履行を JEF 理事長へ報告しなければならない（保証金なし）。

第130条 上 訴

1. 正当な利害を有する人物あるいは団体であれば、規約および一般規程、競技規程に基づいて権限を与えられた人物あるいは団体が下した決定に対して、上訴することができる。但し、容認されるものには制限がある（下記2項を参照のこと）：
 1. 1 競技場審判団が下した決定に対する上訴については、上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合は JEF 司法委員会）へ
 1. 2 上訴委員会による決定に対する上訴については、JEF 理事長を通して JEF 司法委員会へ
 1. 3 JEF 司法委員会による決定に対する上訴については、日本スポーツ仲裁機構へ。このような上訴を行う人物あるいは団体は、JEF 理事長へこの旨を通知し、上訴文書のコピーを提出しなければならない。
2. 以下の事柄に対する上訴は認められない：
 2. 1 第127条6. 1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合にアリーナや障害、コースに関わる事例）における競技場審判団の決定；

2. 2 競技場審判団が出した決定に対する上訴について、上訴委員会が下した決定；
2. 3 上訴委員会が設けられていない場合で、競技場審判団が出した決定に対する上訴について JEF 司法委員会が下した決定
3. 上訴委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技場審判団の決定が出された後1時間以内に行わなければならない。
4. 上訴委員会が設けられていない場合、JEF 司法委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技会終了後14日以内に JEF 理事長へ提出、あるいは出向かなければならない。選手に関わる内容の上訴権は、選手あるいは馬の能力資格の問題、および競技規程の解釈にからむ問題に限定される。
5. JEF 司法委員会への上訴は JEF 理事長宛てに送るものとするが、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知が JEF 理事長から送付された日より30日以内に JEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 1 日本スポーツ仲裁機構への提訴は裏付け証拠書類を伴い、スポーツ仲裁規則に定める手順に従って、日本スポーツ仲裁機構事務局へ送付しなければならない。
6. 2 スポーツ仲裁規則に示された期限以降に日本スポーツ仲裁機構の元へ届いた提訴については、検討の対象とならない。
7. 新たな証拠を上訴で提示することはできない。ただし、相当の努力を払っても第一審前の公聴会までにこの新たな証拠を得ることが不可能であったと示された場合を除く。

第131条 保証金

1. 競技場審判団あるいは上訴委員会に対する抗議と上訴には、JEF に対して 10,000 円の保証金を添えなければならない。
2. JEF 司法委員会への抗議と上訴には、JEF に対して 30,000 円の保証金を添えなければならない。
3. 馬への虐待行為にかかわる抗議については保証金を添える必要はない。
4. 日本スポーツ仲裁機構への抗議と上訴については、スポーツ仲裁規則に従って手続きを行うものとする。

第132条 抗議、上訴、および科罰の記録

1. 審判団長（総合馬術競技会の場合は技術代表）は JEF 理事長への報告書の中で、競技場審判団が受け付けたすべての報告と抗議について記載するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して競技場審判団が下した決定と科罰について記載しなければならない。
2. 上訴委員長は、上訴委員会が受け付けたすべての抗議、報告、上訴について JEF 理事長へ報告するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して上訴委員会が下した決定と科罰について報告しなければならない。

3. JEF 理事長は以下について責任を負う：

- (i) イエロー警告カードの発行の記録と JEF 司法委員会が決定した内容の通知
- (ii) JEF 司法委員会の議事録と日本スポーツ仲裁機構の決定についての記録
- (iii) 上記機関の決定とその発効日を当事者に通知すること
- (iv) 公表に値すると考える決定事項、あるいは公表すべき決定事項すべてについて発表すること
- (v) 競技会役員からの報告書の処理

第 133 条 裁定内容の履行時期

1. 上訴できない事例に対する裁定は即時発効し、可能な限り速やかにその旨が当事者または団体に通知されなければならない。
2. 裁定内容の通知後に上訴権の放棄が行われた場合、上訴権を放棄した当事者に対する裁定は、権利放棄の通知が JEF に届いた日に発効する。
3. 上訴可能な事例についての競技場審判団および上訴委員会の裁定は、その裁定内容の発効時期は、上訴可能期間の終了時あるいは当事者が公式に上訴権を放棄したときのいずれか早い時期となる。
4. 上訴権のある事例においても、JEF 司法委員会による第一次裁定あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構による第二次あるいは最終的な裁定内容は、当事者または団体あてに書面で通知された日あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構が特に定めた日から発効することがある。
5. 上訴委員会による第二次あるいは最終的な裁定は、当事者または団体にその内容を通知した日から発効されるべきである。

第 134 条 科 罰

1. 適正な科罰を科すよう、決定を下す際には以下の要因とともに、これに関連する他の要因も考慮すべきである。
 1. 1 行為あるいは義務不履行が、その違反者が選手に不公平な利益をもたらしたかどうか
 1. 2 行為あるいは義務不履行が、他の人物あるいはこれに関わる団体に物的損害を与えたかどうか
 1. 3 行為あるいは義務不履行が、馬への虐待行為に関わるものであったかどうか
 1. 4 行為あるいは義務不履行が、このスポーツに関わる人物の尊厳、あるいは誠実さを傷つけるものであったかどうか
 1. 5 行為あるいは義務不履行が、詐欺や暴力、虐待、あるいはこれに類する犯罪行為に関わるものであったかどうか
 1. 6 行為あるいは義務不履行が、故意であったと見なされたかどうか
2. 意図的ではなく、また重大な結果に至らなかった些少な侵犯や違反行為の場合は、口頭または書面による警告を与えることが適切である。
3. 特に違反者が注意を怠ったような事例では罰金を科すことが適切である。
4. 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に明記されている場合、あるいは迅速な処置が必要な状況では失格処分が適切である。
 4. 1 競技からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が出場リストと順位から除外され、その競技で獲得した賞金が没収されることを意味する。

4. 2 競技会からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が当該競技会で残りの競技への参加が禁じられることを意味し、(4.1 項に示す規定に加えて) 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に定める場合には当該競技会でそれ以前の競技において獲得した賞金の没収も含まれる。
5. 意図的あるいは甚だしい不注意による諸規則の侵害や違反行為があった場合は、JEF 司法委員会が課す諸条件に従い、出場停止処分が適切である。事例によっては、定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に基づいて、自動的に出場停止処分となる場合もある。
 5. 1 出場停止処分は明示された期間中効力をもち、この間は当該処分を受けた人物、馬あるいは団体は、選手、競技馬あるいは役員として競技または競技会に参加することができず、JEF が管轄する競技会、あるいは規約第 6 章に従って JEF が管轄する競技会の運営や参画もできない。
 5. 2 出場停止処分の発効時を決定する際には、正当な科罰を執行するよう、適正な管轄団体が違反の重大性を斟酌しなければならない。
6.
 6. 1 上記 3 ～ 5 項に矛盾することがあっても、「馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程」(EADMCR) 条項に反する事例については、EADMCR に定める科罰を適用する。
 6. 2 いかなる形態における馬の虐待（肢たたき、四肢の知覚過敏処置、あるいは知覚鈍磨処置、禁止されている調教方法など）も、1,200,000 円を上限とする罰金と／あるいは 3 ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
 6. 3 競技会役員または競技会に関わる第三者（他の選手、ジャーナリスト、観客など）に対する不穏当な行動には、15,000～800,000 円の罰金と／あるいは 3 ～ 12 ヶ月の出場停止処分が科される。
 6. 4 いかなる種類の不正、暴力、また競技会に適用される国内法で犯罪行為と定義される行動には、100,000～1,200,000 円の罰金と／あるいは 1 ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
7. 上記 6.2 項と 6.3 項に記載した違反で、それほど重大な性格のものではない場合と／あるいは各種競技会規程に定める事例について：
 7. 1 法務制度に定める手順をとらず、競技場審判団長、上訴委員長およびチーフ・スチュワードが馬の管理責任者にイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行する。
 7. 2 同じ馬の管理責任者が、最初に警告通知書を発行された時点から 1 年以内に、同じ競技会あるいは他の主催あるいは公認競技会で再度警告通知書を受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。JEF 理事長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責務を負う。
 7. 3 警告通知書を発行した場合は、当該競技会的主催者ならびに JEF 理事長に報告しなければならない。
8. 場合により罰金と出場停止処分、失格が組み合わされた科罰となることもある。罰金額と出場停止期間は前記 6 項のガイドラインと状況に鑑みて決定する。

9. 法務制度に則って科された罰金は、すべて JEF に支払われるものとする。組織委員会やその他の団体に支払うのではなく、請求を受けた段階で JEF へ支払わなければならない。支払いの請求を受けてから 30 日以内に罰金を支払わなかった者は、罰金の支払いが完了するまで自動的に出場停止処分となる。不注意により罰金が組織委員会、あるいは他の何れかの人物に支払われた場合は、JEF へ送金しなければならない。
10. JEF 司法委員会の決定により、敗訴した当事者に対して、JEF が司法手続きに要した経費として 50,000~600,00 円を課す場合がある。更に公聴会の開催により、あるいは審理が過度に長引いた場合、またはその他の予期せぬ事由により JEF の支払う審理経費が増加した場合は、当事者に対して更に 850,000 円を上限として経費支払いが命じられることもある。公正さを期して、公聴会がその他の公聴会や JEF 司法委員会の運営会合と兼ね合わせで行われる場合の JEF 負担経費は、個別に計算されるものとする。

第2編 障害馬術競技

第1章 はじめに

第200条 通 則

1. 障害馬術競技とは、障害物を配置したコースを用いて様々な条件のもとで馬と選手のコンビネーションが審査される競技である。この競技は馬の自由な動きやエネルギー、技能、速度、飛越に対する従順性、および選手のホースマンシップを具現することを目的とする。競技を統制するためには厳格かつ詳細な障害馬術規程を定めることが肝要である。
2. 選手が障害物の落下、拒止、規定タイム超過などの過失を犯した場合には減点される。競技の種類によるが、減点の最も少ない選手、あるいは走行タイムの最も早い選手、得点の最も多い選手が優勝となる。
3. 障害馬術競技の多様性が推奨される。競技やコースに変化をもたせることは選手や観客の関心を高める大切な要素であり、従って本障害馬術規程は障害馬術競技に適用される諸規程を画一化するものではあっても競技の本質を画一化するものではない。
4. 一般規程と障害馬術規程に記載の要件を遵守するという条件で、障害馬術本部にて協議の上、他種の競技を許可する場合がある。各競技の詳細な競技条件は、競技会の実施要項とプログラムに明記しなければならない。JEF が競技条件を承認しない限り、組織委員会は競技を開催することが認められない。これらの競技を開催する諸条件は、書面にて JEF の承認が必要である。(JEF)
5. 競技はすべての選手に公平でなければならない。その為には、公式ビデオ記録（公式ビデオ記録とは、組織委員会が雇用した放送網あるいは映像会社が行う記録と考える）など、利用できるあらゆる技術的支援を駆使し、JEF 諸規程に則ってその責務を遂行する競技役員を支援することが認められる。ビデオ記録が JEF 諸規程に即して認可されるには、公式成績の掲示後 30 分以内の提出が必要である。ビデオ記録を用いて再考するか否かは審判長の判断に任される。競技場審判団がビデオ証拠を信頼し、成績発表後に競技結果を変更する場合には、このビデオ記録に元の裁定あるいは判断が誤っていたとする確固たる証拠がなければならない。ビデオの使用はいかなる場合も適用される規定の範囲内とし、その使用によって現行規定を変えるものであってはならない。水濠障害については、水濠障害審判員の判断が最終である（第 211 条 8 を参照）。(JEF)
6. 経 費 本項については主催および公認競技会では適用しない (JEF)
7. 組織委員会の資金上の義務については、JEF が保証するものではない。(JEF)
8. 主催および公認競技会で行う標準競技とスピードアンドハンディネスについては次の各項を適用する。
 8. 1. 1 水濠を設置する場合は、実施要項に明記しその幅（奥行）を示さなければならない。
 8. 1. 2 垂直障害の内、少なくとも 2 個は必ず最高の高さのものを設置しなければならない。
 8. 1. 3 コンビネーション障害は、3 個のダブル障害または 1 個のダブル障害と 1 個のトリプル障害までとする。

8. 2 グレード及び実施基準は以下のとおりとする。(JEF)

8. 2. 1 グレードは、大障害 A、B、中障害 A、B、C、D、小障害 A、B、C の 9 区分とする。(JEF)

8. 2. 2 基準 A (ノーマル競技及びグランプリ競技) で実施する競技 (JEF)

グレード	最大高さ (cm)	最大幅 (cm)	障害物個数 (以内)	速度 (m/分)
大障害 A	160	160～180	13	375～400
大障害 B	150	150～170	13	375～400
中障害 A	140	140～160	13	350～400
中障害 B	130	130～150	13	350～400
中障害 C	120	120～140	13	350
中障害 D	110	110～130	13	350
小障害 A	100	100～120	13	350
小障害 B	90	90～110	13	350
小障害 C	80	80～100	13	325～350

※三段横木障害の幅については、上記規定にとられないものとする。

ダブルまたはトリプルのコンビネーション障害は、1 個の障害と数える。

ジャンプオフの速度は、変更できない。

8. 3 基準 C (スピードアンドハンディネス) で実施する競技 (JEF)

前記 8.2.2 に記載のグレードに応じて以下のとおり増減する。

高さ：-5cm / 幅：増減なし / 速度：適用なし

第2章 アリーナとスクーリングエリア

第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物

1. アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナ内にいる間は出入口をすべて閉鎖する。

2. 屋内アリーナは 800 m²以上の広さがなければならない。屋外アリーナは 3,000 m²以上の広さがなければならない。なお、正当な事由により、障害馬術本部がこの規則に関する例外を認める場合がある。
(JEF)

3. スクーリングエリア

組織委員会は、適正なトレーニング条件として十分な広さを持つスクーリングエリアを最低1面は提供しなければならない。少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を用意する必要がある。また馬場は馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合には障害物を追加して提供するべきである。これらの障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデあるいは支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

場所に十分な余裕があり参加選手数が多い場合は、スクーリングエリアを別に1面設ける場合がある。

スクーリングエリアが一般の人々もアクセスできるようなエリアに位置している場合、安全上の理由により、スクーリングエリアの柵から約1メートルは一般の人が馬と直接接触できないように工夫するのが望ましい。(JEF)

4. 練習用障害物

組織委員会が提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止され、これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる(第242条2.6と第240条2.5を参照)。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。

4. 1 グラウンドラインは障害物正面の真下、あるいは踏切側に障害物から1m以内に置くことができる。障害物の着地側にグラウンドラインを置くことはできない。
4. 2 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。
4. 3 もし障害物最上段にクロスバーを使う場合は、個々に落下するよう設置しなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。しかしクロスバーの後方に水平横木を置くことはでき、その場合はクロスバー中心よりも20cm以上高くしなければならない。
4. 4 障害物の最上段横木は両端とも必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏切側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。
4. 5 障害物の最大高さが1.40mあるいはそれ以下の競技において練習用馬場で使用できる障害物は、進行中の競技にて使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害物の高さを1.60mまで、幅は1.80mまでとする。
4. 6 横木が持ち上げられている場合、あるいはその片端もしくは両端が掛け金にのせられている場合に、馬を常歩で通過させることは認められない。
4. 7 組織委員会は水濠障害を模した障害用資材を提供することができる。

5. ジムナスティック・トレーニング

5. 1 選手はグラウンドに置き横木を用いてジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない(第243条2.1参照)。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害(インアンドアウト/バウンス練習)を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。
5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。障害物から6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は、置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。

5. 3 運動とトレーニング：午前中の数時間はスチュワード1名を常駐させて、選手が運動やトレーニングを行えるよう、可能な限り準備を整える必要がある。選手は第201条4、第201条5、第201条6に違反しない範囲で障害物を変えることができる。
6. 十分なスペースがあって正しい障害間距離で設置する場合に限り、コンビネーション障害の使用が認められる。障害用資材は組織委員会が用意しなければならない。
トレーニング・エリアが混んでいる場合、選手は単独障害のみ使用できる。
7. スクーリングエリアの使用中は、必ずスチュワードが監視していなければならない。

第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害物

1. 選手が徒歩でアリーナへ入場できるのは、各競技前のコース下見 1 回のみであり、これにはジャンプオフのある競技も含まれる。「アリーナ閉鎖」の表示が入場口や、目立つようアリーナ中央に掲示されている場合は、アリーナへの入場が禁止される。アリーナ内への入場が許可されるのは競技場審判団がベルを鳴らして入場の合図をした時と、「アリーナ開放」の表示がある場合である。また場内放送でのアナウンスも必要である。ただし、異なるコースで 2 回走行が行われる競技では、2 回目の走行前に下見をすることができる。
2. 練習用施設が著しく限られている屋内競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。
3. 練習用馬場が不適切もしくは使用できない場合は、コースに使われていない練習用障害物を 1 個、アリーナ内に設置しなければならない。その他の状況下ではいかなる競技においても、任意障害あるいは練習用障害物を設置することはできない。一部の特別競技（六段障害飛越競技やピュイッサンス競技など）においては、競技場審判団の判断により、1 回目あるいは 2 回目のジャンプオフ後に残っている選手はアリーナ内に待機していなければならない場合がある。この場合、競技場審判団はアリーナ内に練習用障害物 1 個の設置を認めなければならない。
4. 練習用障害物は高さ 1.40 m、幅 1.60 m 以内の幅障害、あるいは高さ 1.40 m 以内の垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置するが、番号は付けない。この障害物の大きさは競技中に変更してはならない。この障害物の飛越試行は 2 回までとする。この障害物を 3 回以上飛越、または飛越しようと試みた選手は失格となる場合があり、加えて罰金が科せられる（第 242 条 2.3 と第 240 条 2.6 を参照）。

練習用障害物を間違った方向から飛越した場合は失格となる（第 242 条 2.7）。

選手が練習用障害物の飛越に使える時間は、競技場審判団が開始のベルを鳴らしてから 90 秒までとする。

練習用障害物における落下、拒止、逃避は飛越行為とみなされる。1 回目の試行で拒止があり、障害物の落下もしくは移動を伴った場合は、この練習用障害物が復旧された時点で 2 回目の飛越（最終飛越）を試みることができる。障害物の復旧に要した時間は計測されない。

競技場審判団は選手が練習用障害物の飛越試行を終了した後、もしくは 90 秒が経過した時点で競技

走行開始の合図をしなくてはならない。この合図（ベル）があった後、1 回しか試行していない選手は 2 回目の飛越を試みてもよいが、スタートラインを正方向から 45 秒以内に通過しなければならない。45 秒が経過した場合はその時点で走行タイムの計測を開始する（第 203 条 1.2 を参照）。

5. 競技開始前に行うパレードの最中にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとしてはならない。この条項に違反した場合は失格となる場合がある（第 242 条 2.4 を参照）。
6. 入賞者は競技場審判団の許可を得て、プレス向けに障害物を 1 個飛越することができる。ただし、その後の走行に使用される障害物ではないものとし、またこの行為は奨励されるべきものではない。

第 203 条 ベル

1. ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団のメンバー 1 名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：
 1. 1 コースの準備が終わり、選手に下見のためのアリーナ入場を許可する場合（第 202 条 1 を参照）と下見終了を伝える場合。
 1. 2 スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて 45 秒のカウントダウンを開始する場合。
45 秒のカウントダウンとは、選手が走行を開始する前に使える時間を示す。予期できぬ状況が発生した場合は競技場審判団にこの 45 秒のカウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から選手が正しい方向よりスタートラインを通過するまでに生じた不従順や落馬などの偶発事例は減点されない。（第 235 条 3 を参照）
ベルが鳴ってから第 1 障害を飛越するまでにスタートラインを正しい方向から 2 回目に通過した時は、不従順とみなされる。
しかし状況に鑑み、競技場審判団はその判断でスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開する権限を有する。
 1. 3 何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させる場合、および中断の後に走行再開の合図をする場合（第 217 条 4 と第 233 条を参照）。
 1. 4 不従順によって落下した障害物が復旧されたことを選手に合図する場合（第 233 条を参照）。
 1. 5 長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる場合。
2. 第 233 条 2 に特段の記載がある場合を除き、選手が停止の合図に従わない場合は競技場審判団の判断により失権となる（第 241 条 4.5 を参照）。
3. 走行中断後に選手が走行開始のベルの合図を待たずに走行を再開し、障害物を飛越したり飛越しようとした場合、その選手は失権となる（第 241 条 3.14 を参照）。

第 204 条 コースと全長測定

1. 競技場審判団は競技開始前にコースの下見を行い、コースを検証しなければならない。コースとは、乗馬した選手が競技中に正方向からスタートを切ってフィニッシュに至るまでの軌跡を言う。全長は馬が通常走行するライン上を短距離部分で正確に測定してメートル表示をするが、カーブ部分については特にこれに留意する。この通常走行するラインとは障害物の中央を通るものとする。
2. 本条項については主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

3. 一度競技が開始されると、競技場審判団だけがコースデザイナーおよび技術代表（任命されている場合）と協議のうえ、コースの全長測定に著しい誤りがあったと判断を下すことができる。これは遅くとも、不従順やその他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が 3 名出た段階で、なおかつこれら 3 選手とも 45 秒のカウントダウン終了前にコース走行を始めたとの前提で、かつその次の選手が走行を開始する前に行うものとする。この場合、競技場審判団は規定タイムを変更することができる。規定タイムが延ばされた場合、この変更前にコース走行を終了している選手については、その変更に従ってスコアを修正する。規定タイムの短縮は、既に走行を終了している選手が規定タイムの変更によりタイム減点を受けることがない範囲でのみ可能である。
4. グラウンド状態が悪化した場合、競技場審判団は当該競技の最初の選手がスタートする前に、実施要項に記載された規定速度を変更できる。
5. メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害物総数×60 を超えてはならない。
6. スタートラインとフィニッシュラインは、第 1 障害および最終障害より 6 m～15 m 以内の距離で設置しなければならない。これらのラインは両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタートラインとフィニッシュラインの標旗の脇には「S」（＝スタート）と「F」（＝フィニッシュ）の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

第 205 条 コース図

1. コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコース図のコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコース図のコピーを、各競技開始の遅くとも 30 分前までにアリーナの入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならない。全ての競技会において、コースデザイナーにより測定された全長は事前に掲示されるコース図に記載されていなければならない。
2. 本規程に定める特定競技の場合を除き、障害物は飛越順序に従って番号を付けなければならない。
3. コンビネーション障害に付ける番号は 1 つとする。競技場審判団と選手に分かり易くするため、コンビネーションの各障害物に同一番号を付けることができる。その場合は区別する意味で文字を加える（例：8A、8B、8C など）。
4. コース図には以下の項目の記載が必要である：
 4. 1 スタートラインとフィニッシュラインの位置。走行中、別段の記載がない限り、これらのラインを再度通過しても減点対象とはならない。
 4. 2 障害物の相対的な位置、障害物の種類（幅障害、垂直障害、トリプルバー）、障害物に表示される通し番号と文字表示
 4. 3 左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点
 4. 4 選手が通過すべきコースを継続したラインで示したり（この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない）、矢印によって各障害物の飛越方向を示す（この場合、選手はコースを自由に選択できる）。制限のないコースに回転義務地点を指定する場合は、同一プラン上に継続したラインと矢印とで示さなければならない。

- 4. 5 使用する減点基準
- 4. 6 適用する場合は競技での走行速度
- 4. 7 コース全長
- 4. 8 規定タイムと制限タイム（ある場合）；または障害馬術規程に定める特定の競技では指定タイム
- 4. 9 ジャンプオフに使用される障害物、コース全長、規定タイム、制限タイム
- 4. 10 完全閉鎖もしくは一部閉鎖とみなされるコンビネーション障害（第 214 条を参照）
- 4. 11 コースに関する競技場審判団の決定と／あるいは変更事項

第 206 条 コースの修正

- 1. 不可抗力のため、既に掲示されたコース図を修正する必要がある場合、その変更は競技場審判団の合意をもって初めて可能となる。この場合、各チーム監督と個人選手全員へ変更事項の伝達が必要である。
- 2. 一度競技が開始された後は、障害馬術規程に別段の記載がない限り、その競技の開催条件を修正したりコースや障害物を変更してはならない（第 204 条 3 を参照）。競技を中断する必要がある場合は（激しい雷雨や照明の不備など）、同じ障害物とコースを使い、できるだけ同じ条件下で中断した段階から競技を続行しなければならない。（JEF）
- 3. 上記 2 に関わらず、競技場審判団の意見により状況の悪化あるいは他の異例な状況により必要と判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害物の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害物の場合はコースから外す。障害物がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手について、障害減点やそれに伴うタイム修正を取り消し、スコアを調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。
- 4. 上記 3. により変更されたコースについて、必要であれば規定タイムと制限タイムを新たに設定する。

第 207 条 標 旗

- 1. 全面赤と全面白の標旗を用いて、次のようなコース詳細を示さなければならない。
 - 1. 1 スタートライン：「S」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6 を参照）。
 - 1. 2 障害物の限界：標旗は障害物の支柱のどの部分に装着してもよく、また標旗を単独で立てても構わない。垂直障害については 1 本ずつの赤旗と白旗を設置し、幅障害の限界を示すには少なくとも 2 本ずつの赤旗と白旗を設置しなければならない。これらの標旗は練習用馬場に提供される障害物（第 201 条 3）、あるいはアリーナ内の練習用障害物（第 202 条 3）の限界を示すためにも使用しなければならない。練習用馬場では、標旗の代わりに上端が赤色あるいは白色の障害物のソデ／支柱を使用してもよい。
 - 1. 3 回転義務地点
 - 1. 4 フィニッシュライン：「F」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6）。
- 2. 選手は障害物、スタートライン、フィニッシュライン、回転義務地点において必ず標旗の間を（赤旗を右手に、白旗を左手に見て）通過しなければならない。水濠障害着地側の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりせず、またこれに当たった時には曲がるような素材で作る必要がある。標旗

には尖った先端や角があってはならない。

3. 選手が標旗間を正しく通過しなかった場合は、走行を続行する前に正しく通過し直さなくてはならない。訂正を行わなかった場合は失権となる（第 220 条 1.2 を参照）。
4. アリーナ内で標旗を転倒させても減点にはならない。障害物や回転義務地点、フィニッシュラインの限界を示す標旗を不従順や反抗によって（これらのラインを通過せずに）転倒させたり、予期せぬ事情により倒れた場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない。選手は走行を継続しなければならず、障害物／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査が行われる。この標旗は次の選手にスタートの合図を出す前に再設置しなければならない。
5. しかしながら、水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ事情により転倒し、この標旗の転倒によって障害物の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手の走行を中断させる。標旗が再設置されている間は計時を止め、第 232 条の手順に従ってタイム修正の 6 秒が適用される。
6. 特定の競技では、スタートラインとフィニッシュラインを両方向から通過する場合がある。この場合は 4 本の標旗を使用し、赤旗 1 本と白旗 1 本をラインの各々の端に設置する。

第 3 章 障害物

第 208 条 障害物－概略

1. 障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境によく合ったものでなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各々のパーツも落下し得るものでなければならず、かつ軽すぎてわずかな接触でも落下するものであったり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘引するものであってはならない。
2. 障害物はホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。
3. スポンサー付き障害物とは、標旗間に広告やスポンサー製品、またはそれを表現するような描写がある障害物のことを言う。障害物のソデに表示された広告あるいは製品描写の面積が 0.5 平方メートルを超える場合も、スポンサー付き障害物とみなされる。障害物のソデに 0.5 平方メートル以内の面積で広告が表示されている場合は、スポンサー付き障害物とみなさない。スポンサー付き障害物の個数は、障害物の飛越回数総数の 30%（切り上げて整数とする）までとする。
本項目は JEF が主催する競技会や競技に適用する。技術代表（公認競技会の場合コースデザイナー）は、安全性と技術的適性の観点から、すべての障害物デザインおよび構造を承認しなければならない。

スポンサー付き障害物の飛越回数は、障害馬術本部長および JEF 理事長の合意を得て増やすことができる。（JEF）

4. 本条項については、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

5. 六段障害飛越競技、ピュイッサンス競技、パワーアンドスキル競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は 2m を超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は 2.20m とする。この制限は 1 回あるいは数回のジャンプオフにも適用される。水濠障害については、踏切部分を含めて奥行が 4.50m を超えてはならない。
6. 横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならず、この場合、掛け金の深さは 18mm 以上、30mm 以内とする。ブランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。
7. 本規程と最終実施要項に記載された障害物の高さとの制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された場所によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとはみなされないが、使用可能な材料を用い、実施要項に記載されている最大高さと幅を超えないよう、最大限の努力を行った場合のみとする。
8. 本規程に明記されたもの以外で、競技に使われる障害物については、実施要項に明示しなければならない。

第 209 条 垂直障害

1. その構造のいかんを問わず、同一垂直面で過失が判定される場合にのみ、垂直障害と称することができる。

第 210 条 幅障害

1. 幅障害は高さとの両方で飛越に努力を要するように造られた障害物である。幅障害の奥の横木や、トリプルバーの中央と奥の横木には FEI 認可のセーフティーカップを使用しなければならない。競技アリーナおよび練習用馬場では認可されたセーフティーカップの使用が義務づけられる。
2. セーフティーカップに関する規則の遵守については審判長が責任を負う。公認競技会における審判長はこれに関わるあらゆる規則違反を障害馬術本部へ報告する。競技会で使用される FEI 認可のセーフティーカップ業者の名称を実施要項に記載する。

第 211 条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

1. 障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害物も設置してはならない。水濠障害の奥行は 2m 以上とし、掘り下げる必要がある。水濠障害設営の詳細については付則 i ~ 参照のこと。
水濠障害が付則 7 に記載の規格を満たさない場合は、第 211 条 10 に記載されている通り、垂直障害を水濠の上に設置しなければならない。
2. 踏切側には高さが 40cm 以上、50cm 以内の踏切（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。水濠障害正面の幅は、奥行より 30%以上広くなければならない。

3. 主催競技会では、厚さ約 1cm で対比色のプラスティシーン（即ち芝馬場であれば白色のプラスティシーン；砂馬場であれば彩色したプラスティシーン）で覆った幅 6cm 以上、8cm 以内の着地板で水濠障害の着地側限界を明示しなければならない。このプラスティシーンは馬が踏んだときにはその都度、取り替える。馬が跡を残したときにはいつでも取り替えられるよう、予備の着地板と共にプラスティシーンを幾つか準備しておく必要がある。着地板は水際の地面（即ち砂地か草地に直接）に正しく固定しなければならない。（JEF）
4. 水濠障害の底がコンクリートや硬い素材でできている場合は、ヤシ製あるいはゴム製のマットのような柔らかい素材で覆わなければならない。
5. 水濠障害での過失は次の通り：
 5. 1 水濠障害の限界を示す着地板に馬の一蹄またはそれ以上の蹄がのった場合。蹄または蹄鉄が着地板に接触して跡を残した場合は過失である。球節あるいはブーツの跡は過失とならない。
 5. 2 馬の一蹄またはそれ以上の蹄が着水した場合
6. 生垣や踏切部分にぶつかったり、これを転倒または移動させても過失とはならない。
7. もし 4 本の標旗のうち 1 本を落下または移動させた場合は、水濠審判員が標旗のどちら側を馬が通過したか見極めて、それが逃避にあたるか否かを判断する。逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、第 232 条に則って 6 秒を加算する。
8. 水濠障害審判員の決定は最終的なものである。このため水濠障害審判員は競技場審判団メンバーでなければならない。
9. 水濠障害審判員は、水濠障害で減点のあった馬の個体識別番号と減点の理由を記録しなければならない。
10. 高さ 1.50m までの垂直障害のみオープン水濠障害の上に設置できる。これに使用する横木の数に制限はないが、FEI 認可のセーフティーカップを使用する。垂直障害はこの水濠障害正面から 2m 以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考え、これに何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害の横木の長さは最低 3.50m とする。
11. 第 211 条 10 の例外として、障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる場合（いわゆる「リバプール」）には、水の部分を含めたこの障害物の奥行きは 2.00 m 以内とする。奥行き 2m 以上のオープンウォーターはリバプールとして使用してはならない。
12. 投光照明のもとで行われる競技で水濠障害を使用できるか否かは、技術代表（公認競技会については公認競技会審判長）の判断に任される。（JEF）

第212条 コンビネーション障害

1. ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、各障害間距離は7m～12mとして（ただし、基準C採用のハンティング競技やスピードアンドハンディネス競技の場合、および障害間距離が7m未満の固定障害を除く）、2回以上の連続飛越を必要とするものである。障害間距離は、障害物底部の着地側から次の障害物底部の踏切側までを測定する。
2. コンビネーション障害では、いかなる障害物も周回することなく、各障害物を別々に、かつ連続して飛越しなければならない。コンビネーション障害の各障害物における過失は個別に減点される。
3. 拒止、逃避があった場合、選手はそのコンビネーション障害が完全閉鎖か一部閉鎖（第214条を参照）、あるいは六段障害飛越競技でない限り、このコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならない。（JEF）
4. コンビネーション障害を構成する各障害物における過失と再飛越の際の過失は別々に減点され、合算される。
5. コンビネーション障害では、トリプルバーは最初の障害物にのみ使用することができる：

第213条 バンク、堆土、傾斜路

1. 第213条2に記載の場合を除き、バンク、堆土、傾斜路、サンカンロードはそれに障害物が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害とみなされる（第212条を参照）。
2. 障害物が設置されていないか、あるいは1本か数本の横木のみがその上に設置されているバンクや堆土は、1回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点の対象とはならない。

高さ1m以内のテーブルバンクを除き、バンクや堆土、サンカンロード、崖錘、スロープ、傾斜路を屋内競技会に使用してはならない。

第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害

1. 四方を囲まれており、飛越以外には通過の方法がない場合には、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害とみなす。
2. 閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる羊用囲い（四角形または六角形）、もしくはこれに類似するもので、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害と判断したものとする。コンビネーション障害の一部が開放でもう一方が閉鎖である場合は、一部開放かつ一部閉鎖とみなす。拒止や逃避、落馬が生じた場合は次の要領で対処する（第219条を参照）：
 2. 1 閉鎖部分で不従順が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。

2. 2 開放部分で不従順が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。再飛越しない場合は失権となる（第 241 条 3.15 参照）。
不従順により障害物の落下と／あるいは移動が生じた場合は、タイム修正の 6 秒が適用される。
一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で 6 秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。
3. 競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とするかを決定しなければならない。この決定はコース図に記載される。
4. コンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのかコース図に明記されていない場合は、開放コンビネーション障害とみなし、しかるべく審査される。

第 215 条 選択障害とジョーカー

1. 競技でコース上の 2 つの障害物に同一番号が付けられている場合は、選手はいずれの障害物を飛越するか選択できる：
 1. 1 障害物の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害物を飛越する義務はない。飛越する障害物を選択できる。
 1. 2 拒止や逃避によって障害物の落下や移動が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害物を選択できる。
2. 選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置しなければならない。
3. ジョーカーは難しい障害物であり、ホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。これはアキュムレーター競技かトップスコア競技でのみ使用できる。

第 4 章 走行中のペナルティー

第 216 条 ペナルティー—概略

走行中に次のようなことが発生した場合はペナルティーとなる：

1. 障害物の落下（障害馬術規程第 217 条を参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合
2. 不従順、拒止、逃避、あるいは反抗（第 219 条を参照）
3. 経路からの逸脱（第 220 条を参照）
4. 馬の転倒と／あるいは落馬（第 224 条を参照）

5. 許可のない援助（第 225 条を参照）

6. 規定タイムあるいは制限タイムの超過（第 227 条と第 228 条を参照）

第 217 条 障害物の落下

1. 馬または選手の過失により、次のようなことが発生した場合は障害物の落下とみなす：

1. 1 障害物全体あるいは同一垂直面上の上段が落下した場合は、落下したパーツが他のパーツに引っかかって落ちなかった場合でも落下とみなす（第 218 条 1 を参照）。
1. 2 少なくとも障害物の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合

2. 飛越方向を問わず、飛越中に障害物の一部や標旗に接触したり移動させてしまっても、障害物の落下とはみなされない。疑念がある場合は、競技場審判団が選手に有利となるよう判断するべきである。不従順による障害物と／あるいは標旗の落下や移動は、拒止としてのみ減点される。

不従順の結果、障害物（標旗の場合を除く）の移動が発生した場合はベルを鳴らし、復旧される間は計時を止める。この場合は落下とみなされず、不従順でのみ減点され、第 232 条に則ってタイム修正される。

3. 障害物の落下に対する減点は基準 A と基準 C に記載の通り（第 236 条と第 239 条を参照）。

4. 落下した障害物の一部が他の障害物を飛越する際に妨げとなる場合はベルを鳴らし、これを除去してコースの走行が可能となるまで計時を止める。

5. 適正に復旧されなかった障害物を選手が正しく飛越した場合は減点とならない。しかしこの障害物を落下させた場合は、競技で採用されている基準に従って減点される。

第 218 条 垂直障害と幅障害

1. 垂直障害もしくは障害物の一部が 2 つ以上のパーツで構成されており、これらが同一垂直面上で積み上げられている場合は、最上部が落下した時にのみ減点となる。

2. 一回の飛越で通過しなければならない幅障害が、同一垂直面上に位置しない複数のパーツで構築されている場合は、落下したパーツの個数や位置に関わりなく 1 個か複数個の最上段にあるパーツが落下した場合にのみ一過失として減点される。障害物の空間をうめる目的で使われる木や生垣は、減点の対象とならない。

第 219 条 不従順

1. 次に述べる行為は不従順とみなされ、減点となる（第 236 条と第 239 条を参照）：

1. 1 拒 止
1. 2 逃 避
1. 3 反 抗

1. 4 コースのいかなる場所であれ、またいかなる理由があろうと、巻乗りと思われるもの、もしくは連続巻乗りを行った場合。コース上で要求されていない限り、直前に飛越した障害物の周囲を回るのも不従順である。

2. 上記の記載に関わらず、次に述べる行為は不従順とみなされない：

2. 1 逃避や拒止の後に、(障害物が復旧されているか否かに関わらず) 飛越態勢に入るために行う 45 秒以内の巻乗り。

第 220 条 経路からの逸脱

1. 選手が次のような走行を行った場合は経路からの逸脱とみなされる：

1. 1 発表されたコース図通りの走行をしなかった場合。
1. 2 スタートラインやフィニッシュラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合 (第 241 条 3.6 と第 241 条 3.17 を参照)。
1. 3 回転義務地点を通らなかった場合 (第 241 条 3.7 を参照)。
1. 4 一部の特別競技を除いて、指定された順序あるいは方向へ障害物を飛越しなかった場合 (第 241 条 3.10 と第 241 条 3.11 を参照)。
1. 5 コースの一部ではない障害物を飛越したり飛越しようとした場合、あるいは指定の障害物を飛越しなかった場合。コースに含まれない障害物は閉鎖されるべきであるが、仮にアリーナ関係者がこれを閉鎖していなかった場合でも、コースの一部でない障害物を飛越した選手は失権となる。

2. 経路からの逸脱を修正しない場合は、その人馬コンビネーションは失権となる (第 241 条 3.7、第 241 条 3.17 を参照)。

第 221 条 拒 止

1. 飛越しなければならない障害物の前で馬が止まった場合は、障害物が落下もしくは移動する、しないに関わらず拒止とみなされる。
2. 回転義務地点や障害物の手前で止まって、後退したり障害物を倒したりせず、直ちにその場から障害物を飛越した場合は減点されない。
3. この停止が長引いて、馬が自発的にであろうとなかろうと一歩でも後退した場合は拒止とみなされる。
4. 馬が滑り込みながらも障害物を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害物の落下かを速やかに判断しなければならない。当該審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害物が復旧された時に直ちに再試行できるよう準備しなければならない (第 232 条と第 233 条を参照)。
4. 1 審判員が拒止とみなさなかった場合はベルを鳴らさず、選手は走行を継続しなければならない。選手は障害物の落下で減点される。
4. 2 コンビネーション障害では、ベルが鳴った後にコンビネーションの別の障害物を飛越しても失権の対象とはならず、またその障害物を落下させたとしても減点されない。

第 222 条 逃 避

1. 馬が選手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害物や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避とみなされる。
2. 馬が 2 本の赤標旗、あるいは 2 本の白標旗の間を飛越した場合は、障害物を正しく飛越したとはみなされない。選手は逃避として減点され、再度、障害物を正しく飛越しなければならない。

3. 飛越しようとしている障害物、コンビネーションの一部、フィニッシュライン、もしくは回転義務地点の延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合は逃避とみなされ、しかるべく減点される。

第223条 反抗

1. 馬が前進を拒んだり、何らかの理由で止まったり、1回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がったり後退した場合は反抗とみなされる。
2. 障害物が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除き、いかなる時、あるいは理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗となる（第233条3.2を参照）。第241条3.3に記載された場合を除き、反抗は拒止として減点される。

第224条 落馬、および馬の転倒

1. 選手の意志の有無に関わらず、選手の身体が馬体から離れ、地面に接触するか、あるいは鞍上に戻るためには何らかの支えまたは外部からの援助が必要となった場合は、落馬とみなされる。
選手が落馬とならないよう何らかの形で体を支えたり、外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らう。
2. 馬の肩と後躯がともに地面に着いている、あるいは肩と後躯がそれぞれ障害物と地面に着いた場合は、転倒とみなされる。

第225条 許可のない援助

1. スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間に、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、援助の依頼があったかどうかに関わらず許可なき援助とみなされる。
2. 例外的に、競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助とみなさない場合もある。
3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手にヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第241条3.20参照）。
4. FEI 障害馬術競技においてイヤホンおよび／または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。さらに選手は騎乗中いかなる場合もイヤホンを装着できない；これは当該競技会場内のいかなる場所でも適用される（第256条1.10参照）。

第5章 タイムと速度

第226条 走行タイム

1. 走行タイムとは選手がコースを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（第232条を参照）がある場合はこれを加算した時間であり、1/100秒まで記録する。走行タイムは第226条2に記載されているようにスタートラインを通過した時点、あるいは45秒のカウントダウンが終了した時点のいずれ

れか早い方で開始される。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正しい方向から通過する時点まで計測される。

2. 走行は選手が騎乗している選手がスタートの合図後にスタートラインを正方向から初めて通過した時点より開始する。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正方向から通過する時点までとする。
3. 選手にはっきり見えるディスプレイで、45 秒のカウントダウンを表示しなければならない。

第 227 条 規定タイム

1. 各競技における走行の規定タイムは、第 234 条と付則 2 に定めるコース全長と速度に対応して決定される。

第 228 条 制限タイム

1. 規定タイムが設定されているすべての競技において、制限タイムはその規定タイムの 2 倍とする。

第 229 条 計 時

1. 競技会で行われるどの競技でも、計時は同じシステムを使うか、あるいは同一タイプの計時器を使用しなければならない。状況により障害馬術本部が例外を認めた場合を除き、主催競技会、国民体育大会馬術競技では、障害馬術本部が動作確認済みの 1/100 秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。(JEF)
1. 2 公認障害馬術競技会カテゴリー★★以上では、1/100 秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。(JEF)
1. 3 タイムキーパーは馬番号と走行に要した時間について計時システムを使用して記録しなければならない。(JEF)
2. 計時システムが故障した時に備えて、2 個のデジタル・ストップウォッチを用意し、またもう 1 つを不従順でベルが鳴らされてから走行再開までの時間や中断、連続している 2 個の障害間の所要時間、反抗の制限タイムを計測するために用いる。審判長あるいは競技場審判団メンバー 1 名は、デジタル・ストップウォッチを持たなければならない。
3. ストップウォッチを使用して時間を計測する競技では、時間の記録を 1/100 秒まで行う。タイムキーパーが 2 名配置されている場合は 1 人の測定時間のみを公式計時とみなし、2 人目の測定時間はバックアップとして用いる。
4. 計時器が故障した場合、これにより影響を受けた選手のタイムは、ストップウォッチで 1/100 秒まで測定する。(JEF)
5. 選手の走行タイムの確定にビデオ記録は使用しない。
6. 選手のスタートラインと／あるいはフィニッシュライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、スタートラインとフィニッシュラインに各々役員を 1 名配置するなど、1～2 名の役員をおいて選手の通過を旗で合図させなければならない。選手が走行を完了するのに要した時間は競技場審判団席にて記録する。

第230条 計時の中断

1. 計時が中断されている間、選手はベルが鳴って走行の再開が許可されるまで自由にアリーナ内を移動することができる。
時計が止められた地点に選手が戻った時点で、時計が再スタートされる。例外として、不従順による障害物の落下や移動の場合は第232条が適用される。
2. 計時の開始と停止の責務は、唯一、ベルを担当する審判員が負う。使用される計時器は、この操作に必要な条件を満たすものでなければならない。タイムキーパーはこの職務に責任を負う必要はない。
3. 計時システムは、選手の走行タイムを記録するばかりでなく、タイム修正があればこれも含めなければならない。

第231条 計時中断中の不従順

1. 走行タイムの計測中断は、第232条と第233条の条項に従うこととする。経路からの逸脱、逃避、あるいは拒止の場合は計時を止めない。
2. 計時中断中の不従順は減点されない。ただし、障害物の落下を伴う拒止の後に2回目の拒止があった場合を除く。
3. 失権に関する条項は計時中断中も有効である。

第232条 タイム修正

1. 不従順の結果、選手が水濠障害や自然障害の限界を示す標旗、あるいは障害物を移動させたり落下させた場合、もしくは標旗の落下によって障害物の性質が変わってしまった場合はベルが鳴らされ、障害物が再構築されるまで計時が止められる。障害物が再構築された段階で、コースの準備ができ、選手が走行を継続できる旨を知らせるベルが鳴らされる。選手は拒止に対して減点され、走行終了に要した時間に6秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害地点で、馬が地面を離れた瞬間に時計が再スタートとなる。落下を伴う不従順がコンビネーションの2つ目以降の障害物で発生した場合には、当該コンビネーションの最初の障害物の踏切で馬が地面を離れた時に時計が再スタートとなる。

第233条 走行中の停止

1. 何らかの理由や予期せぬ事態により選手が走行を継続できない場合は、ベルを鳴らして選手の走行を止めるべきである。選手が停止しようとしていることが明らかになった段階で直ちに計時を止める。コースの準備ができた段階でベルを鳴らし、選手が走行を停止した地点に戻った時に計時を再開する。減点はなく、当該選手の走行時間に6秒の加算もない。
2. 選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、計時を止めない。競技場審判団は、その選手が指示を無視して走行を停止しなかったことで失権とするか、状況によって走行の続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権にならず、走行の続行を認められた場合は、停止前の成績とその後の成績とがカウントされる。
3. 飛越する障害物が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために、選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で、通常の状況下では走行を継続できなくなった場合などは、直ちに計時を停止しなければならない。

3. 1 もしその障害物の寸法が正しく、また正確に復旧されており、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手は走行中の停止で減点され（第 223 条 1 を参照）、走行タイムに 6 秒が加算される。
3. 2 もし障害物や障害物の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態が競技場審判団により認められた場合、選手は減点されない。中断した時間は差し引かれ、選手が走行を中断した地点に戻るまで計時は停止される。このような場合に選手の対応が遅れた場合、この遅れは斟酌され、同選手の記録タイムから妥当と思われる秒数が差し引かれる。

第 234 条 速 度

1. 国際競技における速度は次の通り：
 1. 1 最低速度 350m/分、最高速度 400m/分
屋内アリーナでは速度を 325m/分まで落としても良い。
 1. 2 ピュイッサンス競技/パワーアンドスキル競技：最低速度なし
 1. 3 グランプリ競技：
屋外では最低速度 375m/分、最高速度 400m/分
屋内では 350m/分
 1. 4 ネーションズカップ：国内競技では適用しない。(JEF)
5*と 4*の屋外ネーションズカップ競技では 400m/分
3*の屋外ネーションズカップ競技では 375m/分
2*と 1*のネーションズカップ競技、およびすべての屋内ネーションズ・
カップ競技で 350m/分

第 6 章 減点基準

第 235 条 過 失

1. スタートラインとフィニッシュラインの間で発生した過失を対象とする。
例外：最終障害の落下は、選手がアリーナから退場する時点、もしくは次の選手に走行開始を合図するベルが鳴るまでのいずれか早い時点までに、その最上段部分がこれを支えるものから片端あるいは両端とも落下した場合に、過失とみなされる。過失の定義は、第 217 条と第 218 条に従う。
2. 走行が中断されている間の不従順については減点されない。（第 231 条 2 を参照）
3. スタートの合図が出てから選手が正方向にてスタートラインを通過するまでに発生した不従順や落馬などは、減点対象とならない。

第 2 3 6 条 基準 A

1. 過失は本章に示した基準に従って減点、あるいは失権として科される。

過 失	減 点
(i) 1 回目の不従順	減点 4
(ii) 飛越中の障害物の落下	減点 4
(iii) 水濠障害で馬の四肢あるいはそれ以上の肢が着水、または着地側で水濠の限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合	減点 4
(iv) すべての競技において馬の転倒、選手の落馬、あるいは人馬転倒	失権
(v) 2 回目の不従順、あるいは障害馬術規程第 241 条に定める他の違反行為	失権
(vi) 制限タイムの超過	失権
(vii) 第 1 ラウンドと第 2 ラウンド、タイムレースでないジャンプオフでの規定タイム超過	4 秒ごとに減点 1
(viii) タイムレースのジャンプオフにおける規定タイム超過	1 秒ごとに、あるいは端数につき減点 1

2. 不従順の減点は、同一障害だけではなく全走行を通して累積される。

第 2 3 7 条 基準 A でのスコア

1. 障害減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行スコアとなる。第 1 位と／あるいはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案される場合がある。

第 2 3 8 条 基準 A に基づく採点方法

1. タイムレースとしない競技

1. 1 同減点の選手は同順位となる。実施要項に定める条件により、第 1 位で同減点の場合はタイムレースでないジャンプオフを 1 回もしくは 2 回実施することができる。
1. 2 これはタイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。他の選手については、最初の走行における減点によって順位を決定する。
1. 3 これはタイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースではない 1 回目のジャンプオフを行う。それでも第 1 位で同減点が出た場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については 1 回目のジャンプオフでの減点と、必要であれば最初の走行での減点で順位を決定する。

2. タイムレース競技

2. 1 どの順位についても同減点の選手が出た場合は、走行に要したタイムに従って順位を決定する。第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができ、実施要項の条項に則って障害物の高さと／あるいは幅を増すことができる。

- 2. 2 これはタイムレース競技であるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。他の選手については最初の走行での減点とタイムで順位を決定する。マイナー競技（一般規程を参照）では、実施要項にその旨を記載すれば基準 C に従ってジャンプオフを行うことができる。
- 2. 3 第 238 条 2.2 と同じく、これはタイムレース競技であるが、タイムレースで最初のジャンプオフを行っても、なお第 1 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば最初の走行での減点とタイムで順位を決定する。
- 3. タイムレースで順位が決定されるすべての競技において、第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に則って障害物の高さと／あるいは幅を増した短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができる。実施要項にジャンプオフに関する条項を定めていない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（第 245 条 6 を参照）。
- 4. 第 238 条 1.1 あるいは第 238 条 2.1 に則って実施される競技では、いかなる場合もジャンプオフは 2 回までとする。

第 239 条 基準 C

1. 基準 C での過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算されるか、あるいは失権として科される。

2. 基準 C における減点

過 失	減 点
飛越時の障害物の落下、馬の四肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水、もしくは着地側で水濠の限界を示す着地板を踏んだ場合	4 秒（二段階走行競技、ノックアウト競技、基準 C で行われるジャンプオフでは 3 秒） 障害馬術本部により、屋内競技では落下に 2 秒加算とする例外を認める場合がある。(JEF)
(i) 1 回目の不従順	な し
(ii) 落下と／あるいは障害物の移動を伴う 1 回目の不従順	6 秒のタイム修正
(iii) 2 回目の不従順、もしくは第 241 条に定める他の違反	失 権
(iv) すべての競技において馬の転倒、落馬、あるいは人馬転倒	失 権

3. 基準 C では規定タイムはない。以下の制限タイムを適用できる：

- (i)…… 180 秒：コース全長が 600m 以上の場合、あるいは
- (ii)…… 120 秒：コース全長が 600m 未満の場合
- 制限タイムの超過 ……………失権

4. 基準 C に基づくスコア

走行に要した時間（タイム修正がある場合はこの秒数を含める）に、障害物の落下 1 個につき 4 秒（ジャンプオフ、あるいは二段階走行競技の二段階目については 3 秒）を加算し、選手の走行スコアを秒数で示す。

5. 基準 A あるいは基準 C のスピード競技で馴致を行いたいと希望する選手は、当該競技の開始前に組織委員会へ連絡しなければならない。馴致走行を希望する者は当該競技の最初に出場する。上記に従わない選手は競技場審判団により失権とされる場合がある（第 241 条 4.4 を参照）。

6. 第 1 位で同点の場合は、競技会実施要項にジャンプオフに関する特定条項がない限り、等しく第 1 位となる。

第7章 罰金、イエローカード、失権、失格

第240条 罰金とイエローカード

1. 審判長、上訴委員長、チーフスチュワードは第134条7に則り、イエロー警告カードを出す権限を有する。（JEF）

2. 次のような場合、妥当とみなされれば審判長または上訴委員長が、一般規程に則って、罰金を科すことがある：（JEF）

2. 1 失権後、速やかにアリーナを去らない選手

2. 2 走行終了後、速やかにアリーナを去らない選手

2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を2回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手

2. 4 フィニッシュラインを通過した後に、1個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった選手、または競技場審判団の許可なしにマスコミ向けに障害物を飛越した選手（第202条6を参照）

2. 5 スクーリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手（第242条2.6と第201条4参照）

2. 6 アリーナ内に設けられた練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした選手（第202条4、第242条2.3、第262条1.9を参照）

2. 7 アリーナへの入場に際して、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った選手（第256条2.1を参照）

2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合（第282条2参照）

2. 9 広告規定（一般規程第135条参照）に違反したり、服装および馬具に関する規則（第256条1.7と第257条）に従わない選手

2. 10 組織委員会の指示を軽視する選手

2. 11 変形させる目的で障害物に触れた選手

2. 12 役員の指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者（他の選手、JEF役職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など）に対して不穏当な行動をとった選手（JEF）

2. 13 警告を受けても違反を繰り返す選手

3. 審判長あるいは上訴委員長が科した罰金についてはすべてJEFから当該選手に請求書が送られ、罰金はJEFに支払われるものとする。(JEF)

第241条 失 権

1. 規程もしくは競技条件に別段の記載がない限り、失権とは、議論となっている競技において選手及び当該馬にて競技を継続できないことを意味する。
2. 選手は棄権したり失権となった後に、単独障害を1個飛越する権利がある。ただし、その競技のコース中にある障害物とする。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。
3. 障害馬術競技において選手が失権となる事由を以下に示す。競技場審判団は以下の場合に失権を適用しなければならない：
 3. 1 競技場審判団が許可した練習用障害物を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条3参照）
 3. 2 スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第1障害を飛越した場合（第202条5と第203条1.2を参照）
 3. 3 走行タイムの計測が始まってから45秒以内に第1障害を飛越しなかった場合。ただし、不可抗力による場合を除く（第203条1.2を参照）。
 3. 4 走行中に馬が継続して45秒間反抗した場合（第223条2を参照）
 3. 5 次の障害物を45秒以内に飛越しなかった場合、もしくは最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでの所要時間が45秒を超えた場合
 3. 6 スタートラインで標旗間を正しい方向から通過せずに、第1障害を飛越した場合（第220条1.2を参照）
 3. 7 回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコース図上に継続したラインで示された経路をとらなかった場合
 3. 8 走行中にコースの一部ではない障害物を飛越しようとしたり、あるいは飛越した場合（第220条1.5を参照）
 3. 9 コース上の障害物を抜かした場合（第220条1.5を参照）、あるいは逃避や拒止の後にその障害物を再飛越しなかった場合
 3. 10 順序を間違えて障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
 3. 11 誤った方向から障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
 3. 12 制限タイムを超過した場合（第236条と第239条を参照）
 3. 13 拒止の後に、落下した障害物が復旧されるのを待たずに飛越したり、飛越しようとした場合
 3. 14 走行中断の後、ベルが鳴るのを待たずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第203条3を参照）
 3. 15 コンビネーション障害の閉鎖部分である場合を除き（第214条を参照）、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害物を再飛越しなかった場合（第212条3を参照）
 3. 16 コンビネーションの各障害物を別々にかつ連続して飛越しなかった場合（第212条2を参照）
 3. 17 （一部の特別競技を除き）最終障害を飛越した後にフィニッシュラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せず、アリーナを出た場合（第226条2を参照）
 3. 18 スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手と／あるいは馬がアリーナを出た場合
 3. 19 スタート前も含め、放馬した馬が走行を終了する前にアリーナから出た場合
 3. 20 走行中にヘッドギアおよび／または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合

- 3. 2 1 長さ75cmを超える鞭、あるいは末端に錘の付いている鞭を競技会場もしくはその近辺で使用した場合。鞭の代替品も使用禁止。(この条項に関する例外は、第257条2.2を参照)
- 3. 2 2 選手もしくは馬に競技を終了できないような事故が起こった場合(第258条を参照)
- 3. 2 3 閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかったり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合
- 3. 2 4 走行中の2回目の不従順(第236条と第239条を参照)
- 3. 2 5 走行中の選手の落馬あるいは馬の転倒(第224条、第236条、第239条を参照)
- 3. 2 6 何らかの理由により選手あるいは馬が競技続行に不適格であると競技場審判団が判断した場合
- 3. 2 7 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合(マスコミ向けに障害物を1個飛越する許可については、第202条6参照)。
- 3. 2 8 ヘッドギアの固定ポイントを締め直すために選手が急停止すると危険な場合を除き、固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越した、あるいは飛越しようとした場合(第256条1.4参照)。

4. 次の場合に失権となるかは競技場審判団の判断に任される：

- 4. 1 選手の名前と／あるいは出場番号が呼ばれてもアリーナへ入場しなかった場合
- 4. 2 騎乗してアリーナに入場、あるいはアリーナから退場しなかった場合(ただし、フィニッシュライン通過後に落馬した場合については、選手は退場前に再び騎乗する必要はない)
- 4. 3 上記 3.20の場合を除き、許可されない物理的援助を受けた場合
- 4. 4 事前に組織委員会に通知することなく、基準Aあるいは基準C採用のスピード競技で馬を馴致させた場合
- 4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合(第203条2と第233条2)

第242条 失 格

- 1. 失格とは選手、その騎乗馬(1頭、もしくは複数頭)、および/または人馬ともに、当該競技またはその競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。
- 2. 次の場合に競技場審判団は失格を科することができる：
 - 2. 1 競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合
 - 2. 2 競技場審判団の許可なく、アリーナ内で練習したり障害物を飛越したり、飛越しようとした場合(第202条2、第202条5、第202条6を参照)
 - 2. 3 アリーナ内の練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした場合(第202条4、第240条2.6、第262条1.9を参照)
 - 2. 4 アリーナ内にある障害物や、次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合(第202条5を参照)
 - 2. 5 競技場審判団の許可を得なかったり、正当な理由なしにジャンプオフを前にして競技を棄権した場合
 - 2. 6 競技会開催中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って練習を行った場合(第240条2.5と第201条4を参照)
 - 2. 7 スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれ を誤った方向から飛越した場合(第201条4と第202条4参照)

2. 8 獣医規程第1034条（四肢の知覚異常検査指針）にて対象となつて いる事例を含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および/または残虐な扱いすべて（一般規程第142条2参照）。

3. 以下の場合は失格措置が必須である：

3. 1 脇腹に出血がみられる馬
3. 2 馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候
3. 3 口に出血がみられる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、口をすすがせたり血を拭き取る行為を役員が認め、当該選手の競技継続を認可することがある。口でこれ以上の出血が確認された場合は失格となる）
3. 4 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること
3. 5 競技会期間中にどのような目的であれ、馬と共に競技会場を出ること。

第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）

1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態においても馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為は厳しく禁止される（第242条2.8参照）。

競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為、あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次の科罰のいずれか、あるいは複数の科罰が科される：

- (i) イエローカード（第134条参照）
- (ii) 罰金
- (iii) 失権
- (iv) 失格

2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる：（一般規程第142条参照）

2. 1 馬の肢たたき

「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および/または騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにぶつかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり/あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような向け方することなどを言う。

競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および/または馬をその競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。

2. 2 鞭の過剰使用

- 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となる
- 馬の頭部を鞭で打つ行為は常に鞭の過剰使用となる

- 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる
- 失権した後に鞭を使ってはならない。
鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。

2. 3 他の形態での虐待行為

他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、そして一般規程、獣医規程やまたは他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規程に基づいて的確に罰せられなければならない。

第244条 ブーツとバンテージ規制

1. スチュワード業務 - ブーツおよびバンテージ規制（第 257 条 2.3 参照）

グランプリ競技、ネーションズカップ競技、および各競技会で最高賞金額が設定されている競技では、全頭についてブーツとバンテージの検査を行わなければならない。他の競技でもブーツとバンテージの検査を行うことが推奨される。ブーツとバンテージ規制の手順については、FEI獣医規程とFEI障害馬術スチュワード・マニュアルを参照のこと。

第8章 ジャンプオフ

第245条 ジャンプオフー概略

1. 同一競技において1回またはそれ以上の走行を経て、第1位同点となった選手のみがジャンプオフに出場できる。選手は、該当競技に使用した同一馬でジャンプオフに出場しなければならない。
2. 原則として、ジャンプオフは本競技で使われたルールと基準、およびその種の競技で適用されるジャンプオフ規程に則って行わなければならない。しかし、基準A採用のマイナー競技のジャンプオフについては、その旨が実施要項に記載してあれば基準Cで審査を行うこともできる。いかなる場合も、ジャンプオフは本競技の走行が終了した後、直ちに行わなければならない。
3. 実施要項に明記してある場合、組織委員会は、走行を減点なしで完走した選手はその走行後直ちにジャンプオフへ進むよう定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルをもう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することはできない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいないう場合は、適宜、第238条1.1あるいは第238条2.1に従って順位を確定する。
4. 本規程に別段の定めがない限り（パワーアンドスキル競技は262条参照：JEF）、いかなる競技も3回以上のジャンプオフを行ってはならない。

5. 実施要項または本規程で特に決められている場合を除き、ジャンプオフのスターティングオーダーは、1回目の走行のスターティングオーダーと同じでなければならない。(JEF)

ジャンプオフのある1回走行競技の本ラウンド・スタート前に落鉄した馬については、これより後のスターティングオーダーが与えられる。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は、3頭分後ろのスターティングオーダーが与えられる。蹄鉄の装着がこの時までには終了していない場合は、競技場審判団の判断で、スターティングオーダーをさらに繰り下げるか失権とするか決定される。

6. 第1位で同点となった場合は、実施要項の条項に則ってジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフの条項がない場合は、ジャンプオフを行わない競技と考える。

第246条 ジャンプオフでの障害物

1. ジャンプオフでの障害物は、第208条5に定める限度内で、高さと／あるいは幅（部分的もしくは全体的に）を変更できる。しかしながら、ジャンプオフ用障害の寸法を増すことができるのは、複数の選手が飛越減点なしで本走行を終え、同点で第1位となっている場合のみとする。
2. 本競技でコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフにもコンビネーション障害を最低1個は含めなければならない。
3. ジャンプオフに使われる障害物の数は6個（コンビネーション障害は1つと数える）まで減らすことができる。
4. ジャンプオフでは障害物の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害がトリプル、あるいは4個の障害物で構成されている場合は、中央の障害物だけを除くことはできない。
5. ジャンプオフ用障害物の飛越順序は、本走行のコースから変更してもよい。
6. ジャンプオフにおいては、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。
7. ジャンプオフ用コースには、最大2個まで単独障害を追加することができる。この追加障害物については2個とも、コース下見に際してコースに設置されている、あるいは本走行の走行で使用された障害物で構築されていなければならない。これらの障害物は幅障害2個、垂直障害2個、あるいは幅障害1個と垂直障害1個の何れでもよい。垂直障害はどちらの方向に飛越してもよいのか、あるいは一方向のみなのかをコース図と障害物自体にも明示しなければならない。本走行のコースに含まれていた障害物をジャンプオフにて逆方向から飛越する場合、この障害物は追加が認められる2個の障害物の一つとみなされる。第1あるいは第2ラウンドにて使用された垂直障害をジャンプオフで幅障害（あるいはその逆）へ変更して使用する場合、追加の2個の障害物の一つとみなされる。
この他にも、直前のラウンドにおいて垂直障害2個で構成されたコンビネーションを、ジャンプオフにおいて逆方向から飛越することができる。ただしこの場合、このコンビネーションは、ジャンプオフ用コースで許可される追加の障害物2個分とみなされる。

第247条 ジャンプオフでの失権あるいは出場辞退

1. ジャンプオフで失権となった選手は、ジャンプオフを完走した選手の次に順位付けられる。
2. 競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手は、いかなる場合もジャンプオフで失権した選手、あるいは正当な理由でコース走行中に棄権した選手の次に順位付けられる。正当な理由なしにコース走行中に棄権した選手や、意図的に失権となるような行動をとった選手については、このジャンプオフへの出場を辞退した選手と同順位とする。
3. 順位決定のジャンプオフ前に、2名またはそれ以上の選手がジャンプオフ出場を辞退した場合、競技場審判団はこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らは賞金のみを受け取り、順位はジャンプオフを行ったものとして、その最下位となる。

第9章 順位

第248条 個人順位と表彰

1. 個人選手の順位は、競技で採用されている基準とプログラムに記載されている条件、あるいはコース図に示された変更事項に従って決定される。
2. 入賞する可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、その走行中のどの時点でも走行中止を命じられることがある。
3. 競技の第1ラウンドを完走できない選手は、一部の特別競技を除き、受賞する権利はない。
4. 予選競技で入賞した選手は、予選で出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。
5. 入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全上の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の判断により、組織委員会からの賞の授与保留が認められることがある。従って、組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を求める入賞者数を公表しなければならない。実施要項あるいはプログラムに出席すべき人数が記載されていない場合は、入賞したすべての人馬が表彰式に出席しなければならない。
6. 競技スポンサーから提供された馬着を除き、表彰式で馬着を使用することは認められない。しかし特別な状況下では、競技場審判団がこの規則を緩和できる。

第10章 選手と馬

第249条から第255条については、主催および公認競技会では適用しない。

第249条 CSIO への招待

第250条 CSI への招待

第251条 参加申込（一般規程第116条も参照）

第252条 スターティングオーダー

第253条 出場選手の申告

第254条 馬の参加と頭数

第255条 チルドレン、ジュニア、ヤングライダー（付則9と付則12も参照）

第256条 服装、ヘッドギア、敬礼

1. 服装

1. 1 選手は観客の前にでる時には正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては第256条1.5と第256条3.1.2.1(e)に合致した服装が求められる。
1. 2 コースの下見に際しては身だしなみのよい服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツは白い袖口が付いてなければならない。
1. 3 悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服（透明または半透明のものに限る）の着用を許可することもある。また、乗馬ズボン用の雨具については、競技場内での着用は許可しない。非常に暑い天候の場合は、競技場審判団が選手に対してジャケットなしで競技に臨むことを認める場合もある。（JEF）
1. 4 騎乗中はいかなる者も、常に3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。どのような時であれ選手がヘッドギアを脱いだ場合には、本規程で許可しているか否かに関わらずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるんだ場合は締め直してから走行を開始しなければならない。そのような場合、選手がヘッドギアを再装着/または固定ポイントを締め直す際に停止しても減点の対象としないが、時計は止めない。固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な場合（例えばコンビネーションの途中あるいは飛越しようとしている障害の1歩または2歩手前の場合でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントをしっかりと締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越した、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。例外として、シニア選手が表彰式にて褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にはヘッドギアを外すことはできる。（JEF）
1. 5 民間人は、黒・紺・赤色のジャケットの着用を義務づける。乗馬ズボンは白または淡黄褐色とし、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色長靴の着用はJEFの判断で認められる場合がある。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟（カラー）つきであることと、長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用すること。ジャケットを着用しない場合は、袖つきのシャツを着用しなければならないが、長袖でも半袖でもよい。（JEF）
1. 6 警察官、自衛隊関係者は、民間人と同じ服装かもしくは制服を着用することができる。（JEF）

1. 7 競技場審判団の判断により、服装が不適切な選手については競技への参加が認められない場合もある。
1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により10,000円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠した服装を着用するまでは競技参加を認められない。(JEF)
1. 9 色彩について論議が生じた場合はJEF理事長に付託し、障害馬術本部との協議によりJEF理事長の決定が最終となる。(JEF)
- 1.10 選手は、騎乗している間はいかなる場合もイヤホンを装着できない；これは当該競技会場内のいかなる場所でも適用される。

2. 敬 礼

2. 1 競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼をしなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある(第240条2.7参照)。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない、また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。
2. 2 選手は、パレードの間、表彰式あるいは国歌が流れる間は敬礼することとする。
2. 3 競技場審判団は特別な理由により敬礼は不要と判断することができる。
2. 4 選手は、敬礼の際にヘッドギアを外してはならない。鞭を上げるか頭を下げることで正式な敬礼をしたとみなされる。

3. 選手および馬につける広告(一般規程第135条参照)

3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会(オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程参照)を除くすべての競技会において、選手はメーカー、選手スポンサー、選手のチームスポンサー、NFスポンサー、選手の所属国、および/または選手自身を識別表示する服装を着用および装具を使用できるが、以下に示す特定条件に従う場合のみとする：
3. 1. 1 スポンサーではないメーカーの識別表示
3. 1. 1. 1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類・装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、 3cm^2 以内(高さ1cm、幅3cmまで)の表面積とする。
3. 1. 2 スポンサーの識別表示
3. 1. 2. 1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手スポンサー、選手のチームスポンサーおよび/または所属NFのスポンサーの名称および/またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：
 - a) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも 200cm^2
 - b) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで 80cm^2
 - c) シャツの両襟あるいは女性のブラウスの襟では中央部分で 16cm^2
 - d) イヤーフードでのロゴは 75cm^2

e) 民間人はヘッドギアの中央部分に垂直にスポンサー・ロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。

f) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）

3. 1. 2. 1. 1 上記の記載に関わらず、公認障害馬術競技大会の組織委員会は、実施要項にてこのような名称やロゴの表示を禁止することができるが、第256条3.1.2.1に示した限度内でのJEFパートナーと／あるいはJEFスポンサーの名称とロゴについては例外とする。**(JEF)**

3. 1. 2. 1. 2 本条項については主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

3. 1. 2. 2 主催競技会とすべての公認障害馬術競技会において、組織委員会は競技と／あるいは競技会スポンサーの名称と／あるいはロゴを、競技エリアにいる組織委員会運営員の衣服、および馬が競技エリアにいる場合や表彰式の際に使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称と／あるいはロゴのサイズは100cm²以内とする。

3. 1. 3 選手の所属識別 **(JEF)**

3. 1. 3. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手の国名やロゴ、国の象徴および／または国旗、および／または選手のNFロゴもしくは名称は、以下の表面積を超えない範囲とする：

(i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで適度な大きさ

(ii) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm²

(iii) ヘッドギアの中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.eの仕様を参照）

(iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²（長さ20cm、幅4cm以内）

(v) フライボンネット（虫よけ）でのロゴは75cm²

いかなる場合も、表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称と／あるいはロゴと併せて表示できる。**(JEF)**

3. 1. 4 選手の氏名

3. 1. 4. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手氏名は、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm²以内（長さ20cm、幅4cm以内）とする。

3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、上衣の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴと／もしくは国名を表示することができる。

3. 3 チーフスチュワードは、選手がアリーナへ入場する前に前述条項を遵守しているかを確認する責任がある。前述内容に準拠していない選手は競技の間、アリーナへの入場が認められない。

(JEF)

3. 4 適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する法規や合意によって認められていれば、障害物とアリーナの側面に広告を表示することができる。スポンサーにつき障害物の規格詳細は障害馬術規程第208条3に網羅されている。

3. 5 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所または馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習馬場を含めない。

第257条 馬 装

1. 競技アリーナにて：

1. 1 ブリンカーと馬の目を覆うフライマスクの使用は禁止である。
1. 2 頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。
1. 3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬にはスタンディング・マルタンガールの使用が認められる。
1. 4 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。
手綱は銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合にはその1組を銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。
1. 5 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については、FEI獣医規程第1035条を参照のこと。
1. 6 表彰式や競技後のパレードの時を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニング・レーン）の使用は禁止である。

2. 組織委員会の管轄下にある競技会場内すべての場所（制限区域）では、以下の条項を適用する：

2. 1 安全確保の観点より、鎧や鎧革（セーフティ鎧にも適用される）は固定せず、あおり革の外側に托革からつられていなければならない。選手は直接あるいは間接的にであれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。
2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に錘の付いた鞭はいかなる場合にも認められず、またアリーナとスクーリングエリアで横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。この条項に従わなかった場合は失権となる（第241条3.21参照）。
2. 3 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、1肢あたり500gまでとする（蹄鉄は含まない）。この条項に従わない場合は失格となる（障害馬術規程第242条2.8参照）。
2. 4 本条項については、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

3. 馬具と装具に付ける広告

馬具と装具に付ける広告の制限については、障害馬術規程第256条3に定める条件を適用する。

第258条 事 故

1. 選手または馬の事故により走行を終えることができない場合は、選手、馬とも失権となる。事故が発生しても選手が走行を完了した場合は、乗馬で退場しなくても失権にはならない。
2. 競技場審判団が事故後に選手あるいは馬のいずれかが競技継続には適さないと判断した場合、同審判団はこれを失権としなければならない。

第11章 役員

第259条 役員

主催競技会は、別表3「主催競技会の大会役員編成に関する基準」および別表4「国民体育大会馬術競技中央競技役員編成に関する基準」による。(JEF)

7. 利害の抵触

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利害の抵触が実質的に存在すると言える。利害の抵触とは、JEFを代表するか、あるいはJEFに代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えるとみなされるような、家族関係などを含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的关系と定義づけられる。

現実的に可能な限り、利害の抵触は避けなければならない。しかしながら、スポーツ成績の向上を目指すため、JEFが利害の抵触と確立された専門性との釣り合いをとらねばならない事例もあるだろう。(JEF)

第12章 競技

第260条 概要

1. 個人およびチームを対象とする様々な障害馬術競技がある。以下の規則では、国際競技会で最も多く行われる競技を網羅する。
2. 組織委員会は、スポーツに多様性をもたせるためにも新しいタイプの競技を提案することができる。しかしながら、本章に述べる競技についてはすべて、この障害馬術規程を厳守して開催しなければならない。

第261条 ノーマル競技とグランプリ競技

1. ノーマル競技とグランプリ競技（後者は実施要項に明記していなければならない）は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第1位で同点の選手がでた場合には1回目のジャンプオフ、もしくは最大限2回のジャンプオフにスピードを導入して優劣を決定することができる。
2. これらの競技は基準Aにてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。
3. コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害物の数、障害物の種類、障害物の高さや幅が限度内で設置されるよう責任を負う。
4. グランプリ競技への出場資格の項については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
5. グランプリ競技は次のいずれかの方式に従って行わなければならない：
 5. 1 ジャンプオフを1回もしくは2回行う1回走行で、ジャンプオフの1回目か2回目はタイムレースとするかあるいは両方ともタイムレースとする；
あるいは

- 5. 2 タイムレースのジャンプオフを1回行う2回走行（同一または異なるコースにて）；
あるいは
 - 5. 3 2回走行を行い、2回目をタイムレースとする。
6. 本項は、主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

第262条 パワーアンドスキル競技

1. 通 則

- 1. 1 パワーアンドスキル競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を示すことにある。
- 1. 2 第1位で同点の選手が出た場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。
- 1. 3 ジャンプオフ用障害物は、常に本競技のコースに使用されたものと形やタイプ、色も同じでなければならない。
- 1. 4 3回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合、競技場審判団は競技の継続を止めることができる。4回目のジャンプオフでも決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で残っている選手は同一順位となる。
- 1. 5 3回目のジャンプオフ後に選手が競技の継続を希望しない場合は、競技場審判団は競技の継続を止めなければならない。
- 1. 6 3回目のジャンプオフで過失があった場合は、4回目のジャンプオフを行うことができない。
- 1. 7 同減点の場合、タイムは順位の決定要素にはならない。規定タイムも制限タイムも設定しない。
- 1. 8 競技は基準Aに基づき審査が行われる。
- 1. 9 選手が練習用馬場で調教ができない場合に限って、アリーナ内に練習用障害物を設置しなければならない。任意障害の使用は認められない。
- 1. 10 アリーナの広さと選手数によって状況が許せば、1回目もしくは2回目のジャンプオフで残っている選手はアリーナ内で待機できるよう競技場審判団が判断を下すことがある。この場合、競技場審判団は練習用障害物の使用を認めることができる。

2. ピュイッサンス競技

- 2. 1 本走行のコースは4個～6個の単独障害で構成し、このうち少なくとも1個は垂直障害でなければならない。第1障害は高さを1.40m以上とし、それ以降は高さが1.60m～1.70mの障害物を2個、高さが1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害の使用はすべて禁止されている。
踏切側に傾斜板（箱障害基底部からの距離は最大30cm）が付いている箱障害の使用は認められる。
- 2. 2 箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできるが、その場合は上に横木を1本のせたプランク（平板）、あるいは上に横木を1本のせたプランクと横木のコンビネーション、もしくはすべて横木で構成した障害物で代用することができる。
- 2. 3 第1位で同点の選手がでた場合は、2個の障害物で一連のジャンプオフを行わなければならない。障害物は箱障害か垂直障害を1個と、幅障害1個とする（障害馬術規程第246条1を参照）。
- 2. 4 ジャンプオフでは2つの障害物の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。第1位で同点の選手等が前回の走行で減点を出していない場合にのみ、垂直障害あるいは箱障害の高さを上げることができる（第246条1を参照）。

3. 六段障害飛越競技

3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用し、同じように構築しなければならない。使用する横木は最大3.50mの長さ、重さは最大10kg、それらをサポートするカップの深さは12mmとする。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。
3. 2 障害物をすべて同じ高さで造ってもよい。例えば、一律1.20mに設定する
もしくは
3. 2. 1 段階的に高さを変える。例えば、1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60m
あるいは
3. 2. 2 最初の2つの障害を1.20mで、次の2つの障害を1.30mというように設定する。
3. 3 馬が拒止したり逃避した場合は、過失のあった障害物から走行を再開しなければならない。
3. 4 第1位で同点となっている選手が第1ラウンドで減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個の障害物で行わなければならない。最初のジャンプオフの後に、障害物の数を4個までに減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない（障害物を減らす場合には低いものから外すこと）。

第263条 ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技

1. これらの競技の目的は、馬の従順さ、調教程度、そしてスピードを示すことにある。
2. これらの競技は基準Cで審査される（第239条を参照）。
3. コースは彎曲していて、障害物の種類も多様でなければならない（選択障害を設けることができ、これによって選手は難度の高い障害物を飛越することで走行距離を短縮できる）。

バンク、スロープ、乾壕などの自然障害を飛越する競技をハンティング競技と呼び、実施要項でもその名称で記載しなければならない。（この種類のもので）その他の競技はすべてスピードアンドハンディネス競技と呼ぶ。

4. コース図には通過すべきコースを指定しない。コース図では、各障害物の飛越方向を矢印で示すのみとする。
5. 回転義務地点がどうしても必要な場合にのみ、コース図に記載する。

第264条、第265条については、主催および公認競技会においては適用しない。

第264条 ネーションズカップ

第265条 スポンサーチーム競技と他の団体競技

第266条 フォルト・アンド・アウト競技

1. この競技はそれぞれ番号を付けた中級程度の障害物を用い、タイムレースとして行う。コンビネーション障害を含めてはならない。選手の走行は過失が何であれ（障害物の落下、不従順、落馬など）、最初の過失が発生した時点で終了となる。

障害物が落下したり、指定時間が経過した時点でベルが鳴らされる。その後、選手は次の障害物を飛越しなければならない。馬の前肢が着地した時に計時が止められるが、ベルが鳴ってから飛越した障害物については得点とならない。

2. この競技ではボーナス・ポイントが与えられる：正しく障害物を飛越すると2点、障害物の落下があると1点である。
3. 走行終了の原因となった過失が障害物の落下以外の場合、例えば不従順、落馬、あるいは障害物を飛越しなかったことで計時が止められる場合はベルが鳴らされる。選手は同得点を獲得した選手の中で最下位となる。
4. この競技の優勝者は獲得点数の一番高い者である。同点の場合は走行タイムが勘案され、一番早く走行した者が優勝となる。
5. フォルト・アンド・アウト競技は2つの方法で行うことができる：
 5. 1 一定の障害物の数で行う場合
これはできるだけ多くの障害物を飛越することを競う競技で、選手が最後の障害物を飛越してフィニッシュラインを通過すると同時に計時器が止められる。
第1位について得点もタイムも同じであった場合にのみ、障害物の数を限定してフォルト・アンド・アウト競技のジャンプオフを行わなければならない。
 5. 2 60秒～90秒の指定時間（屋内アリーナでは45秒）を設けて行う場合
選手は指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、コース走行を終了しても指定時間が残っている場合は、再びスタートして同じコースを回る。
馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無に関わらず点数に数えられる。計時は次の障害物で馬の前肢が着地した時点で止められる。同減点で同タイムの場合は同順位となる。

第267条 ヒット・アンド・ハリー競技

1. この競技では最初の過失で失権となるのではなく、選手は正しく飛越した障害物に2点、落下した障害物には1点が与えられる。コンビネーション障害は使用してはならない。
2. この競技は60秒から90秒（屋内では45秒）までの指定時間内で行われる。不従順はその選手が費やしたタイムで減点されるが、2回の不従順、1回の落馬は走行停止となる。この場合、選手は同点の選手の中で最下位となる。
3. この競技の優勝者は指定時間が切れるまでに、最も短時間で最も多くの得点を得た選手とする。
4. 指定時間が切れるとベルが鳴らされる。選手が次の障害物を飛越して馬の前肢が着地した時点で計時が止められるが、ベルが鳴らされた後に飛越した障害物については得点が与えられない。
5. 馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無に関わらず点数に数えられる。選手の走行タイムは前記4で述べたように、次の障害物でとる。

不従順と障害物の移動あるいは落下があった場合は、指定時間から6秒が差し引かれ、これに応じてベルが鳴らされる。
6. 計時を止めることとなる障害物を最初の試行で飛越しなかった場合は、走行終了となる。この選手は同得点を得た選手の中で最下位となる。

第268条 リレー競技

1. 通 則

1. 1 リレー競技は2名、あるいは3名の選手で構成するチームを対象とした競技である。チームメンバーは一緒にアリーナへ入る。
1. 2 コース図に示されたコースをチームメンバーが連続的に完走しなければならない。
1. 3 スタートラインを通過した選手は第1障害を飛越しなければならず、また最終障害を飛越した選手はフィニッシュラインも通過することで、計時が止められる。一人の選手が最後から2番目の障害物を飛越した後に、別の選手がフィニッシュラインを通過した場合は、チーム失権となる。
1. 4 走行タイムは最初の選手がスタートラインを通過した時点から、同チームの最終走者がフィニッシュラインを通過する時点までを計測する。
1. 5 規定タイムは当該競技の速度と、コース全長にチームメンバーの人数を掛けたものに基づいて算出する。
1. 6 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、走行に要した時間にタイム修正を加算しなければならない（第232条を参照）。
1. 7 チームメンバー1名の失権により、チーム全体の失権となる。
1. 8 チームメンバーによる2回目の不従順、あるいは選手の落馬または人馬転倒1回でチーム失権となる。
1. 9 バトンタッチの際に、選手が前走者の馬の前肢が地面に着く前に踏み切った場合は、チーム失権となる。

2. リレー競技は次の要領で開催される：

2. 1 ノーマル・リレー

2. 1. 1 ノーマル・リレーでは、最初の選手がコースを走行して最終障害を飛越した段階で次の選手が走行を開始し、以下同じ様に繰り返す。
2. 1. 2 チームメンバーが最終障害を飛越して、その馬の前肢が地面に着き次第、次の選手は第1障害を飛越できる。
2. 1. 3 これらの競技は基準Cで行う。

2. 2 フォルト・アンド・アウト・リレー（飛越回数リレー競技）

この競技は障害馬術規程第266条に定めるフォルト・アンド・アウト競技の条項に基づいて行われ、チームメンバー全員でできるだけ多くの障害物を飛越するか、またはメンバー分の指定時間を合計した時間内に、チームメンバー全員でできるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。

2. 2. 1 飛越回数を競う場合

2. 2. 1. 1 各選手が走行を終了した時点、あるいは最終障害以外で過失があったときにはベルが鳴らされ、選手は必ず交代しなければならない。次に走行を開始する選手は第1障害から、あるいは障害物の落下があった場合はその次の障害物、もしくは不従順のあった障害物から走行を開始しなければならない。
2. 2. 1. 2 チームの最終走者が過失なしで走行を終了した場合、あるいはコースの最終障害を落下させた場合、同選手の走行はフィニッシュラインを越えた時点で終了し、計時が止められる。
2. 2. 1. 3 チームの最終走者が最終障害以外の障害物を落下させた場合は、ベルが鳴らされ、同選手は走行タイムの記録のために次の障害物を飛越しなければならない。この最終走者が何らかの理由で走行タイムを記録するための障害物を飛越しなかった場合、その

チームは同得点でタイムが記録されているチームの中で最下位となる。

2. 2. 1. 4 この競技ではボーナス・ポイントが与えられる：障害物を正確に飛越した場合は2点、飛越に障害物の落下を伴った場合は1点。1回目の不従順は減点1、それ以降はチームの構成人数によるが、2番目あるいは3番目の選手による不従順は各々減点2。規定タイムの超過は、1秒あるいは1秒未満の端数ごとに減点1。
2. 2. 1. 5 順位は各チームの得点合計で最も点数が高く、また時間の早い順に決定される。
2. 2. 2 指定時間を合計した時間内で競う場合
2. 2. 2. 1 この場合は、2.2.1.1、2.2.1.3、2.2.1.4、2.2.1.5の条項を適用しなければならない。
2. 2. 2. 2 各チームとも 45 秒（最小限）から 90 秒（最大限）にチームメンバーの人数を掛けた指定時間を与えられる。
2. 2. 2. 3 チームは指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越する。チームメンバー全員が走行を終了してもまだ指定時間が残っている場合は、最初のチームメンバーが再びスタートして同じコースを回る。
2. 2. 2. 4 チームの最終走者がその走行の最終障害を落下させた場合、同選手はコースの第1障害を飛越して走行タイムを記録してもらわなければならない。
2. 2. 2. 5 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、指定時間からタイム修正の6秒が差し引かれる。
2. 3 フォルト・アンド・アウト・サクセシブ・リレー（飛越回数連続リレー競技）
この競技はフォルト・アンド・アウト・リレーと同じ規則に従って行われ、できるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。しかし、選手は前走者が過失を出した時点で交代し、各チームの人数と同じ回数のコース走行を終了するまで継続する。
2. 4 フォルト・アンド・アウト・オプショナル・リレー（飛越回数選択リレー競技）
2. 4. 1 この競技では、選手の交代を任意で行うことができる。しかし、各選手がその走行を終了した時点、あるいは過失があった時にはベルが鳴らされ、その場合は交代が義務づけられる。
2. 4. 2 選択リレーは基準Cで行われる。

（※）国民体育大会で実施するリレー競技

国民体育大会馬術競技会実施要項および同規程に記載される要領で実施する。（JEF）

第269条 アキュムレーター競技

1. この競技は6個、8個、または10個の徐々に難度の高くなる障害物を用いて行う。コンビネーション障害は許可されていない。段階的な難度には障害物の高さや幅だけでなく、コースの難度も含まれる。
2. ボーナス・ポイントが次の通り与えられる：第1障害を無過失で飛越した場合は1点、同様に第2障害で2点、第3障害で3点等々となり、合計21点、36点または55点が与えられる。障害物を落下させた場合は得点が与えられない。障害物の落下以外の過失は基準Aに従って減点される。
3. この競技はジャンプオフを行わないタイムレースの初回走行、第1走行での1位が同得点だった場合に、タイムレースまたはタイムレースではないジャンプオフを行う形式で開催できる。ジャンプオフを行う場合は6個以上の障害物を用いるが、高さと／あるいは幅を増すことができる。ジャンプオフで使われる障害物は初回走行と同じ順序で飛越しなければならない、最初の走行で割り振られた障害物個々のポイントはそのままとする。

4. タイムレースとせずにジャンプオフを1回行う競技として開催された場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については走行タイムに関わりなく、初回走行時の得点に応じて順位が決定される。最初の走行をタイムレースとし、ジャンプオフを行う競技として開催された場合にジャンプオフへ残れなかった選手については、初回走行時の減点とタイムに従って順位が決定される。
5. コースの最終障害では選択障害を置くことができ、そのうちの1個をジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは2倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。
5. 1 選択障害として、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方式を採用しなければならない: 選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後20秒が与えられ、飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1) この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。フィニッシュラインを通過した後に落馬または人馬転倒した場合、ジョーカーを飛ぶために与えられた20秒以内であれば失権とならず、それまでに獲得したポイントは保持される。

第270条 トップスコア競技

1. この競技では一定数の障害物がアリーナに設置される。各障害物にはその難度に応じて10点から120点までのポイントが付けられる。コンビネーション障害の使用は認められない。
2. 障害物はどちらの方向からでも飛越できるように設置しなければならない。
3. 障害物に割り当てられるポイントは、コースデザイナーの裁量により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内に障害物を12個設置できない場合に、どの障害物を省くかはコースデザイナーに一任される。
4. 選手は正しく障害物を飛越した場合に、その個々の障害物に付けられたポイントを合計して得点が与えられる。落下した障害物については得点を得られない。
5. 各選手は45秒（最小限）から90秒（最大限）までの定められた時間を与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害物を、自分の希望する順序と方向に飛越することができる。スタートラインはどちらの方向から通過してもよい。（スタートラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない）走行中、選手はスタートラインとフィニッシュラインを好きなだけ両方向に通過することが許される。
6. ベルの音で指定の走行時間の終了を告げ、どのポイントまで合計されるかを定める。タイムを記録するため、選手はいずれかの方向からフィニッシュラインを通過しなければならない。フィニッシュラインを通過しない場合は、その選手は失権となる。フィニッシュラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。
7. 障害飛越で馬が既に踏み切っている時に指定時間がきた場合、その障害物を正しく飛越できれば選手の得点として計算される。

8. 走行中に落下した障害物は復旧されず、それを再び飛越しても得点とはならない。不従順の結果として障害物の落下が生じたり、障害物の最上段と同じ垂直面上にある障害物の下段部分が移動した場合にもこれを適用する。障害物の落下を伴わない不従順の場合は、その障害物を飛んでもよいし、違う障害物へ進んでも構わない。
9. 各障害物を2度ずつ飛越してもよい。自発的であるとないとに関わらず、障害物を3度目に飛越すること、または既に落下した障害物の標旗間を通過しても失権とはならない。しかし、この障害物に割り当てられたポイントを獲得することはできない。
10. 不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。落馬／馬の転倒は失権となる。(第241条3.25を参照のこと)
11. 最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合はスタートからフィニッシュラインの通過までの所要時間が最も短い選手を上位とする。実施要項に記載がある場合は第1位の得点およびタイムが同じときは、指定時間を40秒とした同様の方式でジャンプオフを1回行う。(障害馬術規程第245条6を参照のこと)。記載がない場合、同得点、同タイムの選手は同順位となる。
12. ジョーカーの使用には2つの方法がある：
 12. 1 コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置することができる。ジョーカーは2回まで飛越できる。この障害物を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。
 12. 2 ジョーカーをメインコースの一部としない。所定時間が過ぎるとベルが鳴らされ、選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュラインを通過し、走行タイムが記録され、その後20秒が与えられてジョーカーの飛越を試みることができる。ジョーカーでは1回の試行のみ認められる。このジョーカーを正しく飛越した場合は200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

第271条 コース自由選択競技

1. この競技では、選手は自分が選択した飛越順序で障害物を1回ずつ飛越する。すべての障害物を飛越しない選手は失権となる。コンビネーション障害の使用は認められない。
2. 選手はスタートラインとフィニッシュラインをどちらの方向からでも通過してよい。両ラインには、それぞれ標旗を4本、即ちラインの両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。コース図に示されていない限り、障害物は何れの方向から飛越しても構わない。
3. この競技は速度を定めず、基準Cに従って行う。
4. 走行タイムの計測が開始されてから120秒以内にコースの走行を終了できない場合は失権となる。
5. 不従順はすべて、選手が費やした時間によって減点される。落馬／馬の転倒に関わる減点については、障害馬術規程第241条3.25を参照のこと。

6. 障害物の落下や移動を伴う拒止、逃避があった場合は、落下または移動してしまった障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出してから選手は走行を再開できる。
その後、自分の選択した障害物を飛越できる。この場合は走行タイムに6秒のタイム修正が加算される（障害馬術規程第232条を参照）。

第272条 ノックアウト競技

1. この競技は2名1組で互いに競うものである。選手はプログラム中の別の競技、または予選競技の結果によって出場資格を獲得し、タイムレースで基準Aに従うか、あるいは基準Cに基づいて行われる。
2. 同じように造られた2つのコースを使い、2名の選手は同時に競う。コンビネーション障害の使用は認められない。

もし他方の選手のコースに侵入して相手の邪魔になった場合には、侵入した選手が失権となる。

3. 各走行で勝ち残った選手が2名ずつ組を作り、次の走行で対決する。以降、優勝者を決める最後の2名になるまでこの手順で続けられる。
4. この競技で騎乗できるのは、各選手とも予選ラウンドあるいは予選競技で出場資格を得た馬のうち1頭である。対戦相手が棄権した場合、残った選手は不戦勝となり、次のラウンドへ進める。
5. 予選ラウンドまたは予選競技で最下位にて同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを行わなければならない。
6. 2名の選手によって行われる勝ち抜き戦において、基準Aで採点する場合はタイムレースとしない。いかなる性質の過失（障害物の落下、拒止、逃避）でも減点1となる。しかしながら、障害物の落下を伴うか否かに関わらず拒止が発生した場合は、その障害物を飛越せずに、あるいはその障害物の復旧を待たずに走行を継続する。基準Aで審査される場合、選手は減点1となる。障害物の飛越を試みずに通過した場合は失権となる。基準Cに従って行われている競技であれば、この場合は走行タイムに3秒が加算される。

障害馬術規程第241条に定める条項に違反した場合は、当該競技から失権となる。

7. 競技が基準Cに従って行われている場合は、各過失とも3秒の加算となる。
8. 減点が少ない方の選手、また同減点の場合は早くフィニッシュラインを通過した選手が次の勝ち抜き戦に出場できる。この様にして最後の2名による優勝決定戦になるまで続けられる。各ラウンドで敗退した選手は同順位となる。
9. 競技場審判団のメンバー1名はスタートラインにてスタートの合図を出し、またもう1名はフィニッシュラインで、どちらの選手が先に通過したかを判定しなければならない。

- 1 0. 勝ち抜き戦で2名の選手が引き分けとなった場合は、再度走行を行う。
- 1 1. 競技が基準Cに従って行われている場合は、選手ごとに別々の計時装置を使用しなければならない。
- 1 2. 勝ち抜き戦のスターティングオーダーは、FEI障害馬術規程付則5（JEF注：正しくは付則3）に掲載された表に従って決定する（実施要項の条件により16名または8名）。

第273条 2回走行競技

1. この競技は2つのコースを使用して行う。コース構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよいが、速度は同じとする。選手は各々、同一馬で出場しなければならない。第2ラウンドに出場しない選手は順位の対象とならない。第1ラウンドで失権、あるいは棄権した選手は第2ラウンドに参加できず、順位も与えられない場合がある。
2. 選手全員が第1ラウンドに出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、次の選手が第2ラウンドに進める：
2. 1 選手全員；あるいは
2. 2 第1ラウンドでの順位に従い（実施要項に従い減点とタイム、もしくは減点のみを採用）、限定数の選手（少なくとも選手の25%、また実施要項には記載されていなくても、減点なしで走行した選手は全員）。
3. 下記のいずれかの方式に準拠した競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1ラウンド	第2ラウンド		ジャンプオフ
基準A	基準A	スターティングオーダー	スターティングオーダー
3. 1 タイムレース	タイムレース としない	第1ラウンドでの減点とタイムによるリバースオーダー；同減点、同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3. 2 タイムレース としない	タイムレース としない	第1ラウンドでの減点によるリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3. 3. 1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点（とタイムを勘案する場合もある）によるリバースオーダー；同減点、同タイムの場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3. 3. 2 タイムレース としない	タイムレース	第1ラウンドでの減点（とタイムを勘案する場合もある）によるリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3. 4. 1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによるリバースオーダー；同減点、同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ

3. 4. 2 タイムレース としない	タイムレース	第1ラウンドでの減点によるリバース オーダー；同減点の場合は抽選による順番 のままとする	第2ラウンドと同じ
---------------------------	--------	--	-----------

4. 順 位

4. 1 選手はジャンプオフでの減点とタイムで順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計と第1ラウンドでのタイムにより、順位が決定される。
4. 2 選手はジャンプオフでの減点とタイムで順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計で順位が決定される。
4. 3 選手は2回の走行における減点合計と、第2ラウンドでのタイムにより順位が決定される。
4. 4 選手はジャンプオフでの減点とタイムにより順位が決定される。その他の選手については、2回の走行における減点合計と第2ラウンドでのタイムにより順位が決定される。
4. 5 選手はジャンプオフでの減点とタイムにより順位が決定される。ジャンプオフに参加していない第2ラウンド出場選手は、両ラウンドの減点合計と第2ラウンドでのタイムにより順位が決定される；第2ラウンドに参加していない選手は、第1ラウンドでの減点とタイムにより順位が決定される。

第274条 二段階走行競技

1. この競技は二段階で構成し、中断なしに同一または異なった速度で行われ、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。
2. 一段階目は7個から9個の障害物で構成されたコースで、コンビネーション障害は使用しても、使用しなくてもよい。二段階目は4個から6個の障害物を用いて行い、これにはコンビネーション障害を1個入れてもよい。
3. 一段階目で減点のあった選手については最終障害を飛越した時、また一段階目の規定タイムを超過した選手はフィニッシュラインを通過後、ベルが鳴らされ、走行が止められる。当該選手はフィニッシュラインを通過した段階で走行を停止しなければならない。例外 第274条5.6：失権とならなければ、一段階目で減点のあった選手も二段階目に進むことができる。
4. 一段階目で減点のなかった選手はコースの走行を継続し、二段階目のフィニッシュラインを通過して走行終了となる。
5. 次のいずれかの方式に準拠した競技の審査方法を実施要項に明記しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
5. 1 基準A、 タイムレース としない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点に従い、必要であれば一段階目の減点も採用

5. 2 基準A、 タイムレース としない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムに従い、必要であれば一段階目の減点も採用
5. 3 基準A、 タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムに従い、必要であれば一段階目の減点とタイムも採用
5. 4 基準A、 タイムレース としない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）に従い、必要であれば一段階目の減点も採用
5. 5 基準A、 タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）に従い、必要であれば一段階目の減点とタイムも採用
5. 6 基準A、 タイムレース としない 一段階目では5個～7 個の障害物	基準A タイムレース 残留障害（いずれの段階でも障害物総数は11個～13個）	両段階での減点合計（いずれの段階でも障害減点と規定タイムの超過減点）に従い、必要であれば二段階目のタイムも採用

6. 一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに出場した選手の下に順位付けられる。

7. 第1位で同点の選手がでた場合は、同じく第1位となる。

第275条 決勝ラウンドを行うグループ競技

- この競技では、選手はグループに分けられる。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最新のランキングに基づいた方法でもよいが、実施要項に明記する。
- グループ分けの方法、およびグループ内でのスターティングオーダーの決定方法を実施要項に明記しなければならない。
- まず、第1グループの選手が全員出場し、それから第2グループの選手全員、以降同様に出場する。
- 各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。
- 各グループで最上位にはなれなかったが、2番目に成績のよかった選手のうち限定数を決勝ラウンドに出場させる旨を、組織委員会は実施要項に規定することができる。
- 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
- 決勝ラウンドに出場する選手は初回走行のスターティングオーダーに従うか、あるいは実施要項にその旨が規定されていれば、最初の走行成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
- 初回走行と決勝ラウンドは、タイムレースで基準Aに従って審査を行う。
- この競技はグランプリ競技、あるいは最高賞金額が提供される競技、もしくは他の競技の予選としては採用できない。
- 決勝ラウンドに出場した選手は全員が賞金を授与される。
- 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第276条 決勝ラウンドを行う競技

1. 二回走行と決勝ラウンドを行う競技

1. 1 この競技では、第1ラウンドで上位16名の選手が第2ラウンドへの出場資格を獲得し、第2ラウンドでは第1ラウンドでの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
1. 2 二回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。
1. 3 第2ラウンドのコースは第1ラウンドのコースと異なってもよい。
1. 4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドと／あるいは第2ラウンドの障害物を用いた短縮コースで行わなければならない。
1. 5 決勝ラウンドのスターティングオーダーは2回の走行における減点とタイムの合計による順位のリバースオーダーとするか、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとするか、実施要項に定める条件に従うものとする。
1. 6 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
1. 7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査を行う。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、4秒を超えるごとに減点1となる。
1. 8 この競技はグランプリ競技、最高賞金額のである競技、もしくは他の競技出場への予選としては採用できない。
1. 9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

2. 一回走行と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0で走行開始）

2. 1 この競技では、第1ラウンドの上位10選手（最低25%、いかなる場合も減点0の選手は全員）が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
2. 2 決勝ラウンドでは選手全員が減点0で走行を開始する。
2. 3 両走行ともタイムレースで基準Aに従って審査を行う。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、4秒を超えるごとに減点1となる。
2. 4 この競技はグランプリ競技、最高賞金額のである競技、もしくは他の競技出場への予選としては採用できない。
2. 5 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第277条 ダービー競技

1. この競技は1,000m以上、1,300m以下の走行距離にて、飛越数の50%以上が自然障害で構成されたコースで行われ、走行は1回のみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを1回だけ行う。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。基準Cで審査される場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コース全長が障害馬術規程第239条3に定める制限タイムの要件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。

3. この競技が競技会の中で最も賞金額の高い競技であっても、実施要項に定める条件に従い、各選手は3頭まで騎乗できる。

第278条 コンビネーション障害で競う競技

1. コースは6個の障害物で構成するものとする；第1障害を単独障害として、その後は5個のコンビネーション障害。少なくとも1個はトリプル・コンビネーションでなければならない。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。
3. 実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合、ジャンプオフ用コースは6個の障害物で構成しなければならない。このコースにはダブル1個、トリプル1個と単独障害4個、もしくはダブル3個と単独障害3個を含めなければならない。その為、第1ラウンドで使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。
4. 第204条5は、この競技に適用しない。しかしコース全長は600m以内とする。

第279条 貸与馬による競技会と競技については、主催および公認競技会では適用しない。

第13章 獣医検査、ホースインスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポートについては、主催および公認競技会においては適用せず、JEF 獣医規程および JEF ドーピング防止及び薬物規制規程に基づく。

以下の条項については、主催および公認競技会では適用しない。

第280条 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

第281条 馬の薬物規制

第282条 馬のパスポートと個体識別番号

付則1 FEI 名誉バッジ

付則２ 規定タイムの計算

速度：３００m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	110秒	112秒	114秒	116秒	118秒
	6	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒	130秒	132秒	134秒	136秒	138秒
	7	140秒	142秒	144秒	146秒	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	158秒
	8	160秒	162秒	164秒	166秒	168秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒
	9	180秒	182秒	184秒	186秒	188秒	190秒	192秒	194秒	196秒	198秒

速度：３２５m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	109秒
	6	111秒	113秒	115秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒
	7	130秒	132秒	133秒	135秒	137秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒
	8	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒	161秒	163秒	165秒
	9	167秒	169秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒	180秒	181秒	183秒

速度：３５０m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒
	6	103秒	105秒	107秒	108秒	110秒	112秒	114秒	115秒	117秒	119秒
	7	120秒	122秒	124秒	126秒	127秒	129秒	131秒	132秒	134秒	136秒
	8	138秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒	148秒	150秒	151秒	153秒
	9	155秒	156秒	158秒	160秒	162秒	163秒	165秒	167秒	168秒	170秒

速度：375m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100秒	101秒	103秒	104秒	106秒	108秒	109秒	111秒
	7	112秒	114秒	116秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	125秒	127秒
	8	128秒	130秒	132秒	133秒	135秒	136秒	138秒	140秒	141秒	143秒
	9	144秒	146秒	148秒	149秒	151秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒

速度：400m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒
	2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
	3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
	4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
	5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
	6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101秒	102秒	104秒
	7	105秒	107秒	108秒	110秒	111秒	113秒	114秒	116秒	117秒	119秒
	8	120秒	122秒	123秒	125秒	126秒	128秒	129秒	131秒	132秒	134秒
	9	135秒	137秒	138秒	140秒	141秒	143秒	144秒	146秒	147秒	149秒

付則3 ノックアウト競技

(FEI障害馬術規程第272条、FEI障害馬術規程附則3を参照)

付則4 計時器とスコアボードの要件

(JEF 注) 主催競技会と国民体育大会馬術競技については、本付則4の記載事項を準用し、障害馬術本部が動作確認を行ったものを使用する。

1. 審判員席およびスコアボードでのディスプレイ要件

1. 1 審判員席から見えること

- 45秒のカウントダウン(0になった時点で走行タイムの開始)
- 経過時間(フィニッシュタイムからスタートタイムを差し引いたもの)
- 規定タイム
- 規定タイム超過によるタイム減点
- タイム修正(拒止に伴い障害物を壊したことによる6秒)。6秒のタイム修正は、時計が再スタートされ、選手が走行を再開した時点で直ちに加算される。
- 障害物での過失(基準A)
- 過失は秒に換算され、直ちに経過時間に加算される(基準C)
- 合計タイム

1. 2 少なくとも次の情報はスコアボードに表示しなければならない。

1. 2. 1 CSI 1*、CSI 2*、CSIO 1*、CSIO 2*、CSIO 3*、CSI-Am/V/Y/J/P/Chでは、

- アルファベットで9文字以上の表示
- 45秒のカウントダウン
- 経過時間
- 過失
- 走行中の馬の番号

1. 2. 2 CSI 3*、CSIO V/Y/J/P/Chでは、上記項目すべてに加えて：

- アルファベットで20文字以上の表示
- 馬名
- 選手名
- 国籍

1. 2. 3 CSI 4*、CSI 5*では、上記項目すべてに加えて：

- 暫定順位
- 上位者のスコアとタイム
- できれば暫定上位5選手の成績表示

1. 2. 4 CSIO 4*/CSIO 5*/大会/選手権大会では、上記項目すべてに加えて：

- ネーションズカップの特別要件
- 全チームの選手名とスコア
- 第1ラウンドと第2ラウンドでチーム成績にカウントされないスコアの表示
- 選手が入場してきた時に、他のチームメンバー成績を表示。各チームの成績を表示するかは任意である。

2 回走行競技の場合：

- 第2ラウンド：第1ラウンドでの減点を表示
- 第2ラウンド：順位にタイムが関わる場合は第1ラウンドでのタイム
- 第2ラウンド：順位にタイムが関わる場合は合計タイム(第1ラウンドと第2ラウンド)

- 第2ラウンド：両走行での減点合計

1. 3 認可されているシステム

- タイマーと電光管（フォトセル）の接続はワイヤレスでもよい。タイマーからはワイヤで処理システムへ接続される。
- 大会、選手権大会、他の競技会の場合、電光管（フォトセル）をワイヤで同期式時刻管理タイマーに接続するのは任意である。
- CSI 4*とCSIO 4*競技会、および高いカテゴリーの競技会では、スプリットタイミングシステムの使用が義務付けられている。

2. FEI 障害馬術競技会での計時

FEI カレンダーに掲載されている障害馬術競技会ではすべて、FEI が承認した電子タイマー、電光管（フォトセル）、ワイヤレス送信装置を使用しなければならない。これら承認された機器のリストは FEI ウェブサイトで公表されている。FEI 承認リストにあるもの以外のタイマー機器を使用する競技会は、FEI 審査の対象とはみなされない。タイマーの仕様詳細と手順については、FEI ウェブサイトに公表されている国際障害馬術競技会のメモランダムに一層詳しく記載されている。

2. 1 FEI 障害馬術競技会での計時

2. 1. 1 センサーでの計時

電子タイマーでは、馬がスタートラインあるいはフィニッシュラインを通過して、電光管（フォトセル）の間の光線を切った時にタイムがとられる。タイムは馬の胸でとるものとする。選手が馬を追いついて頭からラインを通過した場合でも、修正は行わない。手動計時の場合も、上述のようにタイムをとる。センサーの高さは、スタートラインとフィニッシュライン地点で同じでなければならない。基準時間が電光管（フォトセル）とともに使用される場合、連動あるいは個々で使う場合でも、日時をセットし、各競技開始前にメイン時計と同期させなければならない。日時の同期は競技会開始の60分前に行い、競技会期間中を通して維持されなければならない。

2. 1. 2 手動計時

手動計時は、電子タイマーから完全に分離しており単独であって、FEI カレンダーに掲載されているすべての競技において使用しなければならない。スタートとフィニッシュの両地点に配備され、少なくとも 1/100 (0.01) の精度で時間を表示できるストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時装置が、適正手動計時機器として認定される。記録された手動タイム（自動あるいは手書）の印刷記録は、直ちにスタート地点及びフィニッシュ地点で確認できなければならない。走行に要した経過時間は、スタートタイムとフィニッシュタイムとの数値比較で求める。手動計時によるタイムは、修正計算を経たうえで公式成績に採用できる。

2. 1. 3 手動計時修正の計算

タイムが記録されなかった選手よりも前に出場している選手5名とその後の選手5名、あるいは必要に応じて出場順番の近い選手10名の電子計時タイムと手動計時タイムの差を計算する。10名分の時間差を10で割って修正値を求め、電子計時タイムがとれなかった選手の手動計時タイムに適用しなければならない。

2. 1. 4 計時装置内での時間修正

公認のタイムプリンターが、選手の走行タイムの手動入力あるいは修正ができる場合には、修正を行ったタイムの箇所すべてに、修正を行っていることを示す何らかの印（星、アステリクスなど）をつ

け、手動入力が行われたことを表示しなければならない。

2. 1. 5 タイムのプリントアウト

プリンターで印刷された公式タイム用紙は外国人審判員に渡し、確認を受ける。競技会の組織委員会は競技会の公式承認がおりるまで、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、これらを管理する。完全なバックアップ・システムが求められる競技会でも、これを適用する。

外国人審判員は成績書式および FEI への報告書に署名し、競技会を承認したことを明示しなければならない。システム A、システム B、および手動タイムの印字記録はすべて、組織委員会が競技会終了後 3 ヶ月間、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、保管しなければならない。

2. 1. 6 タイム表示

主催者は選手全員の公式タイムを常時提示できる適正な設備を提供するものとする。

2. 2 オリンピック大会と世界選手権大会での計時

2. 2. 1 電子タイマー

オリンピック大会と世界選手権大会では、それぞれ同期された 2 台のタイマーシステム及びプリンターが使用される。タイマーはスタート地点とフィニッシュ地点の電光管（フォトセル）に直接接続され、実際の時刻とリンクして機能しなければならない。競技会開始前に、そのうちの片方をシステム A（メイン・システム）とし、他方をシステム B（バックアップ・システム）として指定する。スタート地点とフィニッシュ地点に置く各システムの電光管（フォトセル）は両者とも同じように配置し、いかなる場合も 0.5m 以内で物理的に可能な限り近づけて置かなければならない。

すべての時刻は、少なくとも 1/1000 (0.001) の精度で、瞬時にかつ自動及び連続的に専用接続、あるいは統合されたプリンターで印字紙に記録しなければならない。両システムとも、スタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。走行タイムの計算後、タイムは 1/100 秒までに切捨てる。各選手の最終走行成績は、1/100 (0.01) の精度で表示する。

最終成績に採用するタイムはすべてシステム A からのデータでなければならない。メインの電子計時システム（システム A）で計時できなかった場合は、システム B で計算された経過時間を上記と同じ手順を経て採用しなければならない。経過時間計算にシステム B の時刻をシステム A に代えて採用することは認められない。システム A あるいはシステム B から経過時間を算出できない場合については、2.1.3 に定める手動計時による計算値を有効とみなす。

すべての競技会において、システム A はこれに呼応する A 電光管（フォトセル）に接続しなければならない。システム B はシステム A とは別に、B 電光管（フォトセル）へ接続しなければならない。

図解と、スタートラインおよびフィニッシュラインの設定に関しては、FEI ウェブサイトに公表されている国際障害飛越競技会のメモランダムを参照のこと。

タイマーシステムの同期は、各競技会開始から 60 分前までの間に行わなければならない。各競技会の期間中は毎日、全システムの同期が継続されてなければならない。競技中はタイマーの再同期をさせてはならないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

他の大会や選手権大会すべてにおいて、同様のシステム適用が強く推奨される。

2. 2. 2 電光管（フォトセル）

オリンピック大会と世界選手権大会では、FEI が承認した 2 基の電光管（フォトセル）システムが必要であり、スタートラインとフィニッシュラインに設置する。どちらの設置場所においても、片方をシステム A に接続し、他方はシステム B に接続する。電光管（フォトセル）とワイヤレス・インパルス送信システムに関する手順と規程は、FEI 計時小冊子に記載されている。

2. 2. 3 手動計時

これについては 2.1.2 を参照のこと。ストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時器を使用する場合は、各競技会の開始前に同期させなければならず、できればシステム A とシステム B と同じ時刻を使用する。

2. 2. 4 全 FEI 競技会におけるワイヤレス計時器

FEI 障害馬術競技会が行われるアリーナでは、ワイヤレス・インパルス送信システムの使用が重要であることを FEI は認識しており、設置の簡素化と現代障害馬術の機能性を促進するため、このシステムの採用を奨励している。しかし、どのようなワイヤレスシステムも、有線接続されたタイマーとフォトセルの場合より不具合が生じやすいことに留意するべきである。

付則 5 CSI 招待ルールについては、主催および公認競技会では適用しない。

付則 6 ヨーロッパおよび北アメリカで開催される CSI 大会開催要件および CSIO 開催要件(世界共通)については、主催および公認競技会では適用しない。

水濺障害のデザイン

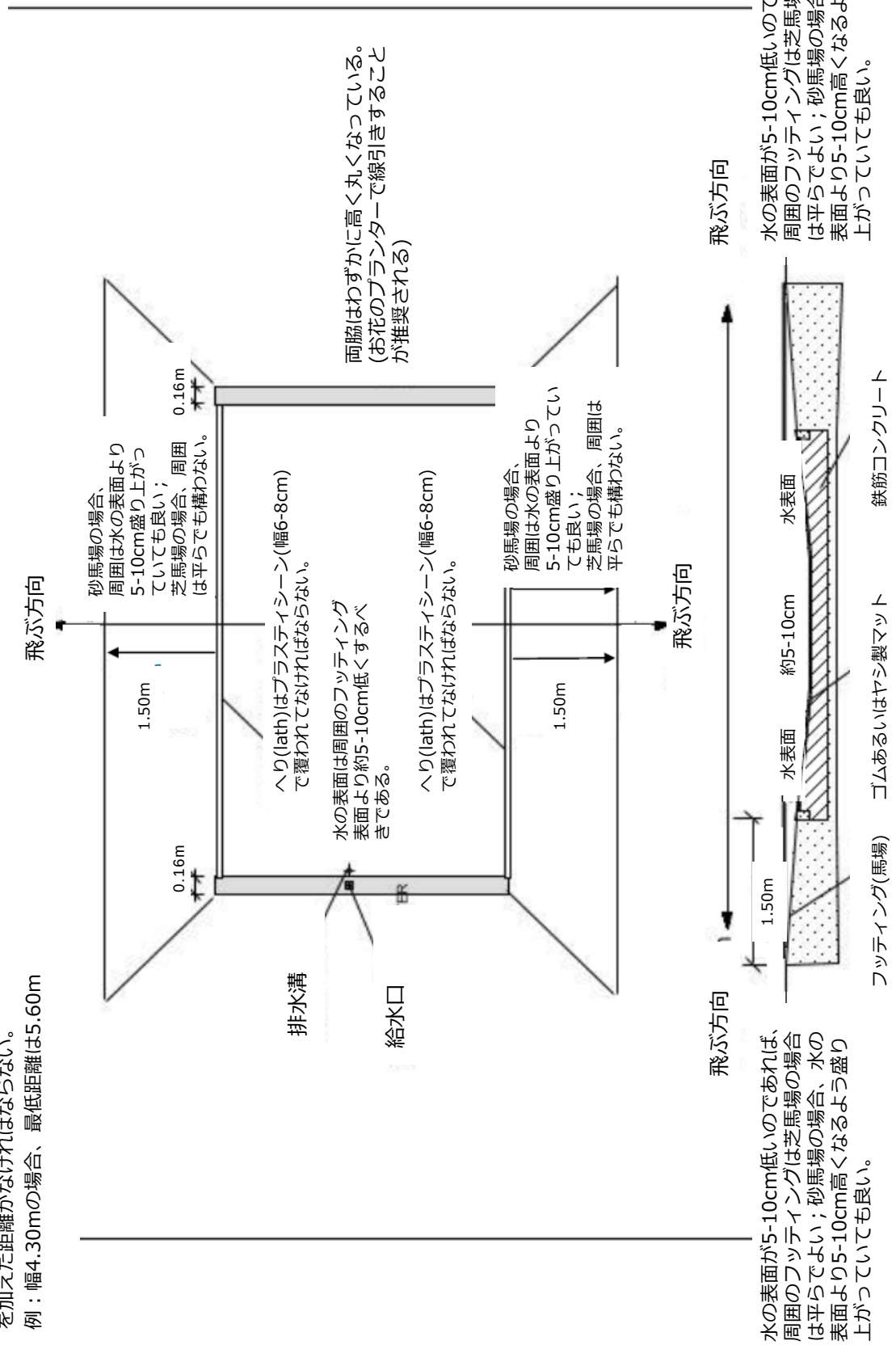
水濺手前の最低距離：

幅が3.00m以下の場合4.00m。

幅が3.00mを超えている場合、水濺幅に水濺幅の30%を加えた距離がなければならない。

例：幅4.30mの場合、最低距離は5.60m

正しく構築された水濺障害とは、水の表面が周囲のフッティングより低くなっていることである。そのため、水濺障害周辺のフッティングは水の表面より5-10cm高くしなければならない。下図は、水の表面と周囲のフッティングの高さが5-10cmの差を造るための方法である。



第3編 設定せず

第4編 馬場馬術競技

第401条 馬場馬術の目的と一般原則

1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。

このような資質は次のような動きで表現される：

- ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること
 - 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること
 - 旺盛なインパルジョンから生み出される前駆の軽快な振り出しと後駆のエンゲイジメント
 - いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって銜を受け入れていること
2. これによって、あたかも馬自身が自分の意志で要求された運動を行っているような印象を与えるのである。馬は注意深くかつ自信に満ち、おおらかに選手の指示に従って直線上ではどのような運動でも馬体を完全に真直ぐにし、曲線上を進む時には馬体をそのカーブに一致させるようベンドさせる。
 3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、関節をよく屈伸させて、整正で闊達な歩き。駢歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後駆の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生氣と活力を行き渡らせた動きをする
 4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の良好な屈伸が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。
 5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならない。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬がいくぶん頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に銜を受け入れている状態を「オン・ザ・ビット」と言う。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面は僅かに垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。
 6. ケイダンスは速歩と駢歩において現れるものであり、非常に顕著な整正さと旺盛なインパルジョン、バランスをもって馬が動いている時に示す正しい調和の結果である。ケイダンスは速歩や駢歩で行ういかなる運動においても、また速歩や駢歩のどのような歩度でも維持されなければならない。
 7. ペースの整正さは馬場馬術の必須条件である。

第402条から第420条については、FEI 馬場馬術規程を参照のこと（JEF）

第421条 競技課目

主催および公認競技会で実施する馬場馬術課目は、別表1のとおりとする。（JEF）

第 422 条 参加条件

3.6. 主催および公認競技会においては、選手以外の者についても騎乗運動を行うことができるものとする。(JEF)

本項の上記条文以外は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 423 条から第 425 条については、主催および公認競技会では適用しない (JEF)

第 426 条 選手の重量

制限／限定なし

第 427 条 服 装 (JEF)

1. 保護用ヘッドギアとトップハット／ボーラーハット：

原則として、騎乗する際はいかなる時も、すべての選手（同様にいかなる人物）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならず、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダーについてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。ホースインスペクションに馬を臨場させる人物も着用が推奨される。

この条文に違反するすべての選手（同様にいかなる人物も）は、保護用ヘッドギアを適切に着用するまで、直ちに騎乗することが禁止される。

以下の例外措置を適用する：23 歳以上**の選手で 7 歳以上の馬に騎乗している場合には、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット／ボーラーハットを着用してもよい。しかしこの例外措置は、実際の競技および競技直前のウォームアップ（時間をあけずに競技に出場する場合）に限定され、これには厩舎とウォームアップエリア間の騎乗、ウォームアップエリアでの競技馬への騎乗、厩舎へ戻る際の騎乗が含まれる。演技課目開始時点と終了時点での敬礼、表彰式における褒章受領時とウイニングランの際には（保護用ヘッドギアではなく）トップハット／ボーラーハットをとってもよい。

しかしながら、この例外に当てはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。

本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。

トップハットのような形状をした保護用ヘッドギアは、標準的トップハットと同じ条件で着用が認められる。

注記* ： 保護用ヘッドギアは適用される FEI 一般規程追記 A に定義されている。

注記** ： 選手は 23 歳になる年の始め（1 月 1 日）から 23 歳とみなされる。

2. 民間人

主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。

上衣：黒あるいは濃紺の燕尾服またはジャケット（縁飾りは許可される）

保護用ヘッドギアあるいはトップハット／ボーラーハット：黒あるいは濃紺

乗馬ズボン：白またはオフホワイト

ストッキングまたはタイ：白またはオフホワイト

手袋：白またはオフホワイト

長靴：黒（皮革製品）

拍車：4 項を参照のこと

3. 自衛隊関係者、警察官など

自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技および公認競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。保護用ヘッドギアに関する必要条件をすべて遵守しなければならない。

4. 拍車

拍車の着用は（別表1）馬場馬術課目および馬装基準による。その材質は金属製でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり（先端が鋭角でない）、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（「インパルス」拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。

5. イヤホンおよび／または他の電子通信機器

主催競技および公認競技会において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。

第428条 馬装

運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）

1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン鼻革もグルメットも馬を傷つけるほどきつく締めてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。

2. 銜

小勒銜と大勒銜は金属製および／または硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は10cmまでとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけない。可動式銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを10cmまでとする。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい。小勒銜および／または大勒銜の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は12mm以上、小勒銜の場合は10mm以上とする。審査用紙に記載があれば水勒の使用が許可される。ヤングホース競技に使用する水勒の場合、銜身は直径14mm以上でなければならない。ポニーについては直径10mm以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいは銜枝付近で測る。手綱は銜に装着しなければならない。

3. 鞭

すべての競技会において、アリーナでの演技中はいかなる種類の鞭も携帯することはできない。ただし練習馬場で全長が1.20mまで（ポニー競技では1.00mまで）の鞭を1本使用することは認められる。鞭は競技用アリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。本規程第430条を参照のこと。（JEF）

競技会場に到着した時点から騎乗、手綱を引いて常歩で歩かせること、引き馬、調馬索（調馬索用追

い鞭は許可)を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭を1本(1.20m以内／ポニーの場合は1.00m以内)携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

4. 装具

マルタンガール、胸あて、ビットガード、装具(ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネーザル・ストリップなど)、およびあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。本規程第430条を参照のこと。

5. 装飾

リボンや花などの非常に派手な飾りを馬の尾などに施すことは厳しく禁止されている。しかし馬のたてがみや尾を通常のやり方で編み込むことは許可される。

6. 人工の尾／長く見せるために付ける尾

このような尾は、FEI から事前に許可を得ている場合に限り使用が認められる。このような許可の申請書類は、写真と獣医師の証明書を添えて FEI 馬場馬術部門へ提出すること。(ホックや紐穴を除いて)人工の尾に金属部分があつてはならず、また重みをつけてもいけない。(JEF 注：国内競技に関しては、審判長の判断による)

7.1 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならず、また第428条7.2は例外として耳栓は許可されない。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

7.2 馬の耳栓の使用は表彰式においてのみ許可される。

8. 馬装の点検

禁止された装備で選手がフィールドオブプレイに入ることを防止するため、最終ウォームアップ馬場を出る前にスチュワードによる目視チェックを行うことができる。しかし、禁止された馬装で入場しない責任はすべて選手にある。スチュワード1名を選任して、各馬がアリーナを出た直後に馬装を点検させなければならない。馬装が規定にそぐわない場合はC地点審判員に報告し、これが確認されれば、当該馬は即時失権となる。馬によっては口が過敏で触られるのを嫌がるため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない(FEI スチュワードマニュアルを参照)。

スチュワードは、頭絡を点検する際に使い捨ての手術用／保護用手袋を着用しなければならない(各馬につき1組の手袋)。

9. ウォームアップとトレーニングエリア

前記1項～4項はウォームアップ馬場や他のトレーニングエリアにも適用されるが、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒、ブーツ、バンデージの使用が認められる。調馬索運動では、ロンジングカブソン、両側に1本ずつのサイドレーンやダブル・スライディング式サイドレーン(トライアングル)が許可される。調馬索では調馬索用レーン1本のみ使用が許可され、調馬索用カブソンあるいは水勒銜／小勒銜に装着しなければならない。大勒銜に調馬索用レーンを装着して調馬索を行うことは許可されない。

10. 個体識別番号

到着時に主催者から個体識別番号を提供される場合には、各馬は到着時に主催者から提供される個体

識別番号を、競技会期間を通して着用しなければならない。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで)実際に競技を行っている間、また練習およびスクーリングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。個体識別番号の文字色は指定しないが、白地に控えめな記載とする。

別表 1A 許可されている銜の図と説明

各種大勒頭絡の銜

小勒銜：

1. ルースリング小勒銜
2. a,b,c ジョイントのある銜身の小勒銜で、中央部分に丸みをもたせたもの。エッグバットの使用も可。
2. d-中央部分が回転する小勒銜
2. e-中央部分が回転する可動式小勒銜
2. f-中央部分が回転し、ループリングのついた可動式小勒銜
3. エッグバット小勒銜
4. 銜枝付き小勒銜

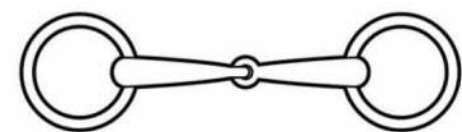
大勒銜：

5. 半月形大勒銜
- 6+7. 真直ぐな銜枝と舌ゆるめ付き大勒銜
8. 舌ゆるめと遊動式銜身のついた大勒銜 (Weymouth)
回転式レバーアームの大勒銜も許可される。
9. No.6、7、8 の変形
10. S 字形銜枝のついた大勒銜
11. グルメット (金属製か革製、あるいは両者の組み合わせ)
12. グルメット留め革
13. 革製グルメットカバー
14. ゴム製、革製あるいはシープスキンのグルメットカバー

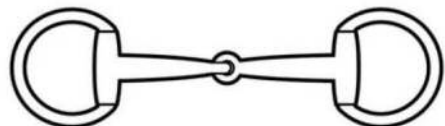
各種水勒銜：

1. ルースリング水勒銜
2. a,b,c ジョイントのある銜身の水勒銜で、中央部分に丸みをもたせたもの。エッグバットの使用も可。
3. エッグバット水勒銜
4. D 形のレース用水勒銜
5. 銜枝付きエッグバット水勒銜
6. 銜枝付きルースリング水勒銜 (Fulmer)
7. 銜身より上に銜枝のついた水勒銜
8. ハンギング式銜枝の水勒銜
9. 銜身に折れない水勒銜。ミューレンマウスおよびエッグバットリング付きのものも許可される。
10. 銜身が回転する水勒銜
11. 中央部分が回転する水勒銜
12. 中央部分が回転する可動式銜
13. 中央部分が回転し、ループリングのついた可動式銜

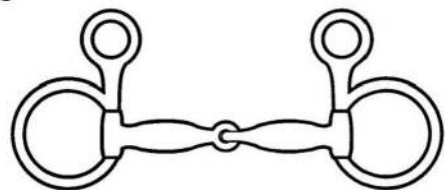
各種大勒頭絡の銜
小勒銜：



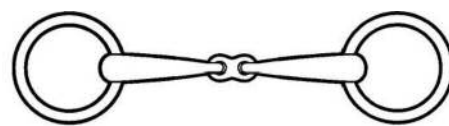
1



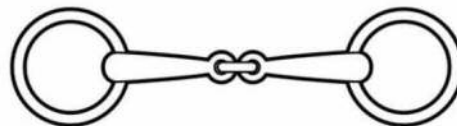
3



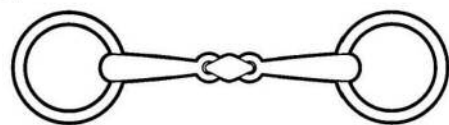
4



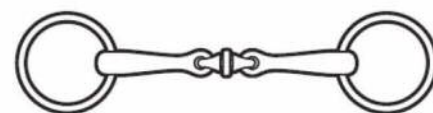
2a



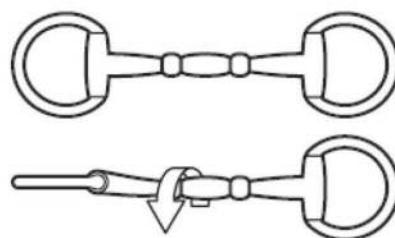
2b



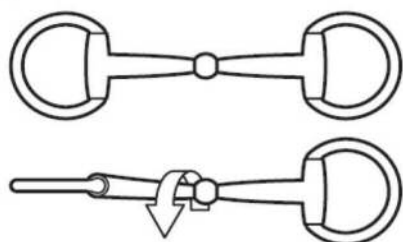
2c



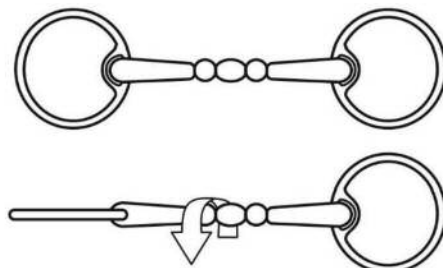
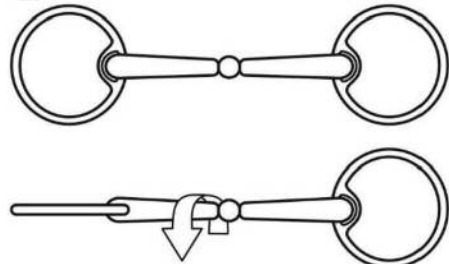
2d



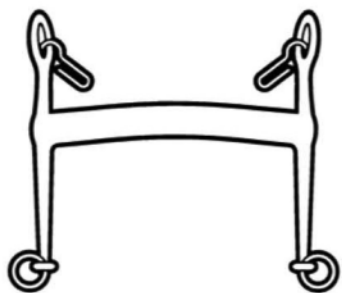
2e



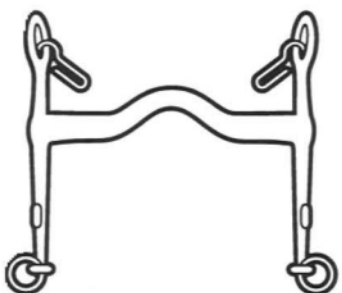
2f



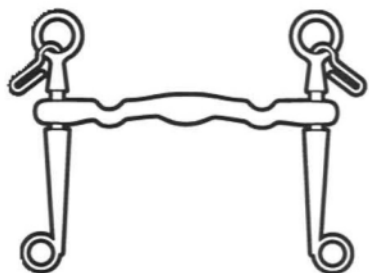
大勒銜：



5



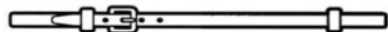
7



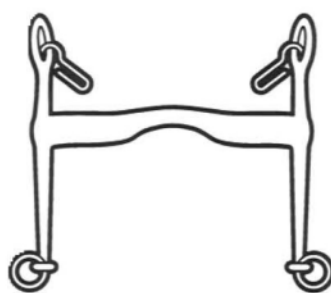
9



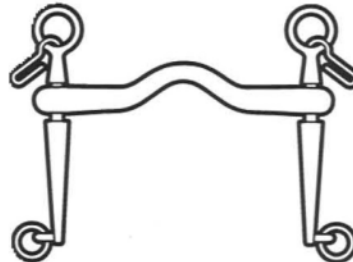
11



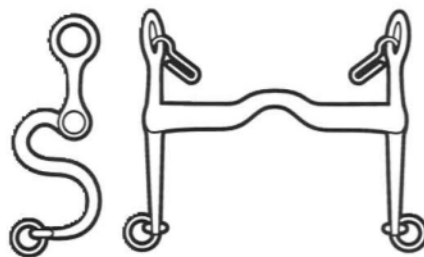
12



6



8



10

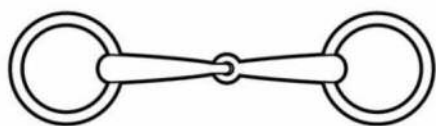


13

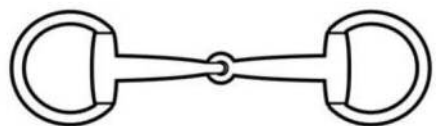


14

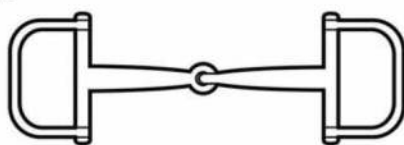
各種水勒銜：



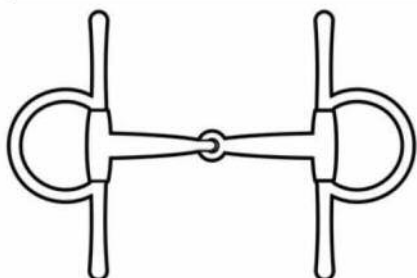
1



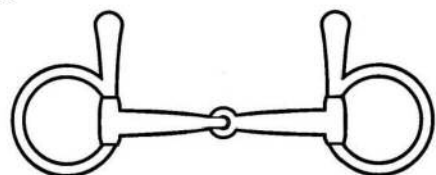
3



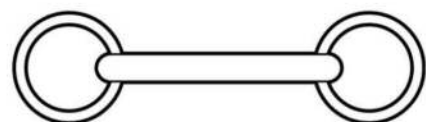
4



5



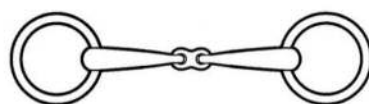
7



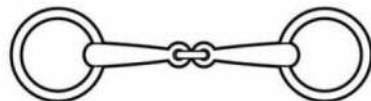
9



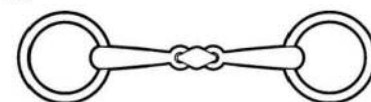
11



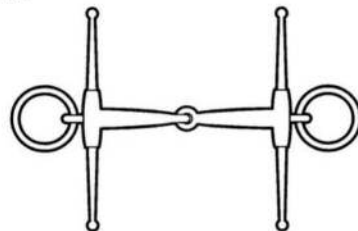
2a



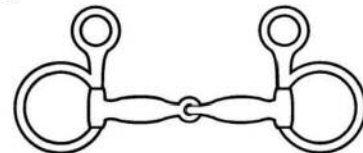
2b



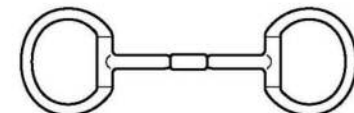
2c



6

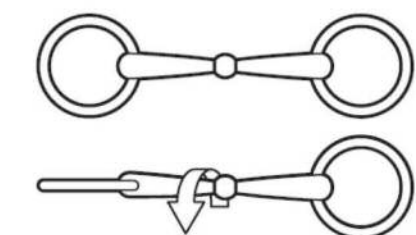


8

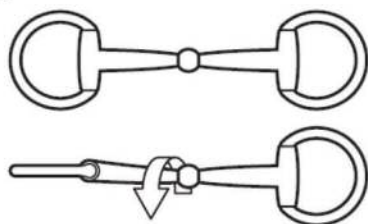


10

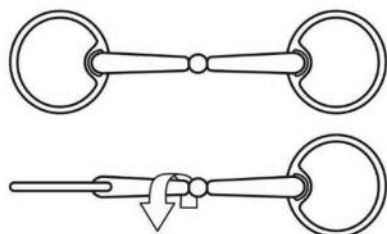
可動式銜：



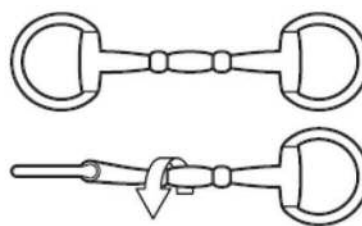
12



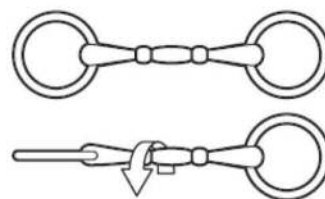
12



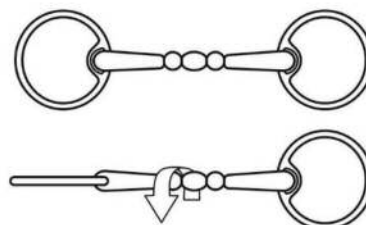
13



12



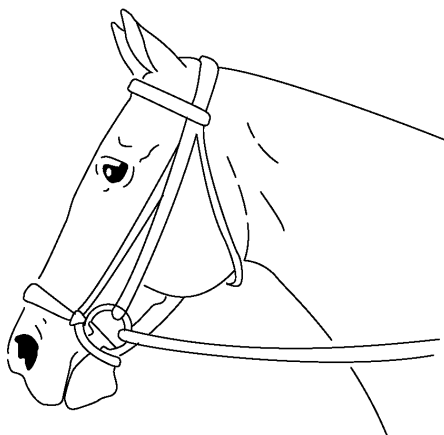
12



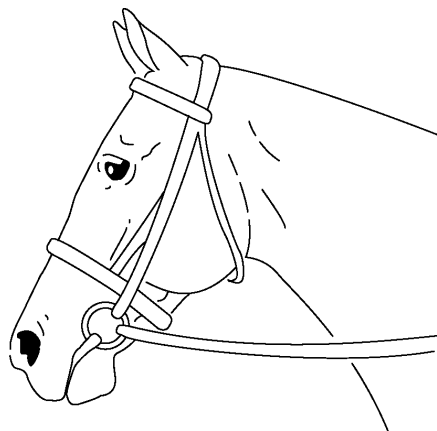
13

許可されている鼻革

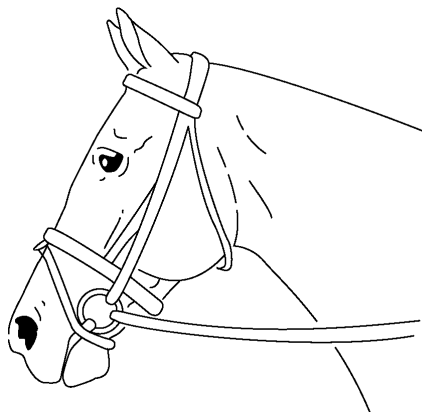
1. ドロップ鼻革



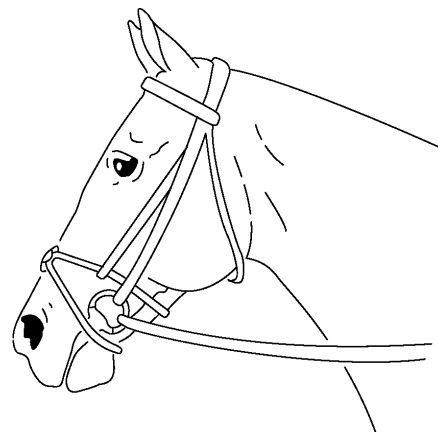
2. カブソン鼻革



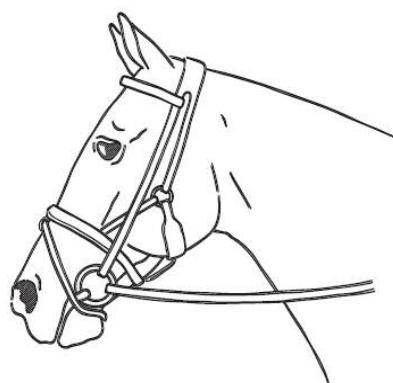
3. フラッシュ鼻革



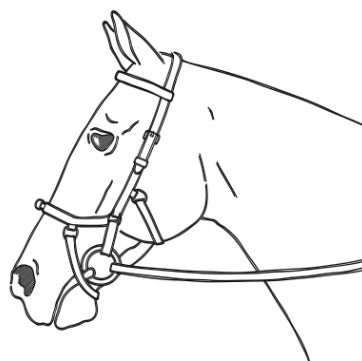
4. 交叉鼻革／メキシコ鼻革



5. コンビ鼻革－顎紐なし



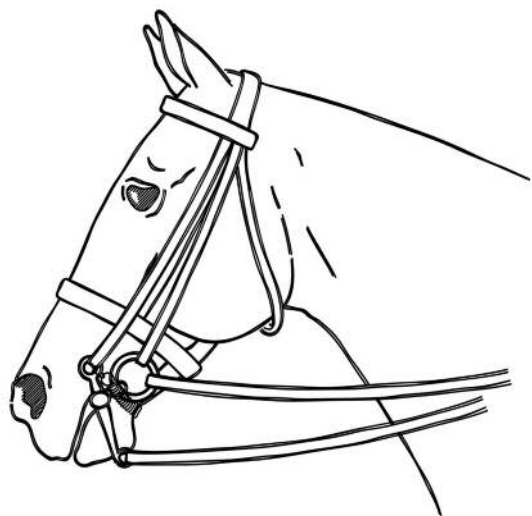
6. ミックレム ブライドル



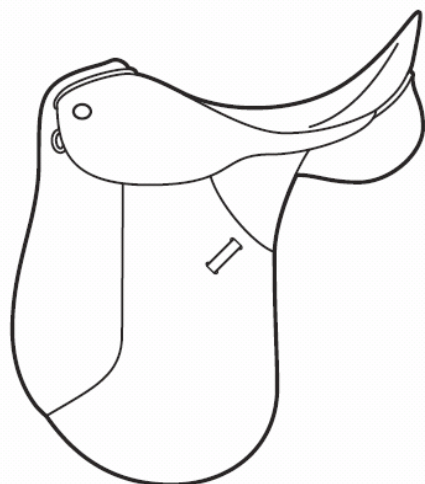
1, 3, 4, 6は大勒との併用が認められない

5を大勒用として用いる場合は、鼻革の下のストラップは使用できない

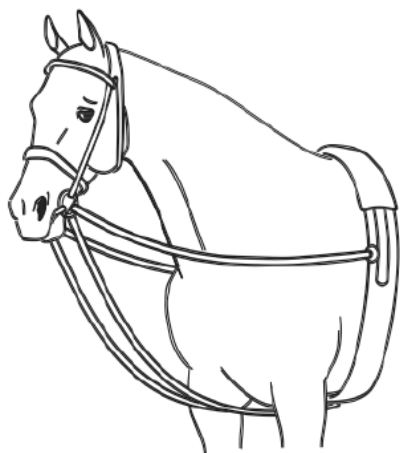
カブソン式鼻革、小勒銜、グルメット付き大勒銜を備えた二重頭絡の例



許可される馬場馬術用鞍の例



ダブル・スライディング式サイドレーン（トライアングル）



第 429 条 競技場（アリーナ）と練習馬場

1. 主催競技会および公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、本規程第 429 条 5 による。また、競技場が 20m×40m の場合の寸法および標記は、別表 2 による。**(JEF)**

2. アリーナの規格

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ 60m、幅 20m の広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も 60cm 以内、短蹄跡ではいかなる場合も 20cm 以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも 10m 以上の距離をおいて設置する必要がある。これについては JEF が例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から 2m 以上離れていなければならない。アリーナそのものは高さ約 30cm の低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A 地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは 2 メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくなならないよう配慮したものであること。

レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。**(JEF)**

3. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス／テーブルへの広告表示

すべての FEI 選手権大会と FEI 指定シリーズについて、馬場馬術アリーナフェンスでの広報権は唯一 FEI に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が FEI より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。ただし広告が一切認められない馬場馬術用地点標記とそのホルダーを除く。

他のすべての国際競技会については別途 FEI から出された勧告に従い、馬場馬術アリーナフェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を組織委員会に強く推奨する。

広告は黒のみで印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々 1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側の M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々 3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告は規則的に設置しなければならない、また長蹄跡での広告掲示は正確に対称な設置とする。

スポンサーの商標／ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならない、広告は馬場馬術アリーナフェンスの上端に合わせる。広告はアリーナフェンスの内側にのみ設置することができて外側は不可であり、JEF と放映局との合意に基づく条件が効力を有するときは、これを尊重しなければならない。

フェンスあるいはジャッジボックス／テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。ジャッジボックスの正面につける広告はいかなるものも 2 m² の大きさとする。

上述した広告の設置位置条件に従い、JEF 承認競技会名および／またはロゴを馬場馬術アリーナフェンスに掲げることが常に許容される。

例えば：CDIO アーヘン／CDI5*カンヌ／CDI-W ロンドン

4. 地点標記

アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから 50cm ほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ位置に印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。

5. 審判員の配置

3名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならないが、屋外競技ではアリーナから3m以上、5m以内の位置とするが、屋内競技の場合は2m以上離すことが望ましい。C地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の2名（M地点とH地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ2.50mの位置に配置する。サイドの審判員2名（B地点とE地点）は各々のB地点、E地点でアリーナから3m以上、5m以内の位置に配置するが、屋内競技では2m以上離すことが望ましい。審判員が3名の場合は、1名が長蹄跡側に座るべきである。本規程第437条を参照のこと。

6. ジャッジボックス

各審判員に個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm（自由演技課目ではもう少し高い方がよい）以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは4名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にする。

ただし、パソコン入力をブース内で行わない場合、4名の収容を義務付けるものではない。（JEF）

7. 小休止

6～10名の選手が演技を終える毎に10分間程度の休憩を入れ、馬場表面を整備しなければならない。馬場馬術競技の実施中に設ける小休止あるいは休憩は、いかなる場合も2時間（昼食など）を限度とし、また他の競技をその間に入れてはならない。

しかし1競技の出場選手数が約40名を超える場合には、組織委員会はこの競技を2日間に分けて実施しなければならない。

8. アリーナへの入場

アリーナへの入場前に外周を騎乗することが実質的に困難な競技については、ベルの合図前に、選手はアリーナへ入ることが認められる。ベルの合図後、選手はアリーナから外へ出ずに演技を開始する。アリーナ外周を騎乗できる競技の場合、選手はベルの合図前にこのアリーナ周辺スペースへ入ることが認められるが、アリーナへはベルの合図があってから入ることができる。

C地点審判員はベルと時計／時間に責任を有する。

9. アリーナでのトレーニング

選手／馬は競技で演技を行う場合か、あるいは組織委員会の裁量によりメインアリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる（下記参照）。いかなる例外も技術代表または競技場審判団長の承認が必要である。

10. 練習馬場

望ましくは競技会の第1競技開催の2日以上前から、選手が自由に使用できる広さ60m×20mの練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。可能であればこの馬場は競技用アリーナと同じフットイングで準備する。

60m×20mの練習用馬場を提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記すること。競技用アリーナでのトレーニングを認める場合は、競技用アリーナを実際の競技仕様のセットアップにできるだけ類似させて最終ウォームアップ用に準備することが望ましい。

「テンミニッツアリーナ」は、競技用アリーナへ入場する前の最終練習馬場である。オリンピック大会とFEI選手権大会では「テンミニッツアリーナ」の設置が義務づけられ、その他すべてのCDI／CDIOでは推奨される。

- 10.1 最後のトレーニング馬場 は、メインアリーナと同じフットイングでなければならない。
- 10.2 選手は、前の選手がメインアリーナへ入場するためにこの馬場から出た後にここへ入ることができる。「テンミニッツアリーナ」へ入ることができるのは1選手のみである。
- 10.3 この「テンミニッツアリーナ」の使用は、選手に義務づけられるものではない。
- 10.4 スチュワードは、厩舎の公式開放時刻から常時臨場して、すべてのトレーニング／ウォームアップを監視しなければならない。
- 10.5 馬装の調整を行うことは認められ、通常範囲内での馬の手入れが許可される。

11. 中断

競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C 地点審判員がベルを鳴らす。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C 地点審判員がベルを鳴らして演技を中断させることができる。技術代表／組織委員会も、競技を止めるよう C 地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で演技を再開し、完結させることとする。

自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手はC 地点審判員の許可を得てアリーナを出ることができる。他の選手の出場時刻にはできるだけ影響を与えないように配慮する。当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に戻って演技を再開するか、あるいは演技を初めからやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

演技に影響を及ぼすと思われる異物がアリーナ内に入った場合には演技を中断させなければならず、その物体が除去された時点で選手は演技を継続することができる。

規定課目で選手が演技を再開しなければならない場合、選手は課目の最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

第 430 条 競技課目の実施

JEF 公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。

1. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手は 45 秒以内に A 地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに 45 秒が与えられ、音楽のスタートから 20 秒以内にアリーナへ入らなければならない。

自由演技課目の最中に技術的な不備があったり、音楽の鳴り出しが遅かった場合には、C 地点審判員が計時を止めて問題の解消後に計時を再開させることができる。C 地点審判員はベルと時計／時間について責任を負う。可能な限り 45 秒を示す時計を使用すべきであり、選手には常にはっきりと見えるように設置しなければならない。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は時計を止め、馬が演技を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。

2. 敬礼

選手は敬礼の際に片手で手綱を持たなければならない。トップハット／ボーラーハットを着用している選手は、脱帽するか頭を下げるだけにするか選択できる。

3. 経路違反

選手が「経路違反」(回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど)をした場合、C 地点審判員はベルを鳴らして当該選手に警告する。必要であれば C 地点審判員はどこから演技をやり直すか、次に行う運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしても、ベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。例えば K 地点で中間速歩から収縮常歩へ移行すべきところを V 地点で移行した場合、あるいは A 地点より中央線を駈歩で進んで L 地点でピルーエットを行うところを D 地点で行った場合などに、ベルを鳴らすか否かは C 地点審判員が判断する。しかし経路違反でベルが鳴らされず、それと同じ運動項目が当該課目の中で繰り返し求められていて、当該選手がまた同じ誤りをした場合には、1 回の誤りについてのみ減点する。

経路違反か否かの判断については、C 地点審判員に唯一決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアを調整する。

4. 運動項目実施の誤り (JEF)

選手が「運動項目実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとるなど)を犯した場合は、「経路違反」と同じく減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動課目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動課目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

5. 気付かれなかった誤り

競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

6. 減点 (JEF)

6.1 「経路違反」

上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点しなければならない。

- | | |
|------|-------------------------|
| 1 回目 | 2% (各審判員の合計得点率から 2%減じる) |
| 2 回目 | 失権 |

ヤングホース課目、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の合計得点率から 0.5%が差し引かれ、2 回目の違反は 1%の減点、3 回目の違反で失権となる。

JEF 制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から 0.5%が減点され、2 回目の違反は 1%の減点、3 回目の違反で失権となる。

6.2 その他の違反

以下の場合にはすべて違反とみなされ、それぞれの違反につき 2 点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)。

- アリーナ周囲のスペースおよび／またはアリーナ内に鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること
- 演技開始後に誤りが判明した場合、C 地点の審判員は、選手を止め、必要ならば補助員をアリーナに入れて、これらを外させる。選手は、初めから(この場合は馬場埒の内側から)あるいは止められた運動から再開する。止められる前の採点は変更しない。

(JEF 注: 国内競技に関しては、再開する運動項目は C 地点審判員の指示による)

- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- ベルが鳴ってから 45 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90 秒以内には入場した場合

- 自由演技で、音楽が始まってから 20 秒を超過して入場した場合
- 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かったり長かった場合は、芸術点合計から 0.5%が減点される。
- 選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合

7. 失権

7.1 跛行

著しい跛行が見られる場合、C 地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

7.2 反抗

いかなる反抗も、20 秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から 20 秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術アリーナへの入場前、あるいは退場する際の反抗についても適用する。

7.3 落馬

人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手は失権となる。

7.4 馬場馬術課目の演技中にアリーナから出た場合

課目の開始から終わりまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合は失権となる。

7.5 外部からの援助

音声や合図など外部からのいかなる援助も、選手あるいは馬への不正もしくは許可されない援助と見なされる。積極的な援助を受けた選手あるいは馬は、失権としなければならない。

7.6 出血：

課目演技中に C 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。

大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合(第 430 条 10)、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合には大会獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。

上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。

7.7 失権となるその他の理由

- 人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合
- 演技が馬のウェルフェアに反し、そして／または虐待となる騎乗を呈している場合
- 人馬コンビネーションがベルの合図から 90 秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。ただし、正当な理由（落鉄など）が C 地点審判員へ通知された場合を除く。
- 第 430 条 6.2 に記載されていない許可されない装備で騎乗した場合

8. 減点

減点は各々の審判員の審査用紙にて、当該選手の合計点から差し引かれる。

9. 所定地点での運動項目の実施

アリーナの所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体がその地点の上に来た時に行うものとするが、ただし馬が斜線あるいは直角に地点標記に近づいて行う移行の場合を除く。この場合

は移行に際して馬体が真直ぐであるよう、馬の鼻先が地点標記の蹄跡上に達した時点で移行を行わなければならない。これにはフライングチェンジの実施も含まれる。

10. 課目の開始／終了

課目は A 地点からの入場に始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。出血や装具の適否を確認する目的で選手／馬の点検が行われる場合には、馬装点検終了まで課目の終了とみなされない。課目の開始前、あるいは終了後のいかなる偶発的出来事も、点数に影響を及ぼさない。選手は競技課目に記載された方法でアリーナから退場する。

11. 自由演技課目に関する詳細

選手は音楽が始まってから 20 秒以内にアリーナへ入場しなければならない。自由演技課目の始めと終わりでは、停止して敬礼することが義務づけられている。演技時間は選手が停止の後に前進を始めた時点で開始となり、最後の敬礼で終了となる。

詳細については「自由演技課目における難度の判断に関するガイドライン」を参照のこと。

第 431 条 時 間

競技課目の所要時間

自由演技課目についてのみ実施時間の計測を行う（別表 1）。その他の審査用紙に記載されている時間は参考に過ぎない。（JEF）

第 432 条 採 点

- すべての運動項目と、一つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。
- 各審判員は最低 0 点から最高 10 点までの点数で採点する。
- 点数の尺度は次の通りである：

10 優秀	7 おおむね良好	4 不十分	1 極めて不良
9 極めて良好	6 基本的な要求を満たしている演技	3 やや不良	0 不実施
8 良好	5 まず可とみる	2 不良	

審判員の判断により、運動項目と総合観察点では 0.5 から 9.5 の間で 0.5 点も使用できる。

「不実施」とは、要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。

自由演技課目では、すべての点で 0.5 をつけることができる。

- 選手が演技を終了した後に、次の観点から総合観察点が与えられる：

- 1) ペース
 - 2) インパルジョン
 - 3) 従順性
 - 4) 選手の姿勢、騎座；正確かつ有効な扶助
- 各総合観察点は 0 点から 10 点で採点される。

5. 総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、FEI が定める係数を設けることができる。

第 433 条 審査用紙

馬場馬術運動課目は、JEF ホームページからダウンロードして使用すること。(JEF)

1. 審査用紙には 2 つの欄があり、初めの欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2 つ目の欄は訂正点を記入する欄である。いかなる訂正点も修正した審判員によるイニシャルでの署名が必要である。審判員のスコアはインクで記録しなければならない。
2. また審判員の所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも 5 点以下を与えた場合は、所見を与えることが強く推奨される。

3-6 項は、主催および公認競技会では適用しない (JEF)

第 434 条 順位

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。
2. 本条文は主催および公認競技会では適用しない (JEF)
3. 個人順位は次の要領で決定する：
3.1 すべての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第 2 位は次点の選手というように決定する。

同点

上位第 3 位までで得点率が同一となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が同点の場合は同順位とする。

自由演技課目の上位第 3 位までで得点率が同一となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。

これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。

(JEF 注：第 4 位以下の順位をつける必要がある場合は、上位第 3 位までと同様の手順により決定する。)

4. 本条文は主催および公認競技会では適用しない (JEF)

5. 苦情／抗議

公式ミスに関する抗議／苦情については、正式認可を受けたビデオ（公式ビデオ録画の契約がある場合）のみ証拠として使うことができる。

第 435 条 成績の公表

1. 各演技終了後、総合成績とともに各審判員が与えた得点率が個別に仮発表される。例として、(1)各審判員の得点率が E = 69.990%、H = 70.333%、C = 70.205%、M = 71.120%、B = 69.660% (2) 最終得点率：70.261%
2. 本条文は主催および公認競技会では適用しない (JEF)
3. 成績はすべて小数点以下第 3 位までパーセント表示で発表しなければならない。
4. 本条文は主催および公認競技会では適用しない (JEF)

5. 選手が競技前に出場を取り止める、あるいは課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、または「ノーショウ（現れず）」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退(WD)」、「棄権(R)」、「失権(EL)」「ノーショウ(NS)」の用語かその短縮文字を表記しなければならない。
- 出場辞退（Withdrawn）（Excused）； 選手が演技を始める前に、正当な理由で審判長の許可を得て出場を取り消した場合
 - 棄権（Retired）； 演技を始めたがやめてしまった場合
 - 失権（Eliminated）； 選手が演技を始めたが本規程に違反したため演技を中止しなければならない場合
 - ノーショウ（No show）； 選手が事前通知なく競技に姿を現さなかった場合
6. スコアボード
演技中は審判員にスコアが見えないようにするべきである。観客へのランニング・スコア（合計得点率平均）とオープン・スコアリング（運動項目ごとの全審判員平均点）の表示は推奨される。
7. インターネット
審判員が個々にだした運動項目ごとの点数は、確認を行った後に初めて発表できる。

第 436 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない（JEF）

第 437 条 競技場審判団

審判員の禁止事項

審査中、携帯電話を含む電子通信機器の使用は禁止する。審判員はその日の審判業務が終了するまで、アルコール飲料を飲むべきではない。終了した演技の得点は、進行中の競技中に審判員へ提供されるべきではない。

上記以外の条文は主催および公認競技会では適用しない（JEF）

第 438 条から第 459 条については、主催および公認競技会では適用しない（JEF）

第 5 編 総合馬術競技

本編は FEI 総合馬術規程第 24 版による。

総合馬術ビジョン表明

総合馬術は馬術競技の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、選手はあらゆる面で馬術の豊かな経験と自馬の能力の的確な把握が求められ、馬については理にかなった段階的なトレーニングで培われた一定の総合能力が求められる。

クロスカントリー競技は騎乗能力とホースマンシップが試される最もスリルある、意欲のかきたてられるオールラウンドな競技であり、正しいトレーニング原則と騎乗理念の成果が報われる。この競技は飛越能力、調和、人馬間の信頼を示し、変わりやすい様々な競技条件（天気、地勢、障害物、フットイングなど）に適応できる人馬の能力に主眼がおかれ、全体として「素晴らしい光景」となることが求められる。

この競技に関わるいかなる者も、意欲のかきたてられるスリルあふれる競技が本来備え持つそれなりのリスクレベルを認識し、これを受け入れなければならない。

どのレベルにおいても、競技レベルや競技自体に内在する以上のリスクにさらされることのないよう、責任能力のある選手が段階的な調教を受けた馬で競技に出場することが肝要である。

第 1 章 概 要

第 500 条 はじめに

500.1 定義

総合馬術競技は 3 種類の異なる競技で構成され、選手は馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害飛越競技を通して同一馬に騎乗する。

500.2 責任

500.2.1 選手

選手には本総合馬術規程を理解し、これらを遵守する最終責任がある。スチュワードや役員が選任されている場合でも、また（選手の遵守義務が）本総合馬術規程に記載されているか否かにかかわらず、選手はこの責任を免れることはできない。

第 502.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

500.2.3 ナショナル・セイフティ・オフィサー

国際総合馬術競技会を開催するすべての NF は、現役のナショナル・セイフティ・オフィサー（NSO）を任命し、総合馬術リスクマネジメントに直接関わる事例すべてについて FEI と連絡をとらせなければならない。

500.2.4 登録

国際競技に出場する選手と馬はすべて、毎年 FEI 登録しなければならない。

500.2.5 馬のパスポートとマイクロチップ

一般規程第 137 条を参照のこと。

第 501 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 502 条 フォーマットとレベル

競技はフォーマットとレベルによっても定義される。(JEF : 別表 1 参照)

502.1 フォーマット

502.1.1 定義

フォーマットにより競技のテクニカル面の一部（競技の開催期間、クロスカントリーの難度、競技の順番など）が規定される。

502.1.2 ロングフォーマット競技（CCI）（CCN も同様とする -JEF）

ロングフォーマット競技は 3 日以上にわたって行われる。馬場馬術競技は選手数により 1 日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリー、そしてその翌日には障害馬術競技が行われる。

ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に極めて高い競技適性を求める全長であり、良い成績を出すにはスタミナが必要である。

クロスカントリー競技は必ず障害馬術競技の前に行う。

502.1.3 ショートフォーマット競技（CIC）（CNC も同様とする -JEF）

ショートフォーマット競技は 1 日あるいは数日の日程で行われる。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。

ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステムで考えればロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。

クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

第 503 条 カテゴリー

第 503.1 条は主催および公認競技会では適用しない。

503.2 選手の年齢

1. 選手の年齢

主催および公認競技会におけるヤングライダー、ジュニアライダー、チルドレンライダーの年齢区分は、別途定める。(JEF)

2. 選手の国籍と馬の所有者の国籍

全日本選手権競技を除く主催および公認競技会においては制限しない。(JEF)

3. 選手の出場頭数制限

主催および公認競技会においては、実施要項に明記する。(JEF)

第 503.3 条は主催および公認競技会では適用しない。

503.4 馬の年齢

馬の年齢として次の下限がすべての競技に適用される。

- a) 1 スターと 2 スターレベル競技：馬は 6 歳となる暦年の始めから 1&2 スターレベルの競技に出場できる。
- b) 3 スターレベル競技：馬は 7 歳となる暦年の始めから 3 スターレベルの競技に出場できる。
- c) 4 スターレベル競技と 3 スターレベル選手権大会：馬は **8 歳**となる暦年の始めから 4 スターレベルの競技あるいは 3 スター選手権大会に出場できる。

第 503.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 504～522 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 6 章 選手と馬のウェルフェア

第 523 条 選手のウェルフェア

523.1 メディカルカード

クロスカントリー競技の間は、重篤な疾患の病歴、怪我（特に頭部）の記録、破傷風ワクチン接種歴、薬物アレルギー、現在服用中の薬、血液型を記載したメディカルカードを各選手とも見えるように腕か肩に付けておくことが義務づけられている。選手は負傷の記録をすべてメディカルカードに記載する責任があり、メディカルカードなしでクロスカントリー競技に出場することは認められない。

組織委員会は、選手が競技会場へ到着した際に全員からメディカルカード収集する必要がある。これらのカードは公式医事担当役員が内容確認を行わなければならない。競技開催中はカードのコピーを組織委員会事務局で保管することを推奨する。各選手はまたこの時点で、近親者 2 名の連絡先番号を提出しなければならない。 **(JEF)**

523.2 メディカルフィットネス

競技出場への選手のフィットネスに何らかの疑念がある場合は、競技場審判団がオフィシャル医事担当役員と協議を行い、その判断で選手を失権とし、また当該競技会における他の競技へも参加できない旨を決定することができる。 **(JEF)**

523.3 落馬あるいは人馬転倒後の検査

競技会場でのトレーニング中あるいは競技中に落馬した選手は全員が、次の競技種目や競技に出場する前に、あるいは競技会場を去る前にオフィシャル医事担当役員の診察を受けなければならない。選手には必ずこの検査を受ける責任がある。

落馬後に本条項で求めている検査を受けずに会場を去った選手については、不適切な行動をとったとして自動的にイエローカード発行となる。 **(JEF)**

523.4 脳震盪

選手が事故に遭って脳震盪を起こした場合は、この選手を当該競技から失権としなければならない、また当該競技会で実施されるその他のいかなる競技へも出場不可となる。

第 524 条 馬のウェルフェア

トレーニング中、準備段階、競技への移動中、回復期、その他いかなる時にも FEI 馬スポーツ憲章を尊重するべきである。

第 524.1 条は主催および公認競技会では適用しない。

524.2 ホースインスペクション

ホースインスペクションを行うか否かは、実施要項に明記する。(JEF)

524.2.1 ホースインスペクションについて (JEF)

これは馬場馬術競技の前、かつその開始前 24 時間以内に行う。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。

各選手が臨場させた馬は引き馬にて、滑りにくく硬くて清潔な平地で停止した状態と運動している状態で検査しなければならない。

インスペクション団は跛行や、不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適性であると判断した馬を失権とする権利と責務がある。

競技適性に疑念がある場合、競技場審判団は当該馬をホールディングボックスに移動させて、ホールディングボックス獣医師による診察を受けさせることがある。

選手がその馬に再インスペクションを受けさせると決めた場合は、当該馬の再インスペクション前に先ずホールディングボックス獣医師がインスペクション団に所見を報告する。

ホールディングボックスの馬は、スチュワードとホールディングボックス獣医師の監視および規制下におかれる。

インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定権を有し、その結果は直ちに発表される。

第 524.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

524.2.3 ショートフォーマット競技 (CIC) のホースインスペクションにおける選択肢

ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。

第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、FEI オフィシャル獣医師が本総合馬術規程の第 524 条 1 に定める到着時の獣医検査で、簡単な速歩検査を含めて馬の競技適性を審査しなければならない。FEI オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければならない。

ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第 2 回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。

524.3 競技中の馬のウェルフェア

競技中のいかなる時点でも、競技場審判団は獣医師代表と協議のうえ、跛行をみとめたり競技継続への適性がないと判断した馬を失権にさせる権利と責務がある。

524.3.1 クロスカントリー – ウォームアップ

組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した獣医師をクロスカントリー競技のスタート地点近くに配置し、疑いのある事例を競技場審判団へ報告させる。

524.3.2 クロスカントリー –フィニッシュエリア

馬がクロスカントリー走行を終えた後に獣医検査が行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した資格を有する獣医師によって行われる。

同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が次に示すような状態にあるかを判断する：

- a) そのまま歩いて厩舎へ戻ることができる。
- b) 厩舎へ戻る前に、更に治療を受ける必要がある。
- c) 馬運車で直接厩舎へ戻るか馬専門病院へ搬送しなければならない。

この獣医師には馬を競技から失権とする権限はないが、馬の虐待が疑われる事例についてはいかなる場合も競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

クロスカントリー競技の途中で棄権するか、あるいは失権、停止させられた選手は、競技会場を離れる前にその馬を必ず獣医師代表か指名された獣医師に診せて検査を受けさせる責任がある。

本条項で求めている獣医検査を受けさせずに会場を去った選手については、不適切な行動をとったものとして自動的にイエローカード発行となり、このカードは選手所属 NF へ送られる。

524.4 上訴

2 回のホースインスペクション時と競技中のいかなる時点でも、馬のウェルフェアの観点から馬が失権となった場合、この競技場審判団の決定に対して上訴することはできない。

しかし要請があった場合には、競技場審判団長がその決定理由を説明しなければならない。

第 524.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 525 条 危険な騎乗

525.1 定義

競技中のいかなる時点であっても、故意にあるいは選手自身の力量不足から無意識のうちに、自分や自馬、第三者を競技がはらむ本質的な危険よりも高い危険性にさらした場合、選手は危険な行動をとったとみなされ、侵害行為の程度に応じてペナルティが科される。

これに限定するものではないが、次のような行為が含まれる：

- a) 制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）
- b) 障害物へ向かったの走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合
- c) 繰り返し障害物でてこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）
- d) 障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合
- e) 危険な飛越行為の繰り返し
- f) 馬あるいは選手の反応が極度に欠けている場合
- g) 3 回におよぶ明らかな拒止、落馬、あるいは失権後も競技を継続すること
- h) いかなる形態であれ観衆を危険にさらすこと（例：ロープで区切られたトラックから飛び出すこと）
- i) コースに設定されていない障害物を飛越すること
- j) 追い越そうとする選手を故意に妨げたり、あるいは役員の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為

競技場審判団メンバーあるいは技術代表は危険な騎乗と思われる事例を監視し、必要と思われる場合は危険な騎乗としてクロスカントリーコース走行中の選手を停止させて失権とする権利と責務がある。

競技場審判団が直接目撃していない場合には、事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。同審判団は当該選手にペナルティを科すか否か、およびその措置内容を決定する。

競技場審判団長は1名あるいは複数のアシスタント（例：当該競技にて公的任務についていない経験豊かな総合馬術役員、当該競技に直接関与していない経験豊かな選手および／またはトレーナー）を追加指名して、クロスカントリーにおける危険な騎乗の監視支援を依頼することができる。

競技場審判団長はこのようなアシスタントの特定任務、権限、そして報告手順を定める。クロスカントリーコースでは、このような追加役員をペアで配置することが推奨される。

525.2 警告とペナルティ

危険な騎乗の様々な事例については次の規定のいずれかを適用する：

- a) 口頭での警告を記録
- b) イエローカード
- c) 減点 25
- d) 減点 25 + イエローカード
- e) 失権
- f) 失権 + イエローカード

減点 25 はクロスカントリー障害減点として成績にカウントする。

上記措置が適用された場合は、いかなる事例も技術代表が報告を行って選手制裁措置リストに追記しなければならない。

525.3 クロスカントリー競技前の失権

クロスカントリー競技で選手に馬を制御する力量がないと深刻に懸念される場合には、危険予防措置として、競技場審判団は競技中のいかなる時点でも選手を失権としてクロスカントリー競技出場を止めさせる権利と責務を有する。

このような失権については、口頭による警告の記録あるいはイエローカードの発行を伴わなければならない。

第 526 条 馬に対する虐待行為

526.1 定義

虐待行為とは次に挙げるいずれの行為をも含め、またこれに限定することなく馬に対して痛みや不必要な不快感をを起こさせたり、起こすと思われる作為あるいは不作為をいう：

- a) 馬の肢たたき
- b) 過度に疲労している馬への騎乗
- c) 疲労している馬を過剰に追う行為
- d) 明らかに跛行している馬への騎乗
- e) 鞭、銜および／または拍車の過剰使用
- f) 鞭および／または拍車の過剰使用を示唆する馬の横腹や背の出血

競技場審判団が直接目撃していない場合には、組織委員会事務局あるいはクロスカントリー・コントロールセンターを通して、適宜事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。できる限り報告書には 1 名あるいは複数の証人から得た証言を添えるものとする。

競技場審判団は対応すべき事例かどうかを判断しなければならない。

526.2 警告とペナルティ

競技場審判団の見解で馬への虐待とみなされる単独あるいは一連の行為については、次の規定の 1 つあるいは複数を適用する：

- a) 口頭での警告を記録
- b) イエローカード
- c) 失権
- d) 罰金
- e) 失格

526.3 鞭の使用

鞭の過剰使用および／または誤用は馬への虐待行為とみなされ、次の原則に則って事例ごとに競技場審判団が検討する：

- a) 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。
- b) 鞭は失権後に使用してはならない。
- c) 鞭は馬がコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
- d) 鞭を逆さに使ってはいけない（即ち、右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。
- e) 鞭を馬の頭に使ってはならない。
- f) 鞭を 1 度に 3 回を超えて使用してはならない。
- g) 馬の皮膚が破れるような使い方は鞭の過剰使用である。

526.4 馬の出血

馬に出血がみとめられる場合は馬への虐待行為を示唆するものであり、事例ごとに競技場審判団が検討しなければならない。

馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナー事例や、四肢の僅かな出血については、競技場審判団が確認した後に当該選手の競技継続を認めることがある。

第 527 条 イエローカード

競技場審判団はイエローカードを発行する前にできれば当該選手に事情を訊く責務がある。当該選手はいつでもそのイエローカードについて競技場審判団へ説明を求める権利がある。

イエローカードの発行となった選手に対して、当該競技会の期間中に相応の努力をしてもその旨の通知ができない場合は、当該競技会から 14 日以内にその選手へ書面にて通知しなければならない。

イエローカードが発行された場合には、競技場審判団の決定後に、その選手名および警告となった理由を記載した通知を公式掲示板に張り出さなければならない。

一般規程における記載と相反するものであったとしても、馬の管理責任者が最初にイエローカードの発行を受けた時点から 1 年以内に同じ競技会あるいは他の国際競技会で同じ違反行為にてもう 1 枚イエ

ローカードを受け取った場合、この馬の管理責任者は FEI 事務総長から公式通知を受けた後、自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。

第 7 章 競技ルール概略

第 528 条 順位

528.1 個人順位

528.1.1 馬場馬術競技

審判員から獲得した各選手の得点は減点に換算される。この減点は競技後に馬場馬術順位および最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.2 クロスカントリー競技

クロスカントリーで発生した各選手の障害減点は、走行時間の超過減点と他の減点（発生していた場合）に加算される。この減点はクロスカントリー順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.3 障害馬術競技

各選手の障害減点は走行時間の超過減点（発生していた場合）に加算される。この減点は障害馬術順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.4 失権

総合馬術競技のうちいずれかの競技で失権となった場合は、この総合馬術競技から直ちに失権となる。

528.1.5 最終順位

三競技種目での減点合計が最も少ない選手を勝者とする。

528.1.6 最終順位での同点（個人選手）

2 名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：

- a) クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手。
- b) それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定する。
- c) それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
- d) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も早いタイムの選手。
- e) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で総合観察点の合計が最も高い選手から順位を決定する。
- f) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

第 528.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

528.3 失格

失格とは選手、馬および／または人馬コンビネーションが問題となっている競技、もしくは競技会全体から出場資格を失うことを言う。失格はまた時間的に遡って適用されることがある。

以下の事例については、競技場審判団の判断で総合馬術競技会での失格を競技中に適用できる：

- a) 馬への虐待行為で重篤な事例
- b) 選手の不穏当な行動で重篤な事例

以下の事例については、総合馬術競技会での失格を競技後に自動的に適用する：

- a) 必要な出場要件（選手または馬）を満たさずに競技に出場した場合
- b) 必要な登録（選手または馬）をせずに競技に出場した場合

第 528.3.1、529～533 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 534 条 タイムテーブル

534.1 馬場馬術競技

馬場馬術競技における各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルを各選手用に準備する。スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定となる。

534.2 クロスカントリー競技

各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルは、馬場馬術競技終了後 1 時間以内に各選手用に準備しなければならない。

スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定となる。

534.3 障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。タイムスケジュールを午前の部と午後の部などに分ける場合には、午後の部に障害飛越を行う選手数を表示する。

第 534.4 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 535 条 練習とウォームアップ（JEF）

第 535.1～535.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

535.6.1 馬場馬術馴致

馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、状況とタイムテーブルが許せば、組織委員会が同意した時間に、選手とグルームは競技用アリーナの馬場外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。

全天候型の馬場の場合、タイムテーブルが許せば、組織委員会は馬場内の内側および／または外側でのスクーリング（選手のみ）を許可することができる。

535.7 スチュワード業務

1 名あるいはそれ以上のスチュワードを選任して、練習とウォームアップに関わる諸規則が遵守されるよう監視させなければならない。

飛越用障害物はスチュワードの監視下にある場合にのみ使用できる。

他の練習・運動エリアはスチュワードが不定期にパトロールすることがある。練習用障害物に関する条項に違反した場合は失権となる。

第 536 条 コースと馬場への立ち入り

536.1 馬場馬術アリーナ

競技場審判団から許可がない限り、競技中に演技を行う以外に選手が騎乗してアリーナへ立ち入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。アリーナは競技開始前、もしくは競技の休憩時間中に徒歩で下見をすることはできる。

536.1.1

総合馬術においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。

536.2 クロスカントリーコース

公式にコースオープンされる前に選手が障害物やコースを下見することは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

536.2.1 コースオープン

クロスカントリーコースは、遅くともクロスカントリー競技前日には選手全員にコースオープンされる。コースオープン後であれば、選手は日中に再度コースに入って障害物を確認することができる。競技場審判団から特別許可がない限り、この下見は徒歩で行わなければならない。

536.2.2 標旗とマーカー

選手にコースオープンされる時点で、障害物や標旗、マーカーはすべて正確に設置されていなければならない。選手はこれらを移動させたり、変えてはならず、これに違反した場合は失権となる。

536.3 障害馬術コース

障害馬術競技コースは、障害馬術競技開始の 15 分前までには選手にコースオープンされる。競技場審判団が馬場への立ち入り許可を出し、場内アナウンスで下見の開始を知らせなければならない。

選手はコースオープンから障害馬術競技開始まで、徒歩でのみコース下見が許される。

競技場審判団から特別許可がない限り、障害馬術競技が開始された後に選手が徒歩で馬場へ入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる

第 537 条 中断および変更

537.1 中断

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要に応じて競技あるいは区間走行の開始を中断、延期もしくは中止することがある。

競技の中断、延期もしくは中止は、審判長が可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議したうえで判断する。

中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。これによって影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

537.2 変更

コースオープン後のコース変更は、例外的な状況および／または選手代表かチーム監督から特別要請があり、競技場審判団が技術代表およびコースデザイナーと協議のうえ同意した場合にのみ可能である。

このような変更はクロスカントリー打ち合わせ会にて選手へ通知しなければならない。

クロスカントリー競技が開始された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平あるいは危険となった場合に限定する。

競技場審判団長は、可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議のうえ判断をくだす。

その場合は該当する区間走行あるいは競技の開始前にチーム監督と各選手へ公式に、かつ個別にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を促さなければならない。

第 538 条 服 装

538.1 概要

長髪の選手はこれを結んで小奇麗にして競技に臨まなければならない。

538.1.1 保護用ヘッドギア

競技会場で馬に騎乗する際は保護用ヘッドギアの着用が必須である。保護用ヘッドギアはヨーロッパ（EN）、英国（PAS）、北米（ASTM）、オーストラリア／ニュージーランド検査基準を満たしていなければならない。

このような保護用ヘッドギアの着用が必要な時と場所について役員から指示を受けた後にこれを怠った場合はイエローカード対象となり、例外が適用されない限り当該選手に発行される。

例外としてシニア選手が賞の授与を受ける時、また国歌斉唱の間はヘッドギアを脱ぐことが認められる。ウィニングランの際にはヘッドギアを脱がないことが推奨される。

538.1.2 鞭

- a) トレーニング – フラットワークで騎乗する時はいつでも、先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。障害飛越の際に鞭を携帯する場合は、先端に錘のついていない 75cm 以内のものが認められる。
- b) ホースインスペクション – ホースインスペクションでは先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。
- c) 馬場馬術競技 – アリーナ周囲のスペースへ入る時と競技中は鞭の携帯が認められない。
- d) クロスカントリー競技と障害馬術競技 – これらの競技中は先端に錘のついていない 75cm 以内の鞭の携帯が認められる。

538.1.3 拍車

- a) 全般 – 拍車の着用は 3 競技種目すべてで任意である。馬体を傷つける可能性のある拍車は禁止である。拍車は表面が滑らかな素材（金属かプラスチック）でなければならない。もし柄がある場合は 4cm 以内の長さ（柄の長さは乗馬靴に接する部分から拍車の末端まで測る）で後ろへ向かって出ていなければならない。柄の末端は馬を傷つけないよう鋭利であってはならない。柄がカーブしているものの場合は、それが下方へ向くように拍車を装着しなければならない。丸みのある硬質プラスチックあるいは金属のノブ付き金属製／プラスチック製拍車である「インパルス拍車」、また柄なしの「疑似拍車」も使用が認められる。
- b) 輪拍 – 輪拍は 3 競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。

538.1.4 乗馬靴

馬場馬術競技と障害馬術競技で着用する乗馬靴は黒か茶色、または黒色にブラウントップでなければならぬ。(JEF)

538.2 馬場馬術競技

538.2.1

狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；乗馬ズボンは白、淡黄褐色またはクリーム色；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット。

1&2 スターレベルの CIC では、民間人はツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。

保護用ヘッドギアとトップハット／山高帽の着用について、またアリーナへ入場した際に鞭を持っていた場合や、馬にブーツを装着していた場合、規定外の服装であった場合については馬場馬術規程を参照のこと。(JEF)

第 538.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.3 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクターの常時着用が義務づけられている。

538.4 障害馬術競技

538.4.1

この競技では狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；白、淡黄褐色またはクリーム色の乗馬ズボン；乗馬靴の着用が義務づけられている。1&2 スターレベルの CIC では、民間人はツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。(JEF)

第 538.4.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.5 服装の検査

スチュワードを選任し、どの競技の開始前にも鞭と拍車、服装の検査を行わせることができる。

スチュワードには、鞭や拍車が条項 538.1.3 と 538.1.2 に違反している選手の出場を認めない権限がある。同スチュワードは直ちにこの状況を競技場審判団へ報告して確認を受ける。

規定に違反した鞭や拍車の使用、不適切な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

第 539 条 馬装／服装

最新版の説明として FEI ウェブサイトに公開されている馬装具、用具および服装の FAQ ガイドラインも参照のこと。条項 538.2.1 も参照。

539.1 トレーニングと運動

539.1.1 必須馬具

英国式鞍、および大勒頭絡や水勒頭絡、ギャグ、ハックモアを含む頭絡の使用が義務づけられている。

539.1.2 許可馬具

ランニングマルタンガール、アイリッシュマルタンガール、ビットガード、ブーツ、バンデージ、フライシールド、鼻カバー、サドルカバーの使用は認められる。

539.1.3 調馬索運動で許可される馬具

ランニングレーンやシャンポンと同様に、両側に1本ずつ装着したサイドレーンは調馬索運動（調馬索1本による）でのみ使用が認められる。

539.1.4 禁止される馬具

他のマルタンガール、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる種類の遮眼帯も許可されておらず、これに違反した場合は失権となる。

539.2 馬場馬術競技

539.2.1 必須馬具

英国式鞍と許可されている頭絡の使用が義務づけられている。

539.2.2 許可馬具

- a) 馬場馬術規程で認められている通り、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜（金属製、革製あるいはその併用）（グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい）の使用が許可される。1 スターレベルの CCI と CIC では大勒頭絡を使用できない。
- b) 馬場馬術規程で認められている通り、銜が金属、ゴムあるいはプラスチック製の水勒も許可される。頭勒はすべて革製でなければならないが、クロス鼻革の交差部分の下にあてる小さい円盤状のシープスキンは例外とする。
- c) 胸がいは使用してもよい。
- d) イヤーフードはすべての競技会にて使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならず、また耳栓は許可されない（馬場馬術規程第 428 条 7.2 の例外あり）。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。

許可される銜と鼻革の絵については、馬場馬術規程一馬装、および銜と鼻革の図表を参照のこと。競技によっては水勒頭絡だけを許可する場合がある。（JEF）

539.2.3 禁止される馬具

マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と上記条項 538.2.1 を参照。

人工の尾は重みがつけられていたり、それによって何らかの利点となるようなものでない限り、許可される。

539.3 クロスカントリー競技と障害馬術競技

539.3.1 許可馬具

馬装の種類は任意である。可動式のランニングマルタンガールやアイリッシュマルタンガールと同様に、ギャグあるいは「ハミの付いていない頭絡」の使用が許可される。手綱は銜につけるか、直接、頭絡に装着しなければならない。鍔と鍔革は、あおり革の外側で托革から自由に垂れ下がっていなければならない。

539.3.2 禁止される馬具

あらゆる形態の遮眼帯、サイドレーン、ランニングレーン、あるいはバランシングレーン；舌押さえおよび／または馬の舌を下顎に縛る道具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具。シーブスキン（またはその他の素材）を頭絡の銜枝につけることはできない。

クロスカントリーでは、落馬の時に選手のブーツがスムーズに鍔から外れるのを制限する装具は禁止である。

539.3.3 障害馬術競技－ブーツ

障害馬術競技については、馬の前肢あるいは後肢に用いる装具（単一あるいは複数のブーツ、フェルトロックリングなど）の総重量は、1 肢あたり 500 g までとする（蹄鉄は含まない）。(JEF)

539.4 馬装の点検

スチュワードを選任し、人馬がアリーナへ入場する前、または競技を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

馬場馬術競技においては、最大の注意を払って頭絡の検査を行わなければならない。

選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行ってもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでないと分かった場合、この選手は失権となる。

第 540 条 許可されない援助

依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手がやるべきことに便宜を図ったり、あるいは馬を助ける目的で行われた第三者に

よるいかなる介入も許可されない援助とみなされ、当該選手は競技場審判団の判断により失権となる。

コース逸脱について選手に注意を促した役員あるいは観客は許可されない援助を行ったとみなされ、当該選手は失権となる。

特にクロスカントリー競技では、以下の内容が許可されない援助とみなされる：

- a) 意図的に他の選手に先導してもらうこと。
- b) コースのいかなる部分であろうと車や自転車で、または徒歩の人物や競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること。
- c) 特定地点に友人を立てて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること。
- d) 障害物地点に人を立てて何らかの方法で馬を追わせること。
- e) 一時的あるいは恒久的であれ、標旗や指示板、マーカー、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、フェンスなどを含む障害物やコースの一部を変更すること。

540.1 例外

- a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。
- b) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。

540.2 受信用機器／カメラ

競技中に騎乗している選手が何らかの受信用機器を使用することは厳しく禁止されている。

競技終了後に研究目的で使用する競技中のデータ自動記録（例：心拍測定、体温測定など）は許可される。（JEF）

第 541 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 8 章 馬場馬術競技

第 542 条 FEI 馬場馬術規程

その年に導入された FEI 馬場馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術規程への導入が検討される。（JEF）

第 543 条 運営

第 543.1、543.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

543.3 審判員の位置

3 名の審判員のうち 2 名を短蹄跡に沿い、アリーナ外側に 5m 離れた位置へ配置する。主審（C 地点）は中央線の延長線上に、またもう 1 名の審判員（M または H 地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ 2.5m の位置に配置する。

3 人目の審判員は E か B 地点のどちらかにアリーナの外側へ 5m から 10m 離れた位置に配置する。審判員 3 名の位置は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C、H、B とするか、C、M、E とする。

審判員 2 名のみで行う場合は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C と、B か E のどちらかに配置する。

各審判員には個別のジャッジボックスを用意しなければならない。これは審判員がアリーナを良く見渡せるよう、地上から 50cm 以上高くしなければならない。

第 544 条 採 点

544.1 点数

544.1.1 得点

審判員は番号のついた運動項目ごとに、また総合観察点の各々に 0.5 点を含む 0～10 点の得点をつける。

544.2 スコアの計算

544.2.1 得点および経路違反や運動項目の誤り

馬場馬術競技課目の番号が振られた各運動項目と総合観察にて各審判員が評価した 0～10 点までの得点を合計し、経路違反や運動項目の誤りがあった場合はこれを減点する。

544.2.2 審判員の得点率

審判員 1 名から獲得し得る最高得点を計算する。審判員の与えた得点合計から経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引き、これを獲得し得る最高得点で割って 100 を掛け、小数第 2 位まで求めたものが得点率となる。この値が当該審判員の点数として表示される。

結果を小数第 2 位まで求めるということは、小数第 3 位が 5 以上であれば繰上げ、5 未満であれば切り捨てるということである。

544.2.3 選手の得点率

各審判員が出した得点をすべて合計して、経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引いた得点を求め、これを審判員の人数で割り、これを基に選手の得点率を計算する。選手の得点率は常に小数第 2 位まで求める。

544.2.4 減点

選手の得点率を減点に換算するには 100 から得点率を差し引き、1.5 を掛け、その結果を小数第 1 位まで求める。これが当該競技における減点スコアである。

結果を小数第 1 位まで求めるということは、小数第 2 位が 5 以上であれば繰上げ、5 未満であれば切り捨てるということである。

注記：総合馬術規程では馬場馬術での変更と同調せず、2015 年総合馬術の馬場馬術競技における減点規定を継続使用する。

1 回目	減点 2
2 回目	減点 4
3 回目	失権
他の誤り：	各誤りについて減点 2

第 9 章 クロスカントリー競技

第 545 条 クロスカントリー競技ルール

545.1 スタート

545.1.1 スタート手順

クロスカントリーのスタート地点では選手はスターターの管理下であり、選手はその指示があるまで意図的にスタートすることはできない。これに反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。

スタートに際して馬は完全に静止した状態にある必要はないが、選手はフライングによって有利なスタートをしてはならない。

スタート予定時刻の前には各選手に相応の通告を与えるべきではあるが、正しい時刻に出走できるよう準備を整えるのは選手の責任である。

545.1.2 スターティングボックス

スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に約 5m×5m の囲いを設け、正面を開けてスタート用とし、片側あるいは両側面に入口を設けて馬を入場させる。

各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その中で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。

付添い人がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬をもっていることもできる。合図があった時点から選手は走行中であると見なされ、さらなる援助を受けることはできない。

545.2 規定タイムと計時

545.2.1 規定タイム／制限タイム

設定された距離を指定速度で走行したものとして規定タイムを計算する。規定タイムより早く走行を終えても利点にはならない。規定タイムを超過した選手は、制限タイムに至るまで条項 548.2 に従って減点される。

制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

545.2.2 計時

クロスカントリー競技における各選手の所用時間計測は、スタートの合図が出された時点、あるいは選手がスタートラインを通過した時点のいずれか早く発生した時点から、フィニッシュライン通過時点までである。

選手が障害物の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医検査などのために役員に走行を止められた場合は、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、クロスカントリー競技を完走するのに要した総時間から差し引かれる。

545.3 経路違反

クロスカントリーでのすべての通過義務地点と、障害を構成するパーツやオプション障害を含めたすべての障害物を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならない、これを怠った場合は失権となる。

条項 549.4 に定める場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗はいかなる場所でも正しく通過しなければならない、これに反した場合は失権となる。

条項 549.4 に定める場合を除き、既に飛越した障害物を再飛越することは認められず、これに反した場合は失権となる。

545.4 ペースと下馬

クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。

選手は馬の状態確認のため、あるいは馬装や装具の調整、コース途中で止められた場合など自発的に下馬することができ、条項 549.5.1 による失権は適用されない。

545.5 追い越し

後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあけなければならない。

他の選手を追い越す選手は、安全で適切な場所を選んで行わなければならない。

先行の選手が障害物を前にして追い越されそうになった場合は、役員の指示に従わなければならない。

先行の選手が既に障害物を飛越する態勢に入っている場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じない方法でのみ、この障害物を飛越することができる。

545.6 困難な状況にある選手

障害物を飛越しようとして馬が障害物に挟まるなどし、援助なしでは走行を続けられない場合や怪我をする恐れのある場合、選手はフェンスジャッジから下馬するよう指示を受け、失権となる。

フェンスジャッジは馬を救出するのに障害物を部分的に取り除く必要があるか、あるいはまた別に援助が必要であるかを判断する。

545.7 選手の走行停止

ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害物を解体した場合、障害物が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。

このような場合は役員 1 名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示しなければならない。

停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。

役員はコントロールセンターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害物で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。

選手はコース中の障害物地点か、あるいは所定の計時／停止地点で停止を指示されることがある。

545.7.1 計時

選手が走行を止められていた時間、すなわち計時地点を通過した時点から再スタートの合図を受けて同じ地点を通過するまでの時間が記録され、当該選手がコース走行を終了するのに要した時間から差し引かれる。

ここで意図するところは、選手が計時地点を駈歩で通過した時にタイムをとるのであって、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

545.8 失権後のコースからの退場

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手は騎乗しているか否かにかかわらず馬を常歩で退場させなければならない。

これに従わなかった選手は条項 525（危険な騎乗）に従い、競技場審判団の判断によって懲戒処分を受ける。

第 546 条 コース

546.1 標識の配置

546.1.1 赤と白の限界旗

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュライン、および通過義務地点を示し、障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

546.1.2 番号と文字

クロスカントリーでは各障害物に番号をつける。さらに複数のパーツで構成される障害やオプションのある障害（条項 547.5.1）には文字（A、B、C など）も表示する。各通過義務地点にも表示と通し番号をつける。

546.1.3 スタートとフィニッシュのサイン

赤と白の限界旗に加えて、スタートラインとフィニッシュラインも明確に表示しなければならない。

546.2 距離と速度

レベルごとに指定される距離と速度は、競技全体の難度によって決まる。

コースデザイナーは競技レベルに該当する距離、速度、タイム、飛越数の一覧表に示された限度内で、当該競技に最も適した距離を選ぶ。付則 B の距離一覧表を参照。

付則 B 距離一覧表に特定した距離と速度に例外的な変更を行う場合は、条項 537.2 に示す例外を除き、総合馬術委員会の承認を受けなければならない。

546.3 フィニッシュライン

クロスカントリーの最終障害物はフィニッシュラインから 20m 以上、50m 以内の距離に設置しなければならない。

546.4 コースプラン

各選手には事前にコース経路を示すコースプランが渡される。

コースプランには次の記載を含めなければならない：

- a) スタートとフィニッシュの位置
- b) 番号のついた障害物と通過義務地点
- c) 距離
- d) 規定タイムと制限タイム

第 547 条 障害物

547.1 定義

両端に赤と白の標旗が設置され、番号および／または文字が付けられている場合にのみ、障害物とみなす。平均的な能力を有する馬が通過するのに相応の努力を要する物体を障害物あるいは障害パーツと定義し、それぞれに応じて標旗、番号および／または文字標識を付けなければならない。

547.2 障害物の種類

547.2.1 概要

障害物は固定されていて、堂々とした形状と外観がなければならない。自然障害物を用いる場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるよう必要に応じて補強するべきである。選手が騎乗したまま障害物の下を通ることができないよう、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。ポータブル障害物は馬がぶつかっても動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。

547.2.2 構築

馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるような障害物については、障害物の一部を速やかに取り外せて、また直ぐ元通りに構築できるような組立てにしなければならない。このような構造にする場合でも、障害物の堅固さを損なってはならない。

547.2.3 ブラシ障害

障害物上段に設置するブラシは、しなやかで変形できる素材でなければならない。障害物の固定部分や頑強な部分を飛越する時に馬がブラシや生垣で怪我をしないよう障害物を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が飛越して通り抜けると予測される薄いブラシや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる。

547.2.4 フランジブル／ディフォーマブル障害物

FEI 最低強度規準に基づいて FEI が承認した、壊れやすく／変形しやすい技術で構築したフランジブル／ディフォーマブルクロスカントリー用障害物は使用できる。承認された技術リストは FEI ウェブサイトで公表している。

547.2.5 水の通過

水を通過するものについてはすべて、その底を硬く均等にしなければならない。

547.3 寸法

障害物の寸法は、競技レベルに該当する障害物の高さや幅の一覧表に示された範囲内としなければならない。付則 B の寸法一覧表を参照。

547.3.1 固定部分

障害物の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みられるどのポイントでも指定の高さと幅を超えてはならない。

547.3.2 ブラシ障害

生垣あるいはブラシ障害全体の高さとその堅固な部分の高さは、競技レベルに該当する障害物の高さや幅一覧表に定めた相対寸法を超えてはならない。付則 B の寸法一覧表を参照。

547.3.3 水に関わる障害物

水の通過に関わる障害物（水濠、湖、幅の広い川）については、入る部分から出る部分までの水深が 35cm を超えてはならない。水を通過する障害物の長さは入った地点から出る地点まで 6m 以上とするが、水から出るのにステップがあるもの、あるいは直接水から飛越して出る障害物の場合は 9m 以上なければならない。

547.3.4 幅だけの障害物

幅だけの障害物（乾壕あるいは水濠）では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害物の前に設置することができる。この高さは 50cm 以内とし、幅の測定に含めなければならない。

547.3.5 飛び降り障害

1 スターレベルでは、1.60m を超える飛び降り障害物は認められない。2、3、4 スターレベルでは、着地点が平らな場所で 1.60m を超える飛び降り障害物の使用は 2 個まで認められる。

547.4 測定

547.4.1 高さ

障害物の高さは平均的な馬が踏み切るとされる地点から測定する。

547.4.2 幅

オープン障害物（例：オクサー、乾壕）の幅は、障害物を構成する横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできたクローズド障害物（例：テーブル障害物）の幅は、手前の一番高い部分から奥の一番高い部分を計る。

547.4.3 飛び降り障害

飛び降り障害物の着地側の高さは、ブラシの上端を含む障害物の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると思われる地点までを測定する。

547.4.4 自然障害物

障害物の高さが明確にできない場合（例：自然の生垣、ブルフィンチ）、その高さは馬が過失なく通過できないような障害物の硬質部分を計る。

547.5 複数のパーツで構成される障害および／またはオプションのある障害

547.5.1 複数のパーツで構成される障害

接近して設置された 2 個以上の障害物が 1 つの障害物としてデザインされている場合、番号 1 つの障害物を構成する「障害パーツ」とみなす。個々の障害パーツは異なる文字（A、B、C など）で表示され、正しい順序で飛越しなければならない。

2 個以上の障害物が非常に接近して配置されており、拒止や逃避があった場合にそれより前の障害物を 1～2 個再飛越しないと 2 番目あるいはその後の飛越が理不尽に難しくなるような障害物については、同じ番号をつけた 1 個の障害物とみなして順番に文字を表示しなければならない。

547.5.2 選択障害物

1 回の飛越でクリアできる 1 個の障害物であるが、これに 2 回あるいはそれ以上の飛越が必要な選択障害物が設置されている場合は、この選択障害物の各々に文字あるいは番号を表示して障害パーツであることを示さなければならない。

547.5.3 ブラックフラッグ選択障害物

選択障害物あるいは障害パーツには個別に標旗を設置することはできるが、ダイレクトルート上の障害物と同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合、標旗は 2 組とも黒線で表示しなければならない。

547.6 飛越数

飛越総数は、競技レベルに該当する距離、速度、タイムと飛越数一覧表に示した限度（最小と最大）内でなければならない。付則 B の距離一覧表を参照。

カウントされる飛越数とは、平均的な能力を有する馬がとられると思われる走行ルート上にある障害物の飛越数である。

第 548 条 採 点

548.1 障害物での過失

過失	減点
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20
同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40
クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権
フランチブル装置の作動	減点 11 ^{1*}
危険な騎乗	減点 25
標旗の外側を飛越	減点 50

1*フランチブル装置が想定内の状況で作動（障害物の形状を変えるほどの馬の重圧が障害物に加わったための作動など）した場合、当該選手に減点 11 が適用される。

想定外の作動（僅かな接触による作動など）については、競技場審判団を現場に召集して判断し、減点を取り消すことがある。

減点を取り消すか否かの評価で、馬が倒れ込んだのかどうか、あるいは接触が前肢によるものか後肢によるものかを調査するために競技場審判団を現場に召集するのではなく、軽く触れただけで想定外の作動が発生したのかを調べるためである。この場合にのみ減点を取り消される。

フィールドオブプレイで生じた事例での競技場審判団の判定は競技中のパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、一般規程（第 159 条）に則り、これに対する上訴は認められない。(JEF)

548.2 タイム過失

過失	減点
規定タイムの超過	1 秒につき減点 0.4
制限タイムの超過	失権

548.3 失権となるその他の理由

548.3.1 失権の適用が必須

以下の場合には失権を適用しなければならない：

- a) 不適切な馬装で競技に出場した場合（FEI 総合規程 539 条）
- b) コースを間違え、これを修正しなかった場合（FEI 総合規程 545.3 条）
- c) 障害物飛越や通過義務地点の通過を怠った場合（FEI 総合規程 545.3 条）
- d) 誤った順番で障害物を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順番で通過義務地点を通過した場合（FEI 総合規程 545.3 条）
- e) 障害物を誤った方向から飛越した場合（FEI 総合規程 545.3 条）
- f) 既に飛越した障害物を再飛越した場合（FEI 総合規程 545.3 条）
- g) 困難な状況にある選手（FEI 総合規程 545.6 条） (JEF)

548.3.2 競技場審判団の判断によるもの

以下の場合、失権の適用が競技場審判団の判断に任される：

- a) 危険な騎乗（FEI 総合規程 525 条）
- b) 馬に対する虐待行為（FEI 総合規程 526 条）
- c) スタートの合図前に意図的にスタートした場合（FEI 総合規程 545.1.1 条）
- d) ヘッドギアを着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害物を飛越したり飛越を試みた場合（FEI 総合規程 538.1.1 条）

- e) 追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員の指示に従わなかった場合（FEI 総合規程 525 条）
- f) 前走の選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為（FEI 総合規程 525 条）
- g) 合図を受けたにも関わらず停止しなかった場合（FEI 総合規程 545.7 条）
- h) 許可されていない援助を受けた場合（FEI 総合規程 540 条）

第 549 条 過失の定義

障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は減点対象となる。ただし担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害物や障害パーツの飛越あるいは飛越の試みとは明らかに無関連であると判断された場合を除く。

ブラックフラッグ選択障害物の場合は障害物／障害パーツ 1 個のみを飛越することとし、選手は片方のブラックフラッグ・ラインから他方のブラックフラッグ・ラインへ走行を変更でき、減点されることはない（例：6a を左側ルートで飛越してから 6b を右側ルートで飛越）。ただし最初に走行していたライン上で次にくる障害物／障害パーツに馬を向けていない場合とする。

ブラックフラッグ選択障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は、飛越を試みるか飛越した障害物／障害パーツでのみ減点される（飛越しておらず、あるいは飛越を試みてもいない障害パーツはその選択障害物の審査には無関係である）。

549.1 拒止

549.1.1 高さのある障害物

高さのある障害物あるいは障害パーツ（高さが 30cm を超えるもの）にて、馬が飛越すべき障害物の前で停止した時に拒止とみなされる。

549.1.2 高さのない障害物

その他の障害物（高さが 30cm 以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならないが、停止が続いたり、いずれの場合でも時間が長引いた時は拒止となる。馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止となる。

549.1.3 複数回の拒止

拒止の後に選手がこの障害物飛越を再度試みて失敗した場合、違う障害物を試して失敗した場合、あるいは馬が後退した後に再び障害物に向けたがまた停止／後退した場合は 2 回目の拒止となる。これ以降も同様。

549.2 逃避 – 標旗の未通過

コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその頭か頸、左右いずれかの肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。

馬が明らかに障害物あるいは障害パーツを飛越しようとしたものの標旗を通過しそこねた場合、当該選手は以下のいずれかを選択できる：

- a) 馬を再度、障害物に向ける（自動的に減点 20 が加算される）、または
- b) 障害物あるいは障害パーツを正しくクリアできていない場合に走行を継続して減点 50 の加算を受ける（失権ではない）

注記：「馬の頭や頸、両肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過した場合、馬はこの障害物をクリアしたとみなされる。

549.2.1 飛越意思の変更

選手は障害物や障害パーツのどこを飛越するかをどの時点でも減点されることなく変更でき、これには前の障害物や障害パーツでミスをしたために変更する場合も含まれる。しかし向かっていた障害物を部分的にでも馬が避けた場合には逃避とみなされる。

549.2.2 バウンス障害の判定

障害パーツ間の距離が 5m 以下のコンビネーション障害（すなわち「バウンス」）では、馬が最初の障害パーツを無過失で飛越した時点で 2 つ目の障害パーツに向かったとみなされ、これは「バウンス」がコンビネーションの 2 つ目と 3 つ目にある場合でも同様に判断される。従って「バウンス」である最初の障害パーツを飛越している間に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として減点 20 となる。

549.3 巻乗り

549.3.1 別々に番号が付けられた障害物

別々の番号が付けられている障害物では、選手が 2 番目あるいはこれに続く障害物に馬を向けていない限り、その障害物間で巻乗りをしたり周回しても減点されない。

549.3.2 複数のパーツで構成される障害

複数のパーツで構成される障害（A、B、C など）では、馬があとに続く障害パーツの背後を通過したり、あるいは後に続く障害パーツとの間で巻乗りした場合は減点となる。

549.4 不従順後の再試行

拒止、逃避、あるいは巻乗りで減点となった後に再試行する場合、選手は当該障害物に馬を再び向かわせるまで減点されることなく 1 回あるいは複数回巻乗りすることができる。

数個のパーツで構成される障害では、いずれかの障害パーツで拒止、逃避、あるいは巻乗りが生じた場合、既に飛越した障害パーツを再飛越できる。ただしその前に障害パーツを減点なく飛越していても、この時に何らかの過失が生じれば減点される。

拒止、逃避、あるいは巻乗り後に障害パーツを再試行するために標旗間を反対方向から通過しても減点とならない。

549.5 落馬

549.5.1 選手

選手が騎乗馬から身体が離れて再騎乗しなければならない場合には、落馬したとみなされる。

549.5.2 馬

馬の肩と腰が同時に地面に、あるいは障害物と地面に接触している場合、もしくは馬が障害物の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり、怪我をする恐れがある場合は馬の転倒とみなされる。

第 10 章 障害馬術競技

第 550 条 FEI 障害馬術規程

本総合馬術規程に別途定める場合を除き、その年に導入された FEI 障害馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの JEF 競技会関連規程集への導入が検討される。 **(JEF)**

第 551 条 目 的

この競技は通常の障害馬術競技に類似するものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、馬と選手が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

コースの性質とその全長、規定速度、障害物の寸法は競技レベルにあわせる。

第 552 条 コースと障害物

コースデザイナーは、別表 1 に示した限度内で、競技のレベルに適切なコースプランを自由に作成することができる。

障害物の寸法は別表 1 に示した限度を超えてはならない。障害物のうち少なくとも 2/3 は実施レベルで使われる高さ最大に設定する。

FEI 障害馬術規程で認められているように、地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、高さの誤差は 5cm までを許容範囲とする。

552.1 障害物の種類

障害物は標準的な障害馬術用のものとする。

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2 個か 3 個のダブルを入れるか、あるいはダブル 1 個とトリプル 1 個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。

幅障害の奥の支柱には FEI が承認したセーフティーカップを使用しなければならず、トリプルバーの場合は障害物の中央と奥の支柱にこれを使用しなければならない。

選択障害物の設置が認められる。これらの障害物についてはコースプランに同一番号と「選択障害」という文言で表示する。

第 553 条 採 点

553.1 障害物での過失

過失	減点
障害物の落下	減点 4
競技を通して最初の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	減点 4
競技を通して 2 回目の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	失権
落馬あるいは馬の転倒	失権

553.2 タイム過失

コース全長と指定速度により規定タイムが決まる。

規定タイムより早く走行を終えても利点にはならないが、規定タイムの超過は制限タイムに至るまで 1 秒もしくはその端数につき 1 点の減点となる。制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

制限タイムの超過は失権となる。

付則

付則 A 馬場馬術－付則

1 馬場馬術競技で使用が許可される銜

総合馬術規程では全面的に馬場馬術規程を併用するが、以下については例外とする：

- a) 馬場馬術で採用されるヤングホース用の銜要件は総合馬術に適用しない。
- b) メキシコ鼻革用のシープスキンディスクと胸がいの使用は許可する。

以下に注意のこと：

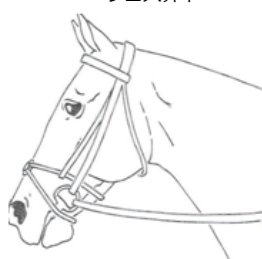
- c) 革で覆った銜は許可されない。
- d) ウェーブがかかったプラスチック銜は許可されない。
- e) トライアングルレーンに装着するのであれば調馬索用レーンが許可される（馬場馬術規程：lungy-bungie は許可されない）。

2 馬場馬術競技で使用が許可される鼻革

1) Cavesson
カブソン鼻革



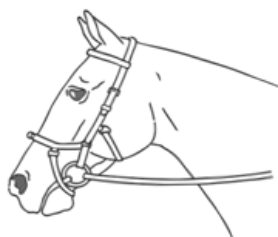
2) Crossed noseband
クロス鼻革



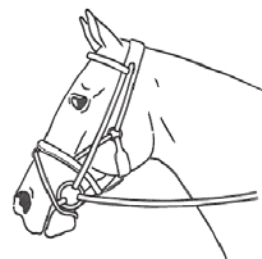
3) Dropped noseband
ドロップ鼻革



4) Flash noseband
フラッシュ鼻革



5) Micklem Bridle
ミックレム頭絡



6) Stotztem (combined noseband–no throat lash)
Stotztem (コンビ鼻革－喉革なし)

大勒では2、3、4の使用は認められない。

6を大勒として使用する場合は、鼻革の下ストラップは認められない。

付則 A-3、B～E は主催および公認競技会では適用しない。

付則 F 選手との協議

1 選手代表の任命

選手が最初のクロスカントリーコース下見を行う前に、国際競技会の組織委員会は当該競技に参加している選手の中から 1 名を選考し、この選手の同意を得たうえで選手代表に任命しなければならない。

この選手代表は、競技会に直接関わるいかなる問題についても、選手と組織委員会との間の意思疎通を図る役割を担うが、他の選手らが組織委員会や技術代表、競技場審判団、コースデザイナーと話をする権利を奪うものではない。打ち合わせ会が行われる場合はその際にこの選手名を他の選手に伝えなければならず、また打ち合わせ会がない場合は、競技会掲示板に目立つように貼り出すこととする。

2 仲裁・調査委員会の委員長

組織委員会は競技開始前に仲裁・調査委員会の委員長を選任する（後述 9.を参照）。

3 選手代表の呼びかけで行われる最初の選手ミーティング

－第 1 回ホースインスペクション

第 1 回ホースインスペクションが行われる日の終わりに、選手らが希望する場合は選手代表の呼びかけにより選手全員のミーティングが開かれる。技術代表と組織委員会代表はこれに出席するものとするが、技術代表、組織委員会、選手代表から特別な要請がない限り競技場審判団は必ずしも出席する必要はない。

4 選手代表の呼びかけで行われる 2 回目の選手ミーティング

－馬場馬術競技の初日終了後

競技会が馬場馬術競技を 2 日間にわたって行うロングフォーマット競技（CCI）であり、選手間で何らかの懸念がある場合、選手代表には馬場馬術競技初日終了後に選手ミーティング開催を呼びかける権利があり、コースの障害物および／またはコースの距離に関わるメジャーな問題を話し合う。

このミーティングには競技場審判団、技術代表、コースデザイナー、組織委員会から上職の代表者が出席しなければならない。（議案がなければ選手代表がその旨を技術代表に伝え、技術代表は組織委員会と競技場審判団に連絡してミーティングを取りやめる。）

5 議事録

このミーティングでは、いかなる問題についても書面で残さなければならず（技術代表と選手代表がこの責務を担う）、競技場審判団からの回答も文書に記録して競技場審判団長と選手代表の署名を受ける。

6 追加で任命する選手代表

この段階で選手らは（既に任命されている選手代表に加えて）さらに 2 名を選手代表として選任し、役員および組織委員会との継続協議にあたらせることができる。この追加の 2 名については選手らが選考した者であれば誰でもよく、必ずしもその競技に参加している選手でなくてもよい。

7 クロスカントリー競技の前に行う最後の選手ミーティング

さらに最終選手ミーティングをそれまでのミーティングと同様に、すべての役員と組織委員会代表の出席を得て行う必要がある。

前夜に選手らから提起された懸念事項の文書に対して、競技場審判団が用意した書面での回答がこのミーティングに先立って選手代表に渡される。このミーティングが最後の選手打ち合わせとなる。

それでもまだ選手らが競技場審判団の決定に納得できない場合は投票を行う。これは無記名投票とし、ミーティング運営に際して組織委員会は選手らを支援する。投票議案は、「競技会役員の回答を受け入れるか、それとも回答を仲裁・調査委員会へ委託して最終決定を求めるべきか？」である。

実際にこの競技に参加している選手の大多数（50%+1名）が同意した場合は、その未解決案件は直ちに仲裁・調査委員会へ委託されて最終決定を受けるが、この最終決定については上訴できない。

このミーティングでは、いかなる問題についても書面で残さなければならず（技術代表と選手代表がこの責務を担う）、仲裁・調査委員会からの回答も文書に記録して仲裁・調査委員長と選手代表の署名を受ける。

8 選手打ち合わせ会

気象条件やグラウンド状態などに起因する最終段階での変更を扱う定例の選手打ち合わせ会も、クロスカントリー競技前日の夕方に行わなければならない。この内容で論議となった場合は、仲裁・調査委員会へ委託手続きをとることもできる。

付則 F-9、F-10、付則 G、H、I は主催および公認競技会では適用しない。

付則J 過失の定義

Diagrams of Cross Country Obstacles and Faults

The following Diagrams are non-exhaustive examples for reference. The wording of the respective rules will prevail.

Diagram nr 1

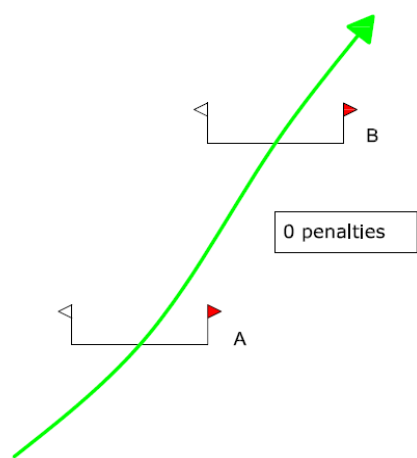


Diagram nr 2

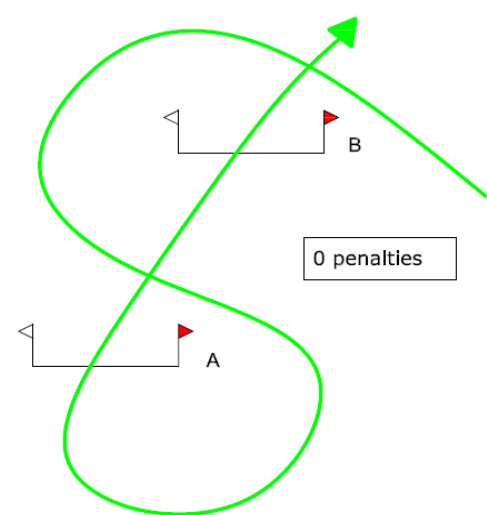


Diagram nr 3

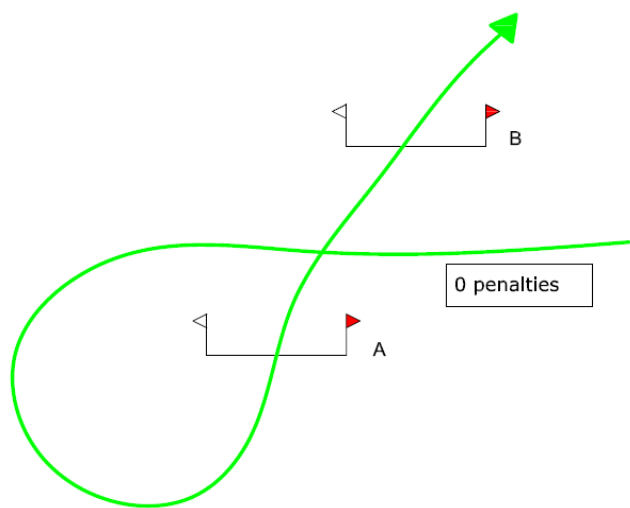


Diagram nr 4

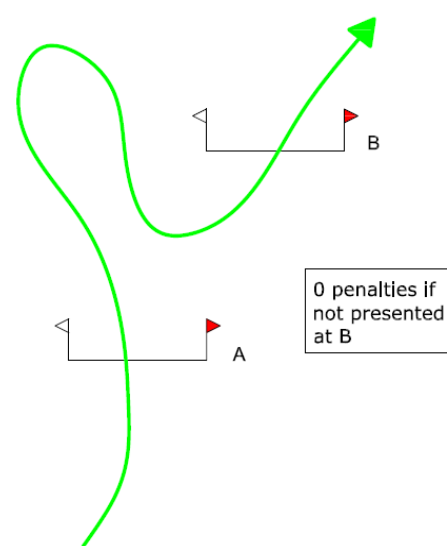


Diagram nr 5

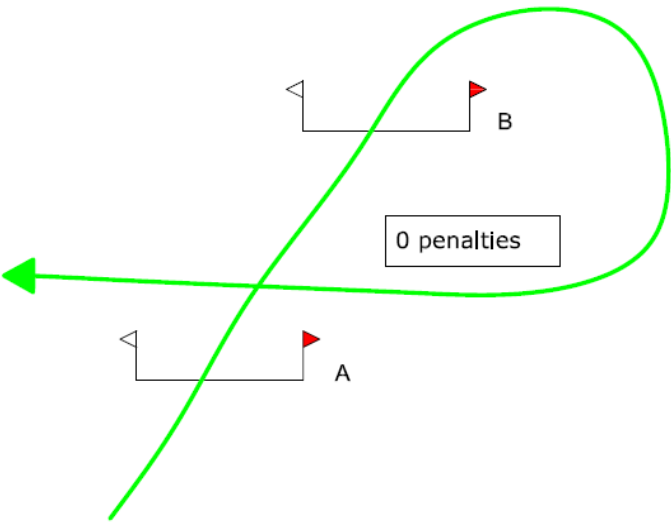


Diagram nr 6

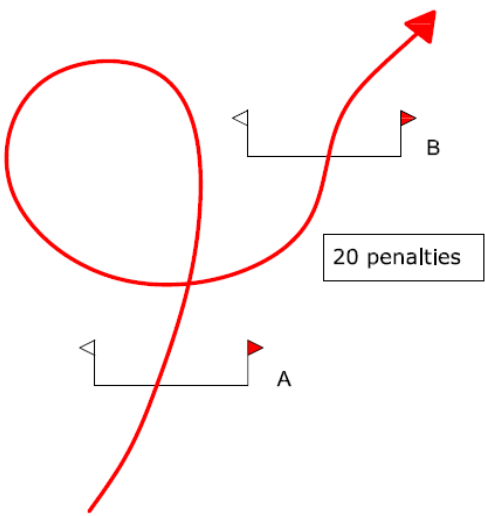


Diagram nr 7

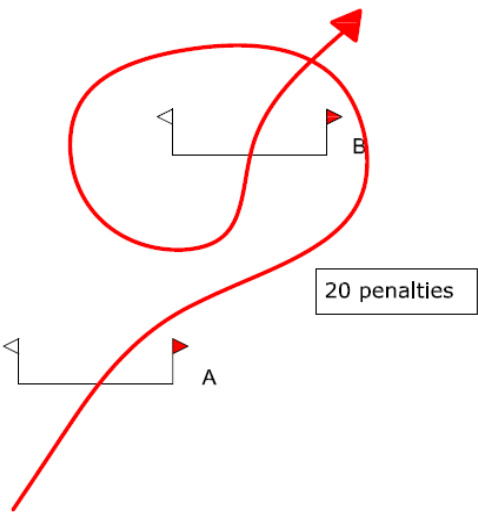


Diagram nr 8

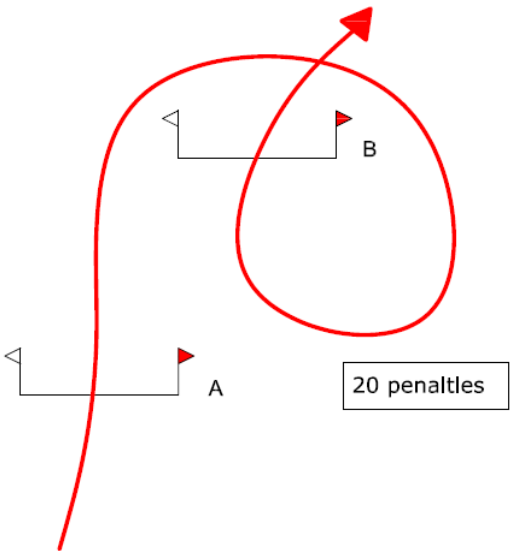


Diagram nr 9

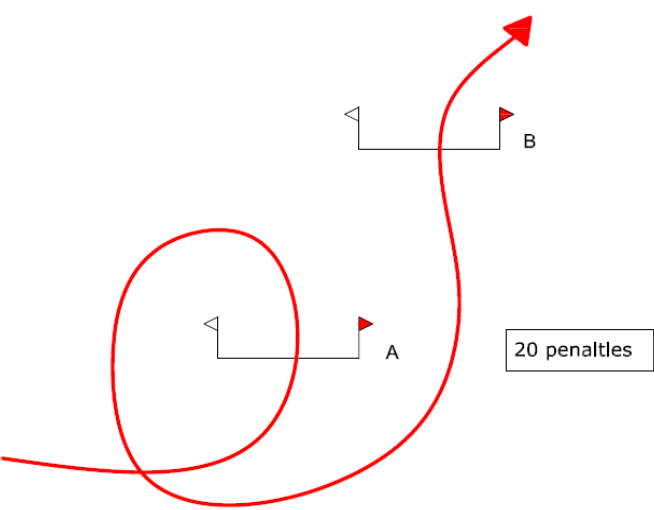


Diagram nr 10

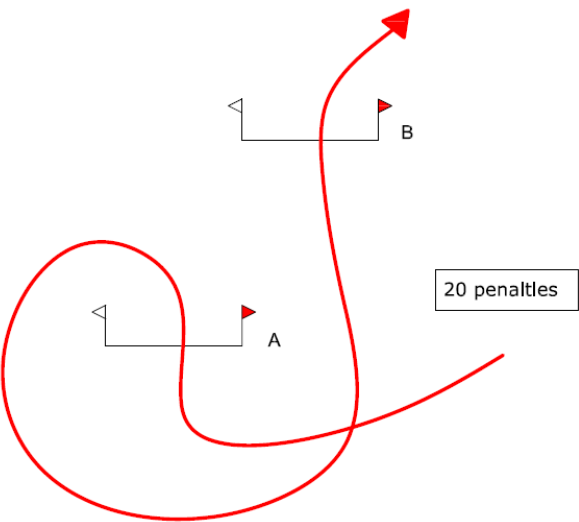


Diagram nr 11

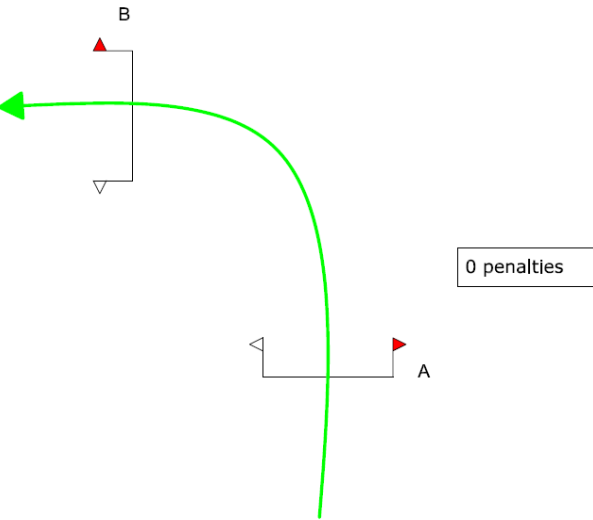


Diagram nr 12

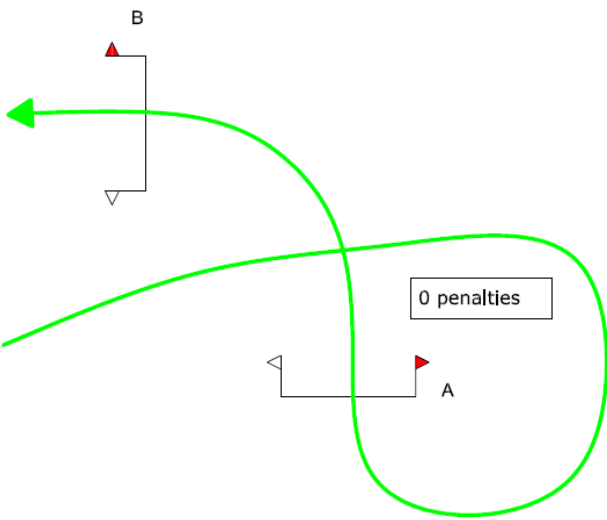


Diagram nr 13

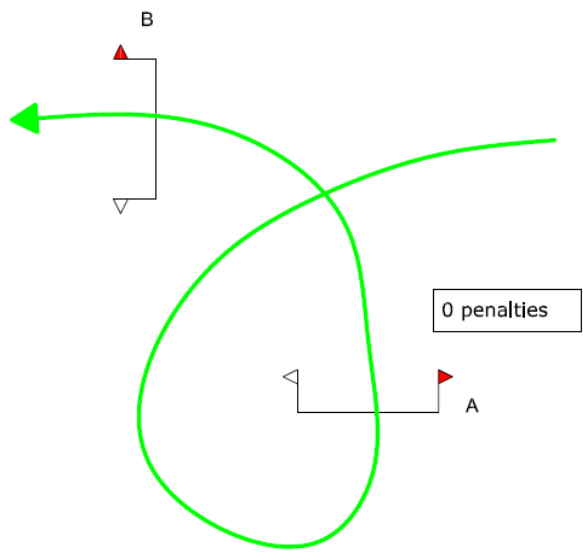


Diagram nr 14

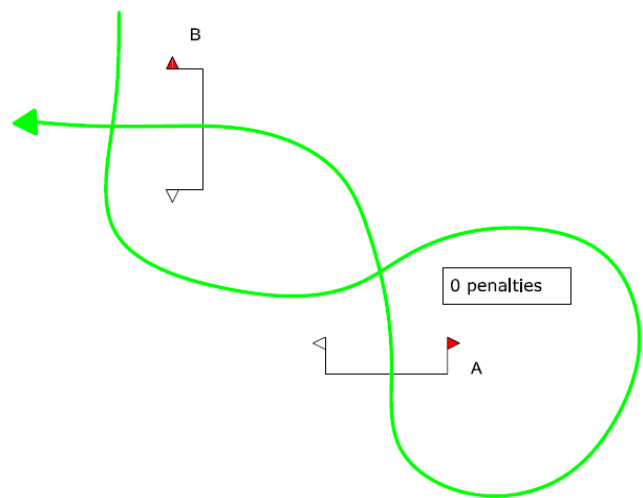


Diagram nr 15

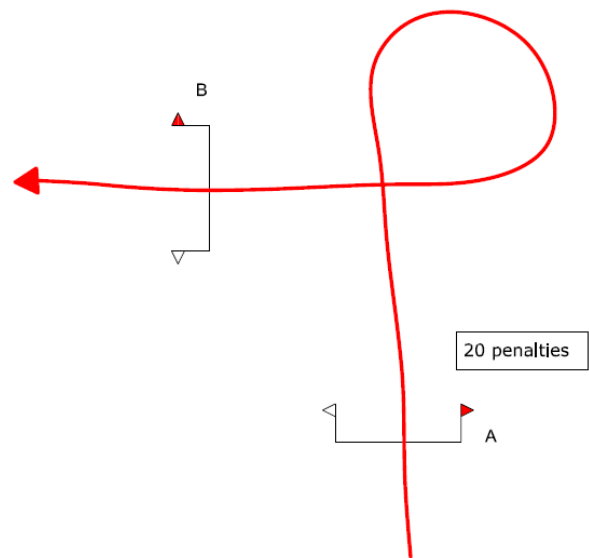


Diagram nr 16

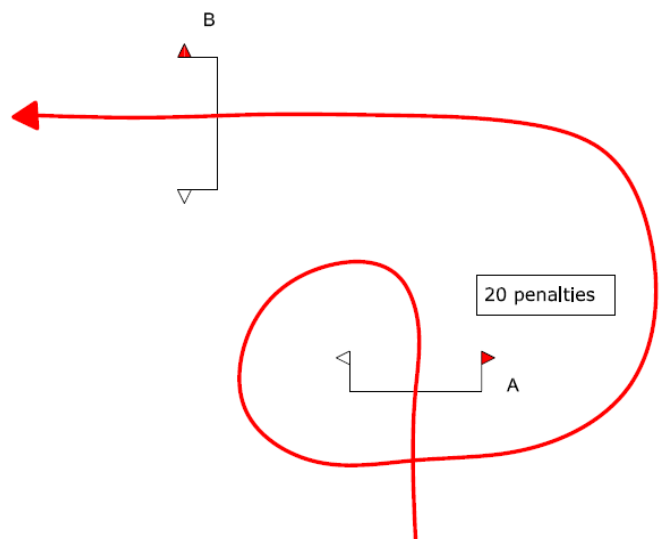


Diagram nr 17

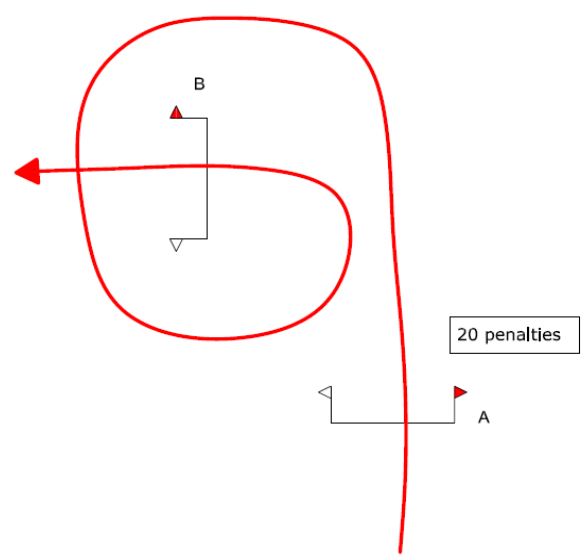


Diagram nr 18

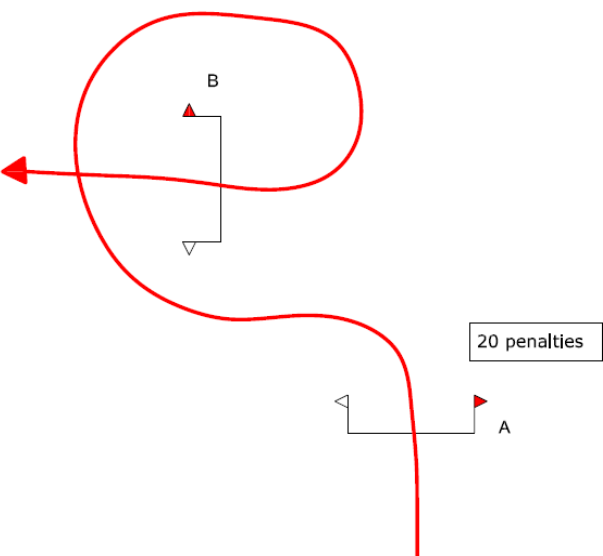


Diagram nr 19

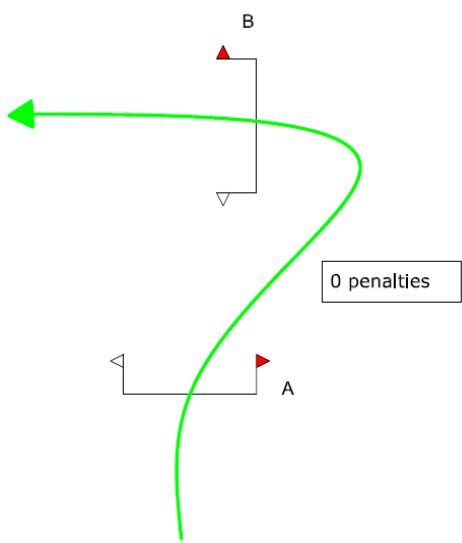


Diagram nr 20

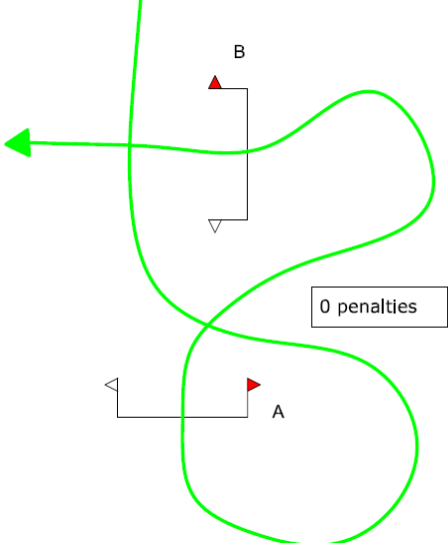


Diagram nr 21

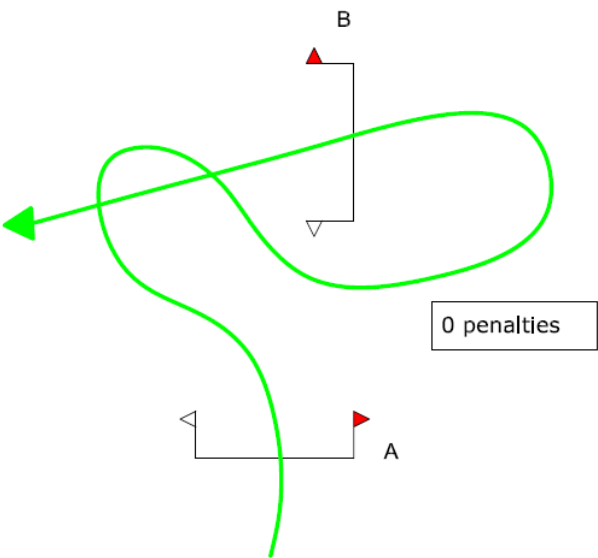


Diagram nr 22

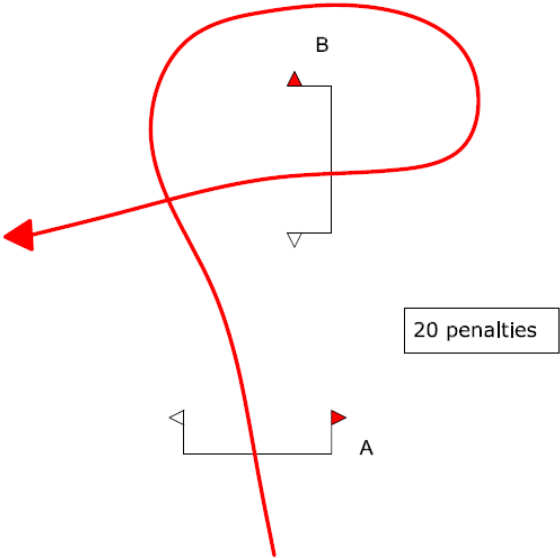


Diagram nr 23

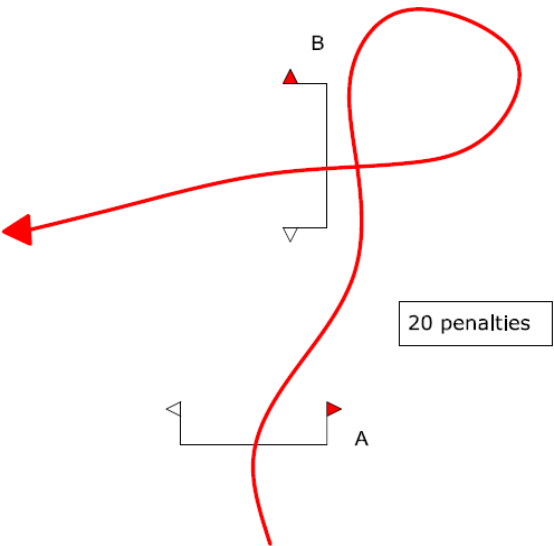


Diagram nr 24

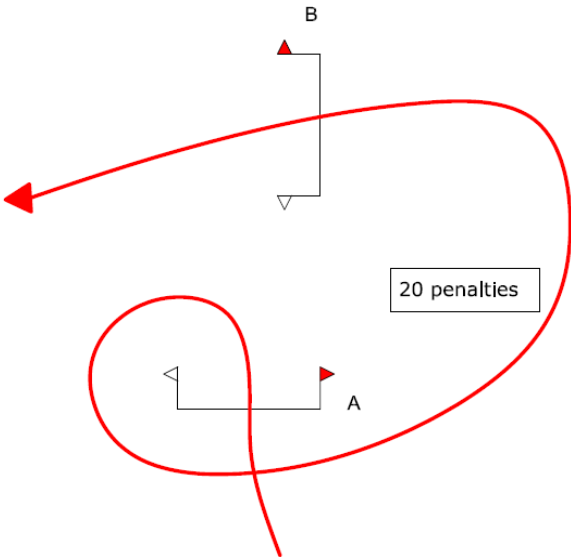


Diagram nr 25

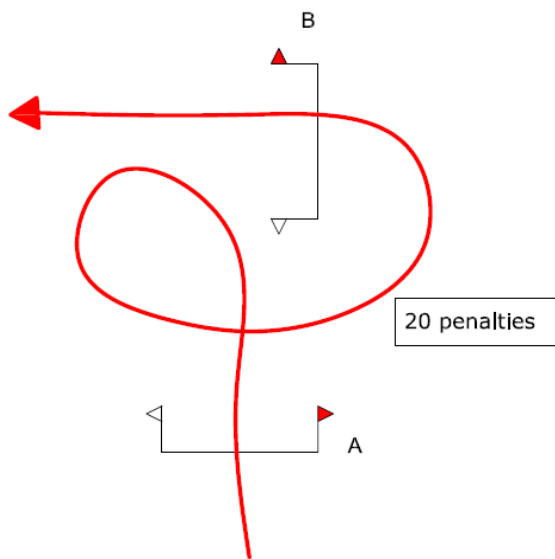
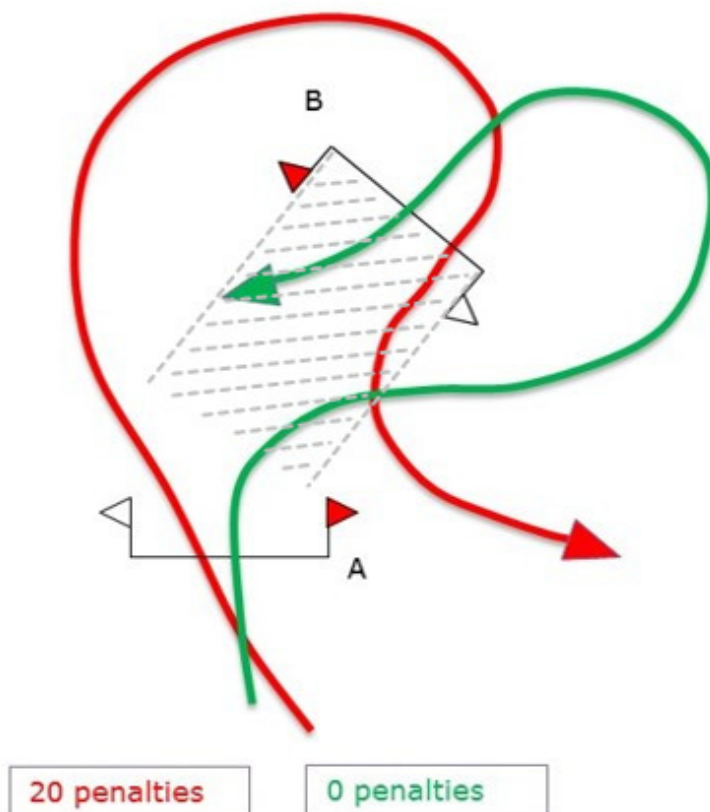


Diagram 26 & 28

At an obstacle composed of several elements (A, B, C, etc.) a Horse will be penalised if it passes around the back of any element or circles between elements.



Red route:

20 penalties because it passes around the back of element B (crosses the entire projection of the back of element B)

Green route:

Clear because it avoids passing around the back of element B (avoids to cross the entire projection of the back of element B)

Diagram nr 27

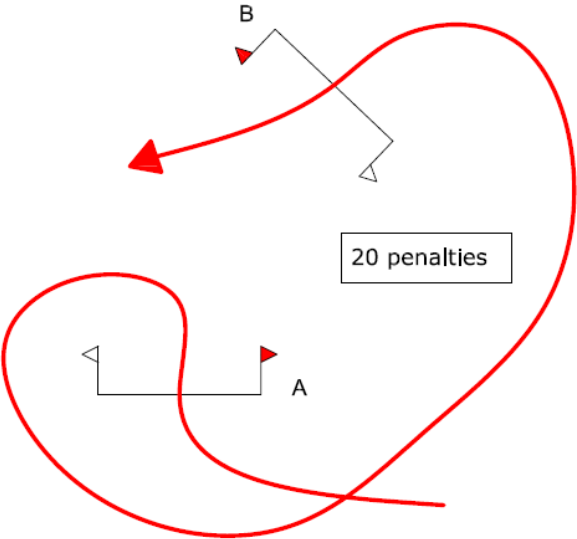


Diagram nr 29

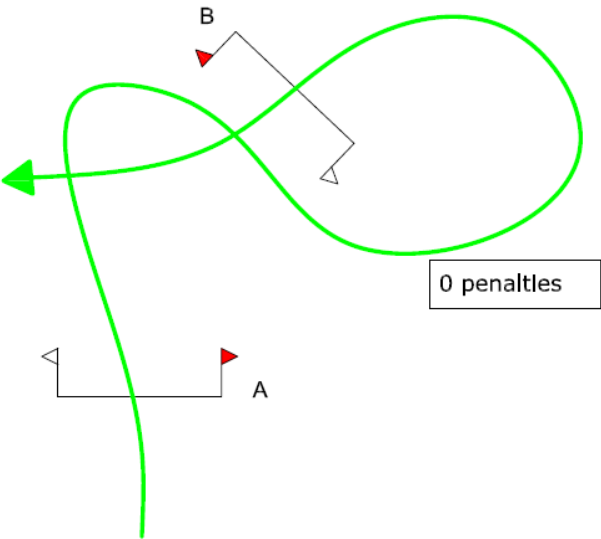
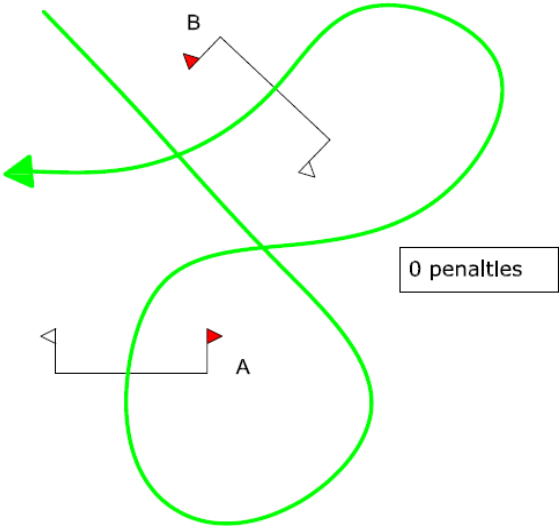


Diagram nr 30



用語集 <抜粋>

クロスカントリー・コントローラー：

経験ある役員で、組織委員会とともにクロスカントリー競技でのコミュニケーション計画を立案し、競技を統括する人物である。競技場審判団および技術代表と連絡を保ち、状況展開を進言する。

失権：

一般規程に定義されている通り、失権とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技および／または当該競技会におけるその後の競技に継続して出場できないことを意味する。

競技会：

一般規程に定義されている通り、競技会とは「ショー」「選手権大会」あるいは「大会」のことを指す。競技会は1競技種目あるいは複数の種目で開催することができる。

失格：

一般規程に定義されている通り、失格とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技、あるいは当該競技会におけるその後の競技への出場資格を失うことである。失格はまた時間を遡って適用されることがある。

ロングフォーマット競技：

3日あるいはそれ以上にわたって開催される総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は選手数により1日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリーを行い、その翌日に障害馬術競技を行う。ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に競技への万全な適性を求める全長であり、スタミナがなければ良い成績を出すことができない内容である。クロスカントリー競技は常に障害馬術競技の前に行われる。

ショートフォーマット競技：

1日あるいは数日の日程で行われる総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステム上ではロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

別表 1 競技会のカテゴリーとレベル (502 条)

名 称	EV80 (PN)	EV90 (N)	EV100 (T)	CNC-Y クラス	CNC★ クラス	CNC★★ クラス	CNC★★★ クラス
対 象	新馬 新人	シニア チルドレン	シニア ジュニア	ヤング	シニア ★	シニア ★★	シニア ★★★
馬場馬術	総合馬術 初級課目 2008A	総合馬術 中級課目 2017	総合馬術 上級課目 2017	2009 CCI/CIC ★★A	2015 CCI/CIC★ A/B	2015 CCI/CIC★★ A/B	2015 CCI/CIC★★★ A/B
クロスカントリー							
全 長	1,500- 2,000m	1,800- 2,300m	2,000- 2,500m	2,500- 3,000m	2,400- 3,200m	2,800- 3,600m	2,800- 3,600m
最大速度	400mpm	450mpm	500mpm	500mpm	520mpm	550mpm	550mpm
最大飛越数	18 個	22 個	26 個	20-26 個	30 個	34 個	34 個
高 さ							
固定障害	H80cm	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H115cm
ブラッシュ	H100cm	H110cm	H120cm	H120cm	H130cm	H135cm	H135cm
幅							
一番高い部分	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W160cm	W160cm
土台	W120cm	W150cm	W180cm	W180cm	W210cm	W240cm	W240cm
高さのない 障害	W160cm	W200cm	W240cm	W240cm	W280cm	W320cm	W320cm
飛び降りの 高さ	H100cm	H120cm	H140cm	H140cm	H160cm	H180cm	H180cm
障害飛越							
距 離	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 450m	400- 500m	400- 500m
最大速度	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm
障害数 /最大飛越数	9-10 /12	9-10 /12	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /14	10-11 /14
高 さ	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H120cm	H120cm
幅 (一番高い部分)	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W150cm	W150cm
土台・三段	W130cm	W150cm	W170cm	W150cm	W190cm	W210cm	W210cm

(障害馬術)

※ アリーナの広さが 2300 平方 m 未満はどのレベルでも 325mpm

※ アリーナの広さが 5000 平方 m 未満は★★★も 350mpm

第 6 編 設定せず

第 7 編 設定せず

第 8 編 エンデュランス競技

第 800 条 通則

- 800.1. エンデュランス競技とは、コース、距離、天候、地形、時間といった要素が絡むエンデュランスコースの走行において、馬のスタミナや競技への参加適性を安全に管理できる選手の能力を審査する競技である。
- 800.1.1 技術代表や競技場審判団、スチュワード、獣医師団、チーム監督、チーム獣医師、グルームの最も重要な責任、そして選手が負うべき絶対責任とは、馬に対する選手のいたわりや思慮深い態度と共に、個々のスキルを生かして馬の健康とウェルフェアを確実に守ることにある。**(JEF)**
- 800.1.2 良い結果を出すには、選手は野外騎乗での馬のペース配分や、効率的で安全な騎乗方法を熟知していなければならない。
- 800.1.3 エンデュランス競技では、ウマ科ウマ属のいかなる動物も「馬」とみなす。
- 800.2 競技コースは複数の区間で構成される。
- 800.2.1 どの区間も距離は 40km を超えてはならず、また原則として 20km を下回るべきでなく、16km 未満ではあってはならない。
- 800.2.2 各区間の終点には強制休止を設け、獣医師によるインスペクションを行う。獣医師団長 (PVC)、競技場審判団長 (PGJ) に各区間距離を知らせ、獣医関門ごとの休止時間について助言を求めるべきである。**(JEF)**
- 800.2.3 距離が 80km から 119km の場合は最低 2 ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない (3 区間)。
距離が 120km から 139km の場合は最低 3 ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない (4 区間)。
距離が 140km から 160km の場合は最低 5 ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けるべきである (6 区間)。技術代表の推奨と獣医師団長の承認があれば、これを 5 区間に削減することも可能である。
- 800.2.4 全区間の走行を 2 日以上にまたがるよう設定することができる。
- 800.2.5 エンデュランス競技の各区間は強制休養期間または休止時間で区切らなければならない。
- 800.2.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**
- 800.2.7 どのエンデュランス競技でも 40 分以上の休止時間を少なくとも 1 回は入れなければならない。
- 800.2.8 すべての区間で休止時間は 1 分/1km 以上の割合でなければならない。すなわち、35km 区間の後では 35 分以上の休止時間となる。
- 800.2.9 ワンデイ競技会での 1 回の休止時間は 60 分を最長として予定を組み、140km 以上の競技会では、すくなくとも 50 分の休止時間を 1 回以上設けることとする。**(JEF)**
- 800.2.10 また、義務的な再インスペクションが必要な獣医関門での休止時間は 40 分以上とし、この義務的な再インスペクションは、出発前 15 分以内に受ける必要がある。
- 800.3 各選手は単独で競技を行い、全コースをタイムレースとして走行しなければならない、これはスタートの順序やルールに左右されることはない。
- 800.4 本規程、獣医規程、その他諸規程に従い、馬と選手の安全を考慮して設けられた諸々の取り決

め（プロトコル）とともに、獣医師による最終インスペクションや薬物規制をすべて問題なく終了した人馬の中で、最短時間で全コースを走破した人馬が第 1 位となる。競技は選手自身が自由にペースを考えて、タイムレースとして走行できるように設営されるべきであるが、以下の場合を除く：(JEF)

800.4.1 悪条件：コースの状況が悪化した場合、あるいはコースを安全に完走する機会が損なわれかねない高温、多湿など他の要因が発生した場合、組織委員会（OC）が技術代表（TD）と協議のうえ、走行が著しく適正速度から遅れることのないよう、そして馬の安全を確保するために、コースの一部や競技区間に走行時間制限を設け、さらに／または 1 ヶ所またはそれ以上の獣医関門で閉鎖時間を設定することができる。

800.4.2 安全なコース設営：またこれとは逆に、安全走行に関わる状況から判断して、組織委員会は技術代表と協議のうえ、馬の歩度制限および／または最高速度の適用箇所をコースに設けることがある。しかしこれは特定のコース状況や一日のうちのどの時間帯であるかにも左右され、概ねこのような制限区域は各々 5km 以内とするか、あるいはコースの 5%を超えないこととする。概して速度制限とペース設定、あるいはそのどちらかを設けた区域はコース区間ごとに 1 ヶ所のみとし、最終区間では設定しない。

第 801 条 コース／「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」

801.1 技術代表（TD）と組織委員会（OC）は協議を行い、人馬コンビネーションのスタミナと騎乗技術を試すも馬のウェルフェアを損なうことなく、路面の変化を含め地形や天候条件が許す範囲内で技術的難度のある野外コースの設営を支援する。(JEF)

801.2 コースには（これに限定するものではないが）走路や溝、急勾配の上り坂、下り坂、水濠など自然な地形と人工的な地形を含めるべきであり、足場や地形、標高、進路方向、速度など技術的に難度の高い要素を具現するものとする。

801.3 地形の概要や標高差は競技会実施要項に明記しなければならない。

801.4 車両用の公共舗装道路はコースの 10%を超えてはならない。

801.4.1 競技中に馬がケガをするリスクが高くなるため、コースのループはスピード目的にデザインしたり造ったりしてはならず、技術代表が全面的に統括する。(JEF)

801.5 コースの中でも一段と難易度の高い部分は、競技の前半にもってくるべきである。

801.6 区間距離は組織委員会が決定し、これを実施要項に記載しなければならない。

801.7 技術的に難度の高い障害物は、できる限り自然な状態のまま残さなければならない。必要であれば、補強を施して競技中は状態を一定に保つようにするべきである。

801.8 フィニッシュは複数の馬がスピードを出してゴールを切っても互いに邪魔することのないよう、十分な長さや幅がなくならず、ギャロップや全速力でフィニッシュラインを通過してから安全に停止することができるよう、十分なスペースを設けなければならない。できるだけ獣医関門近くに設置する必要がある。

801.8.1 「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」とは；規定されたコース（ループまたは区間）、コース上あるいは獣医関門内でのクレーエリア、獣医検査エリア、獣医関門地点あるいはその中で休止エリアをいう。競技会では、実施要項で「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」へのア

クセス制限が示される。(JEF)

801.8.2 獣医関門内に入ることが許されるグルーム数はスペースを考慮し、馬の休養に十分なスペースを確保するため、1 頭につき 5 名とする。獣医関門および獣医関門検査エリアへのアクセスについては、技術代表の助言により主催者がさらに制限を設けることがある。そのような制限については実施要項に明記しなければならない。グルームの獣医関門へのアクセス権は、当該馬が競技から除外された時点で失効する。(JEF)

801.8.3 馬は常時、獣医師団または競技場審判団、またはスチュワードからはっきり見える状態にななければならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められず、これに違反した場合は失格となる。(JEF)

第 802 条 コースの標識設置

802.1 一般要件：コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確に示さなければならない。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。

802.2 コース順序：選手は第 802 条 6 で説明している地図に印された通り、正しい順序と方向に全コースを走行しなければならない。

802.3 経路違反：コースから逸脱した場合は、その逸脱地点から走行を再開しなければならず、これを怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱地点からの再開が不可能な場合、もしくは馬のために最善な方法とはならない場合は、競技場審判団が代替ルートを設定することがあるが、この代替ルートは正規のコースと同じタイプの地形で同じ距離を走るものであり、一区間の中で設けられるため選手が各獣医関門を正しい順番で制限時間内に通過できるものとする。この場合、その人馬コンビネーションには完走証明書のみ与えられる。この選手と馬は成績証明を得たり、他の資格認定基準を満たすことはできるが、ベストコンディション賞の対象にはならず、チーム成績への算入や個人成績の着順としては認められない。

802.4 境界標識：境界標識、あるいは他の許容できる方向指示板を用いてコースの特定セクションやスタートライン、フィニッシュラインを示さなければならない。このような境界標識あるいは指示板などがコースに配置されていた場合は、どこであっても選手はこれを通過しなければならない。通過し損ねた場合は失格となる。コース中で近道ができるような場合は、組織委員会がスチュワード 1 名をその地点に配置して、通過義務地点の順守を監視させなければならない。

802.5 標識：方向を示す旗や標識は走行すべき方向と道を示し、選手が進路を探しやすいよう設置するものである。これらの標識は、選手がタイムロスなく認識できるように設置しなければならない。距離の表示は 10km ごとに設けるべきである。

802.6 コース図：コースの道順や強制休止地点、通過が義務づけられる障害物の位置を示した地図あるいはコース図を各選手が事前に入手できるようにする。このような地図がコース図のコピーを組織委員会が各選手に配布しなければならない。(JEF)

802.7 スタート地点とフィニッシュ地点：各区間のスタート地点とフィニッシュ地点は、適切な標識を用いて明確かつ識別しやすく表示しなければならない。

第 803 条 コース図

- 803.1 地図：コース確定後、可能であれば打ち合わせ会の時点で、または競技開始前までには必ず縮尺 1/50000 以上の地図を選手に提供できるよう準備する。
- 803.2 コースデザインの完成：エンデュランス競技のコースは競技開始の遅くとも 7 日前までに正式に決定し、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡すものとする。

第 804 条 コースの修正と競技会の予定変更／遅延あるいは中止

- 804.1 コースの修正：コースが正式に決定した後の変更は、技術代表（TD）と競技場審判団（GJ）の承認なくしては行うことができない。
- 804.2 競技会の予定変更／遅延：例外的状況下では次のように競技会の予定を変更するか、あるいは競技開始を遅らせることがある：（JEF）
- 804.2.1 競技会前（第 1 回インスペクションの 1 時間前まで）：組織委員会代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議のうえ、技術代表が判断する。（JEF）
- 804.2.2 競技会開始後：競技場審判団、組織委員会代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ、競技場審判団長が判断する。（JEF）
- 804.2.3 組織委員会の責任：どのような競技会でも、組織委員会は競技会開始を最大限 30 時間まで遅らせ、および／または完全に予定変更せざるを得なくなる可能性を想定し、計画することが望まれる。（JEF）
- 804.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）
- 804.3 競技会の中止：壊滅的な事象あるいは状況が競技会開催中に発生した場合は、競技会を中止することがある：（JEF）
- 804.3.1 競技会前（第 1 回インスペクションの 1 時間前まで）：組織委員会代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議のうえ、技術代表が判断する。（JEF）
- 804.3.2 競技会開始後：競技場審判団、組織委員会代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ競技場審判団長が判断する。（JEF）
- 804.3.3 組織委員会の責任：どのような競技会でも、組織委員会は競技会を中止して会場から避難せざるを得なくなる可能性を想定し、計画することが望まれる。
- 804.3.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）
- 804.4 エンデュランス競技の特性：いかなる場合でも忘れてならないことは、この競技種目は耐久性を試す競技として、難度のある地形や天候、諸条件を想定しており、従って遅延や予定変更、中止は特別な場合の解決策としてのみ採用されるべきである。
- 804.5 通告：上述したような事例が生じた場合は可及的速やかに、遅くとも競技会開始前あるいは該当する区間開始前には選手および／またはチーム監督、また組織委員会、計時チームおよびすべての競技会役員へ決定を公式かつ個別に通告するべきである。

第 805 条 スタート方法

- 805.1 合図があるまでスタートラインを通過してはならない。
- 805.2 人馬コンビネーションのスタートに何らかの誤りがある場合、この人馬は戻ってスタートライ

ンを再度通過しなければならず、これを怠った場合は失格となる。しかしこの場合でも、合図があった本来のスタート時刻が当該人馬のスタート時刻として記録される。

- 805.3 選手がスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この選手は予定時刻にスタートしたもののとして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を 15 分過ぎてもスタートしない場合、その選手は失格となる。
- 805.4 数日間にわたって開催される競技会の 2 日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯（例：1 時間）についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。

第 806 条 走行時間とその計測

- 806.1 この競技では走行時間の計測が重要な要素となるため、組織委員会は適切な能力のある者に時刻合せした計時システムを用い、時間計測を行う区間ごとに各選手のスタート時刻とフィニッシュ時刻を正確に計測および記録させなければならない。(JEF)
- 806.2 どの選手も各区間で、タイムカードまたは規格を満たした信頼できる代替品を渡される。(JEF)
- 806.3 電子機器システムが主たる記録手段である場合、組織委員会は計時と記録情報すべてのバックアップ記録管理および代替電源を準備しなければならない。時間計測を行う各区間のスタート地点とフィニッシュ地点では、各選手の時間を記録するためスチュワードによる監視および／またはタイムキーパーによる時間計測システムが必要である。(JEF)
- 806.4 走行時間はスタート合図の瞬間から人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過する瞬間までを計測する。
- 806.5 強制休止地点では獣医関門を設けなければならない。(JEF)
- 806.6 獣医関門では、複数の馬が同時に到着してインスペクションを受けるような状況でも、インスペクションに臨場した人馬コンビネーションの到着時刻の記録が遅れてはならない。

第 807 条 競技とフェアプレイ

- 807.1 選手はコース内で自分の馬を引き馬したり、馬の後を追って進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終区間フィニッシュラインは騎乗して通過しなければならず、これに違反した場合は失格となる。
- 807.2 所定の時間制限を守らない選手は、次の区間への出場資格あるいは最終順位決定への資格を得られなかったものとみなされる。
- 807.3 いったん人馬コンビネーションがスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできず、これに違反した場合は失格となる。

807.4 速度の遅い人馬コンビネーションがこれを追い越そうとする人馬を意図的に妨害した場合は失格となる。これはコース内での順位争いによる競りあいを防げるものではなく、その意図するところは、走行速度が非常に遅かったり、あるいは拒止や装具トラブルなどにより遅れている選手が他の選手とコース内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。

807.5 次の区間への出場資格を得られなかった人馬コンビネーション、あるいは何らかの理由により失格となった人馬は直ちにコースから出なければならず、コースを通る以外に方法がない場合を除いてコース走行を継続する権利はない。コースを通る以外に方法がない場合は競技場審判団の承認を受けるか、あるいは競技場審判団が対応できない場合はスチュワードの承認を受ける必要がある。

807.6 競技会もしくはコース内で許可される援助：

807.6.1 競技会実施要項にて、競技会期間中に獣医関門とコースの中で援助（クルーイング）が認められる場所が特定される。

807.6.2 コースでは少なくとも 10km ごとに人馬コンビネーションが水を補給できるようにしなければならない。

807.6.3 コース走行中を含めて例えば落馬したり、放馬してしまったり、あるいは蹄鉄が緩んだり落鉄した時など、人馬コンビネーションは援助を受けることができる。

807.6.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

807.7 禁止される援助：下記条項 807.7.1～807.7.8 に定める行動は禁止されており、違反した選手には警告が出されるか、あるいは失格処分となる。(JEF)

807.7.1 コースのいかなる場所であれ、自転車や歩行者、あるいは競技に参加していない馬に騎乗した人物に追従、先行、あるいは併走してもらうこと。(JEF)

807.7.2 コースのいかなる場所であれ、指定された場所以外で援助すること。(JEF)

807.7.3 コースのいかなる場所であれ、援助する権限のない人物から援助を受けること。

807.7.4 (第 807 条 6.1 の定めにかかわらず) コースまたは指定されたアクセストラックに隣接したいかなる場所で車両により追従、先行、あるいは併走してもらうこと。(JEF)

807.7.5 獣医関門で第三者が馬を追って速歩させること。(JEF)

807.7.6 いかなる方法であれ、コース内でいずれかの人物が馬を追うこと。(JEF)

807.7.7 ワイヤフェンスを切断すること、コース内にある囲いを一部修正して走行しやすくすること、木を伐採したり障害物を排除すること、もしくはコースのテクニカルな要素を変えてしまうこと。(JEF)

807.7.8 依頼したか否かにかかわらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた第三者による介入を受け入れること。(JEF)

第 808 条 競技実施要項

808.1 組織委員会が公示する実施要項では、本規程の記載事項を重複して記述する必要はない。走行距離、走行速度、総走行制限時間および区間ごとの走行制限時間、順位決定方法、スタートルール、コースの表示方法、強制休止での手順、コース概要（標高の変化を含む）と使用される可能性のある障害物を提示することで十分である。(JEF)

808.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

808.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 809 条 服装規定

- 809.1 すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は全員が乗馬規格／エンデュランス規格の保護用ヘッドギアを確実に締めて着用することが義務づけられる。
- 809.2 すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は全員が 12mm 以上の踵がある安全な騎乗靴を履くか、あるいはケージ付き／ボックス型の鎧／馬術用セーフティ鎧を使用することが義務づけられる。
- 809.3 すべてにおいて、エンデュランス競技会のイメージを損なわない適切な服装の着用が必要である。

すべての競技会において、以下の服装を着用することが義務づけられる：(JEF)

- 809.3.1 競技会前の第 1 回インスペクション／開会式、ベストコンディション賞授与／表彰式に参加する者について：

- 選手：きちんとした服装 (JEF)
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとした服装 (JEF)
- 役員：状況に応じて、ジャケットとネクタイを着用するなど、きちんとした服装
- 短パンあるいはサンダルは、受容しがたい服装規準であり、許可されない。

- 809.3.2 実際の競技中：

- 選手：騎乗用の適切な服装、衿付きシャツ／ポロシャツ。
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとしたチーム／個人の服装。獣医師によるインスペクションエリア内では短パンは不可、また「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」内ではサンダルが不可（安全確保のため）。
- 役員：きちんとした作業用の服装。短パンやサンダルは不可。

- 809.3.3 広告については本規程第 105 条を適用する。(JEF)

第 810 条 馬装と用具

原則として馬装に規制はないが、安全な状態であり馬に適合していなければならない。これに限定するものではないが折り返し（ランニング）手綱／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限してしまう可能性のあるいかなる種類の手綱も使用が禁止される。(JEF)

- 810.1 反射材など特定の安全具の使用が競技実施要項で求められることがある。
- 810.2 鞭（あるいは鞭の代用品）と拍車は禁止である。
- 810.3 携帯電話と GPS 機器の使用は認められる。その他の通信機器については競技前に競技場審判団の承認が必要である。
- 810.4 広告については本規程第 105 条を適用する。(JEF)
- 810.5 馬の耳には何かを詰めたり、何かをつけてはならない。馬の耳が塞がれていてはならない。耳栓の使用は禁止する。ブリンカーは許可されるが、前方の視界が全面的に確保されており、何らかの加工がされておらず、かつ獣医関門の中では外さなければならない。ブリンカーの定義は以下の通りとする。

最終インスペクションを含む獣医関門において、ブリンカーは取り外さなければならない

BLINKERS



上図：使用可

ブリンカーは目と耳のための穴が開いている頭部を覆う装着物であり、片方または両方の目の部分が、後方の視界は完全に遮られるが前方の視界は全面的に確保しているカバーで覆われている

CHEEK PIECES



上図：使用可

チークピースはシープスキンや他の類似した素材で作られた2枚の細長い布のことであり、頭絡の頬部分に取り付ける

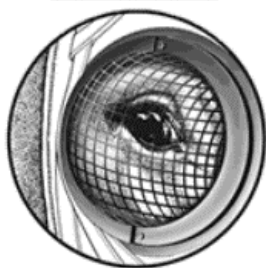
VISOR



上図：使用可

バイザーはブリンカーに似た装着物で、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している。

EYESHIELD



上図：使用不可

アイシールドは布林カーに似た装着物だが、目の覆い部分が両方ともメッシュまたはその他の透けて見える素材で覆われている点が布林カーとは異なる。

EYECOVER



上図：使用不可

アイカバーは布林カーに似た装着物だが、片方の目の覆い部分が不透明なカバーで完全に覆われている点が布林カーとは異なる。

第 811 条 虐待行為

811.1 競技場審判団の判断で明らかに残虐行為あるいは虐待とみなされる行為や一連の行為をとった場合は失格となり、また本規程に示す別段の措置を受け、当該選手は JEF に報告される。(JEF)

811.2 このような行為の報告書には、可能な限りその目撃者の署名と住所を添えなければならない。この報告書は競技場審判団または組織委員会の事務局長へ可及的速やかに提出しなければならない。

第 812 条 負担重量

812.1 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

812.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

812.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

812.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

812.5 競技会において最低負担重量を設定した場合はスタート前に必ず検量を行わなければならない、また可能であればフィニッシュ後にも行い、さらに競技中にも無作為に検量を行うことがある。(JEF)

812.6 選手の検量を行わなければならない、必要な場合はすべての乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。選手は騎乗区間中、最低負担重量を常時装着していなければならない、これに違反した場合は失格となる。役員により求められた場合は、フィニッシュライン通過後速やかに重量測定を受けるのは選手に課せられた義務である。(JEF)

812.7 組織委員会は、正確な重量計を用意しなければならない。(JEF)

第 813 条 順位決定

813.1 個人：エンデュランス競技では、これに限定するものではないが獣医師による最終検査を含め、すべてのプロトコルと要件を満たした／合格した人馬コンビネーションのうち、総走行時間の最も短い人馬が優勝となる。競技実施要項には、順位決定方法を明記しなければならない。

813.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

813.3 デッドヒート：同時にスタートした 2 組以上の人馬コンビネーションで、総走行時間が同じとなった場合は、フィニッシュラインの通過順によって順位が決定される。

813.4 失格、棄権、次の区間への出場不可：

813.4.1 失格：本規程、獣医規程、あるいは実施要項に違反した場合に、競技場審判団によって選手に課せられるもので、それ以降の競技に出場できないこと。(JEF)

813.4.2 次の区間への出場不可：獣医師によるインスペクションに合格できなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、または臨場すべき時刻あるいは完了すべき時間要件を満たさなかった場合、その人馬コンビネーションはそれ以降の区間は走行できなくなる。

813.4.3 棄権：競技への参加を自主的に辞退した結果を言うが、あくまでも自主的な場合のみであり、次の条件が伴うこと：人馬コンビネーションはその時点まで、すべての区間走行を正しく終了していること；選手は直前の区間を完走しており、かつ義務的な再インスペクションまたは獣医師の求めによる再インスペクションを含めて、直前の完走区間後の必要なインスペクションすべてに合格していること；そして、第 813 条に示す競技からの失格条項のいずれにも合致していないこと。

813.5 自主的あるいは他に理由があるかにかかわらず、競技会のいかなる時点であっても進行中の競技へ出場できなくなった馬はすべて、その後 30 分以内に獣医師団のインスペクションを受けなければならないが、獣医師団の許可を受け、当該馬を競技場（フィールド・オブ・プレイ）から認可された診療施設に直ちに搬送する場合を除く。当該馬の獣医療記録はこれに基づいて更新される。これに従わなかった場合は、当該馬には 60 日の強制休養期間が課される。(JEF)

第 814 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 815 条 出場資格

815.1 選手：

815.1.1 14 歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20 歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。(JEF)

40km 以上の競技に参加する選手は、JEF 騎乗者資格エンデュランス C 級以上を取得していること。(JEF)

60km 以上の競技に参加する選手は、JEF 騎乗者資格 B 級エンデュランス限定以上を取得し、かつ 40km 以上の競技を 1 回以上完走していること。また、60km 競技を初めて完走することをプレノービスと呼び、プレノービスでは最速時間が設定される。(JEF)

80km 以上の競技に参加する選手は、60km 以上の競技を 2 回以上（内、1 回はプレノービス）完走していること。(JEF)

120km 以上の競技に参加する選手は、80km 以上の競技を 2 回以上完走していること。(JEF)

815.2 馬：

815.2.1 エンデュランス競技へ出場資格を得るには、5 歳以上の馬であること。ただし、トレーニングガイドには、3 歳以上の馬でも参加することができる。(JEF)

60km 以上の競技に参加する馬は、40km 以上の競技を 1 回以上完走していること。(JEF)

80km 以上の競技に参加する馬は、60km 以上の競技を 1 回以上完走しており、かつ 6 歳以上であること。(JEF)

120km 以上の競技に参加する馬は、80km 以上の競技を 2 回以上完走していること。(JEF)

140km 以上の競技に参加する馬は、120km 以上の競技を 1 回以上完走しており、かつ 7 歳以上であること。(JEF)

815.2.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.5 明らかに妊娠後期、すなわち妊娠 120 日を超える牝馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会にも参加申込できない。

815.2.6 年齢の判断は、出場資格を問題とする競技会開催日時点での年齢を勘案し、乗馬登録証に記載された信頼性のある登録あるいは獣医師による意見書のいずれかにより確認しなければならない。北半球では誕生日の起算日を 1 月 1 日とし、南半球では 8 月 1 日とする。(JEF)

815.3 馬の休養義務期間

815.3.1 JEF 非公認含むすべてのエンデュランス競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。：

走行した距離	スタート	—	46km 以下	5 日
	46km 超	—	86km 以下	12 日
	86km 超	—	126km 以下	19 日
	126km 超	—	146km 以下	26 日
	146km 超			33 日

この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。

休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜

（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。(JEF)

815.3.2 侵襲的治療による強制休養期間 (JEF)

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。(このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。)失権となった馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を1例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。

継続する1年間にJEF非公認含むすべてのエンデュランス競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。

侵襲的治療1回目 合計60日間

侵襲的治療2回目 合計90日間

2回連続して、あるいは3ヶ月間に2回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、2回目の事例の強制休養期間に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

815.3.3 異常歩様による延長休養期間 (JEF)

継続する1年間にJEF非公認含むすべてのエンデュランス競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技に出場する前に第815条3.1に定める強制休養期間に加えて、以下に示す延長休養期間を与えなければならない。

異常歩様1回目 14日を追加

異常歩様2回目 21日を追加

2回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、2回目の事例の延長休養期間追加に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

継続する1年間に3回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった場合は、次の延長休養期間が追加される：

異常歩様3回目 90日を追加

815.3.4 継続する1年間に4回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技会へ出場する前に6ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の4週間前には獣医検査に合格しなければならない。

5回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。(JEF)

815.3.5 JEF非公認の国内競技会の完走成績は、JEF非公認含むすべてのエンデュランス競技における連続する異常歩様または代謝異常のため失権となった馬に適用される休養期間に影響しない。

(JEF)

815.3.6 エンデュランス本部と獣医委員会との協議を経て、JEFは追加措置としてさらに長い休養期間を設ける場合がある。(JEF)

815.3.7 馬に重篤な怪我を負わせた選手が12ヶ月以内に再び別の騎乗馬に重篤な怪我を負わせた場合、当該選手は自動的に6ヶ月間の出場資格停止処分を受ける。

重篤な怪我とは、獣医師団の見解で直ちに安楽死が必要な状態、またはいずれにしても競技における馬の死亡につながるものと定義する。

第816条から第819条までは、主催および公認競技会では適用しない。

第 820 条 獣医療規制

820.1 馬のウェルフェアに関してはあらゆる面において、獣医師団が絶対的な統制権を有する。

820.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.3 本規程で必要と定める一連のインスペクションと獣医検査は、競技における馬の健康と安全、ウェルフェアのために定められている。

820.4 獣医師団の勧告に基づいて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、上訴はできない。しかし馬の失権処分については、競技場審判団はいかなる場合もその理由を説明する義務がある。(JEF)

820.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.7 すべてのインスペクションと獣医検査に合格している馬の選手のみが、最終成績リストで順位付けの対象となる。

820.8 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.9 インスペクションと獣医検査に必要な関連情報はすべて各人馬コンビネーション個々の獣医カードに記載し、原則としてその後のインスペクションと獣医検査の参考に供与しなければならない。この種の記録は電子ファイル（バックアップつき）あるいはプリントアウトしたものとする。インスペクションや獣医検査が行われた直後に、選手は自分の馬に関わる記録を閲覧し、またコピーを取る権利がある。獣医カードは組織委員会が保管することがある。(JEF)

820.10 獣医関門への到着時刻が記録されなければならない、また本規程に従い競技会実施要項に記載されたプレゼンテーションタイム内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。

強制休止ではインスペクションエリアを備えた獣医関門が設けられ、選手／グルームは獣医師によるインスペクションを受ける準備ができた時に馬と共にここへ入る。選手／グルームはインスペクションエリアに入ったならば、馬を適切なペースで一定の前進運動を示しながら指定された獣医師のもとへ直行しなければならない。インスペクションエリアでは1頭の馬に3名まで付き添えるが、この人数は実施要項に記載するかまたは競技場審判団決定の事前発表で、さらに制限されることがある。(JEF)

820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を1回に限らず検査することができる。しかし規定のプレゼンテーションタイム内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健全性という3つの判断基準に基づいて競技を継続するに足る健康状態であることを示さなければならない。

820.12 心拍数の回復、代謝機能の安定および歩様の健全性のインスペクションは同時に実施し、当該馬は競技会のレベルに応じた最低基準を満たさなければならない。インスペクションのやり方に変更がある場合は、競技場審判団から競技前に通達するか、あるいは実施要項にて公表しな

なければならない。(JEF)

820.13 馬が所定の心拍数基準値を示した段階で、獣医師団のインスペクションに臨場した時点からの計時休止が所定の間継続する。この計時休止の間に速歩での歩様検査を含むその他のインスペクション項目がすべて行われる。

820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、獣医師団とともに、異常な気象条件やその他異常事態に応じて休止時間の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および／またはチーム監督全員へ通知しなければならない。馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、獣医師団は技術代表および競技場審判団と協議のうえライド条件のウェルフェアへの影響を査定し（第 800 条 4.1）、検査への馬の臨場と心拍数について適正な変更を競技場審判団へ助言する。

・心拍数上限を下げる

・プレゼンテーションタイムを短縮する、および

・馬のウェルフェアに影響する休止時間を延長する。

獣医師団長、競技場審判団長は競技中、各インスペクションで通過しなかった馬の頭数とともにライド条件を監視していなければならない。馬の保護のため、インスペクション条件に変更を加えることは彼らの責任である。(JEF)

820.15 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 821 条 インスペクションと獣医検査（エグザミネーション）

821.1 獣医検査（エグザミネーション）

821.1.1 最初の獣医検査は、馬が競技会用厩舎に到着後可及的速やかに、遅くとも割当てられた厩舎に馬が入厩する前に行うこととする。

821.1.2 この検査は組織委員会が任命したオフィシャル獣医師により行われる。競技場審判団長と獣医師団長も可能であればこれに立ち会うべきである。(JEF)

821.1.3 この検査の目的は、第一に馬の個体識別（パスポート、乗馬登録書類など）を行い、第二に馬の全般的な健康状態、特に伝染性疾患の有無を確認することにある。疑わしい場合は到着の時点で獣医師団長あるいは競技場審判団へ報告するものとするが、遅くとも第 1 回インスペクションが行われる 1 時間前までには報告が必要である。

821.1.4 この獣医検査を第 1 回インスペクションと併せて行うこともできる。(JEF)

821.1.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

821.2 ホースインスペクション；心拍数の再インスペクション；再インスペクションの要請；義務的な再インスペクション；最終インスペクション

821.2.1 第 1 回インスペクション：原則として競技開始の前日に実施することとし、競技場審判団と共に獣医師団が行う。以下に概略するように、インスペクションはすべて検査基準に従って行われる。その項目としては心拍数、呼吸機能、一般健康状態と代謝機能、歩行観察、痛み、裂傷、外傷、関節可動域など、さらに時宜に応じて獣医カードに追加される項目である。(JEF)

821.2.2 インスペクション概要：すべてのインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任に差異はない。競技続行の適性を審査するために、代謝、心拍および歩様検査について同じ基準を適用する。

821.2.3 心拍数測定プロトコル

心拍測定はすべて獣医師団メンバーが実施しなければならない。

1. インスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。
2. 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。
3. インスペクションに合格するための最大心拍数は 64bpm または実施要項に記載された数値とする。

聴診器を用いた検査

1. インスペクションは、聴診器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てる。
2. 検査を実施する者は、心音を確実に聴取することができる最適な場所に位置すること。
3. 計時にはストップウォッチを使用しなければならない。
4. 心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。15 秒経過時点で心拍数が 16 以下、または 30 秒経過時点で心拍数が 32 以下であれば、その時点で測定を終えることができる。どちらの場合でも、心拍数は 64bpm 以下と記録できる。心拍測定はこれで終了となる。
5. 心拍数が 15 秒で 16 または 30 秒で 32 を超えた場合、または心拍が不規則、心音が聞こえづらい、または心音が弱い場合は、聴診を 1 分間続けなければならない。当該馬は再インスペクションを受けるか、または次の区間に進むことができない場合がある。
6. 心肺機能回復指標 (CRI=Cardiac Recovery Index) が各インスペクションで記録されるが、これには馬の代謝機能判定の一貫として心拍数測定とその記録が含まれる。心拍数の記録を終えたならばストップウォッチを再始動させ、当該馬は歩様判定のために 1 分間で 80m (行き 40m、戻り 40m) の速歩を行う。この 1 分間終了後に 2 回目の心拍数を記録する 1 回目と 2 回目の心拍数の差が心肺機能回復指標である。最初の心拍数測定は聴診器 (上述の通り) または承認された電子心拍測定機器を使用することができる。
7. CRI の 2 回目の心拍測定には聴診器を使用しなければならない。この検査では、心拍数が 1 分間まで記録され、当該馬の競技参加適性を否定する何らかの医学的兆候を見極めるための心肺機能検査が行われる。

FEI 承認の電子的な心拍測定機器

1. インスペクションでは、心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。
2. 検査を実施する者は、心拍数測定の最適な場所に位置すること。
3. 測定機器をスタートさせると測定が始まる。測定機器は 15 秒、30 秒、45 秒および 60 秒時点の心拍数を表示できなければならない。各測定において実施要項に記載された 64bpm またはそれ以下の数値が表示された場合は、その時点で測定を終えることができ、数値が記録される。
4. 心拍数が 15 秒時点で 16、30 秒時点で 32、60 秒時点で 64 を超えていた場合、当該馬はインスペクションに不合格とされ、心拍数再インスペクションで 64 を超えていた場合は失権となる。

821.2.4 心拍数が高いことは上述の手順に従って確認しなければならない、2 回目の測定は速やかに 2 台目の測定機器を用いて実施し、その数値が基準値を満たさなければ当該馬は不合格となる。

821.2.5 インスペクションでの礼儀：インスペクションエリアでは、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬を気遣い、静寂を維持するべきであり、競技場審判団とスチュワードにはこの環境を維持する責任がある。これと同時に選手とそのクルー、ホースオーナー、チームスタッフなどもここで行われている作業の本質に留意し、心身ともに負荷を強いられている馬が競技継続に十分な健康状態であるか、また適性があるかが見極められ、判断されている状況に配慮する責任

がある。従って、インスペクションへの臨場を不当に遅らせたり、妨害するなどの戦術的駆け引きは容認しがたいものである。(JEF)

821.2.6 義務的な再インスペクション：獣医師団は競技場審判団と協議のうえ、どの獣医関門で回復状態を審査するための義務的な再インスペクションを実施するかを決定する。この再インスペクションは、選手が獣医関門を出発する予定時刻から遡って 15 分以内とする。(JEF)

821.2.7 再インスペクションの要請：インスペクションに合格させた後も獣医師が馬の継続的安定性に懸念をもっている場合、獣医師は選手に当該馬を休養時間中かつ出発時刻から遡って 15 分以内に再インスペクションに臨場させるよう要請できる。このルールは、疑わしい場合は馬に競技継続のチャンスを与えるためのものである。

821.2.8 獣医関門インスペクション：各区分終了後に馬を検査する必須のインスペクションである。

821.2.9 心拍数についての再インスペクション：獣医関門インスペクションにおいて、馬の心拍数が定められている基準値よりも高かった場合、当該馬は定められた時間内に再度検査を受けることができる。

821.2.10 心拍数：異常に高い心拍数を示す馬、または実施要項に記載された基準値あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が設定し直した基準値を超える心拍数を示す馬は、競技続行を認められず、次の区間に進むことはできない。心音の異常はすべて記録しなければならない。心拍数の問題で次の区間に進むことができない馬については、その心拍数が実施要項に示された基準値を超えていることを別の獣医師が直ちに確認しなければならない。(JEF)

821.2.11 呼吸器：獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断された場合、当該馬は次の区間に進むことができない。(JEF)

821.2.12 全身状態と代謝状態：全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、次の区間に進むことができない。

代謝状態：代謝状態は検査および当該馬の競技続行適性を示す数値の記録によって判断される。その記録には（これに限定するものではないが）粘膜、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動、馬の挙動、心拍回復指標が含まれる。

代謝状態、軟部組織の負傷、またはその他の理由で次の区間に進むことができない場合、獣医パネル 3 名による再検討が必要である。臨床的所見について 3 名で協議した後に匿名による合否判定投票を行い、直接それを競技場審判団メンバーに通知する。

821.2.13 異常歩様：第 1 回または最終インスペクション、あるいはコース走行中のすべてのインスペクションにおいて、強制屈曲または圧診を事前に行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに、継続的に明らかな不規則性歩様、あるいは異常歩様を示し、さらにその原因が痛みであることが明らかな時、または当該馬の運動上の安全を直接脅かす時、当該馬は競技から除外され、次の区間に進むことはできない。

821.2.13.1 インスペクションは表面が平坦で、堅い場所で行わなければならない。

821.2.13.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈した場合、当該馬は 3 名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3 名の獣医師が協議せずに匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。

821.2.13.3 疑わしい場合は馬と選手に有利となるよう、これら 3 名の獣医師の誰でも投票前に当該馬の速歩をもう一度要請することができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師 3 名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。

821.2.13.4 しかしながら、3 回の歩様検査（1 回は 1 名の検査獣医師によるもので、あとの 2 回はパネルによるもの）を経ても、当該馬の競技続行適性の有無を判断できない場合、そこに引き馬の誘導ミスや獣医師の見解の相違があったとしても、当該馬は失権となる。

821.2.13.5 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが失権の理由になるか否かに関わらず、当該馬の獣医カードにそれを記録しなければならない。

821.2.14 圧痛、裂傷、創傷：腹帯および鞍による擦過傷を含む、口内、四肢および体の圧痛、裂傷、創傷の痕跡は記録しなければならない。競技への参加および続行が、それらの圧痛、裂傷、創傷を悪化させる場合、当該馬の競技続行は認めない。

821.2.15 蹄鉄と蹄：蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、良いコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第1回インスペクションを受けた馬が、1つかそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。馬用ブーツおよびパッドの装着も認められる。しかし、いずれの場合においても、馬の蹄の状態が悪化し、それが馬の運動能力に悪影響を与え、あるいは馬に痛みを与えていると判断された場合は、当該馬は次の区間に進むことができない。

821.3 個体別の獣医カード

個体別の獣医カード（ベットカード）は第1回インスペクションの前に発行され、各インスペクションの終了ごとに必要事項を記入しなければならない。

821.4. 最終インスペクション

最終インスペクションでは、全頭を対象に最初の速歩検査を獣医師団メンバー3名構成のパネルの前で行わなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度1回のみ速歩での検査を要請できる。

馬のフィニッシュライン通過後に行われる最終インスペクションでは、馬の臨場は1回のみ認められ、指定された時間内でなければならない。

821.4.1 最終インスペクションで獣医師団による査閲に合格するためには、ゴール後30分以内に心拍数が64回/分（または実施要項に定められた基準値）以下に下がっていなければならない。この基準を満たさない馬に順位はつかないが、それでもフィニッシュライン通過後30分以内に獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。（JEF）

821.4.2 いずれの場合においても、実施要項に示されている制限時間内に心拍数を測定し、それを獣医カードに記録しなければならない。

821.4.3 最終インスペクションは、馬が引き続き競技続行適性を有し、通常の休養をとった後に騎乗が可能であるか否かを判断するためのものであり、1回しか受けられないことを除いては、コース走行中に行われるインスペクションと同じ規制および基準を用いて、それまでと同じ方法で実施する。馬はそれぞれの獣医カードを参照しながら検査される。

821.4.4 1日で行う160km競技または1日100kmを2日以上かけて行うすべてのエンデュランス競技に出場した馬はいずれも、獣医師団が定めたゴール後の数時間は獣医師の管理下で厩舎地区に留まらなければならない。（JEF）

821.5 その他のインスペクション

競技場審判団あるいは獣医師団は、すべての馬または任意に選択した馬に対して競技中いつでもインスペクションを行うことができる。

第822条 ベストコンディション賞

822.1 組織委員会は、すべてのエンデュランス競技会においてベストコンディション賞を設けることができる。ただし、獣医師団と／あるいは競技場審判団の判断により、該当馬がない場合もある。（JEF）

822.2 この賞の目的は、競技を完走して上位に入った馬（上位10頭まで）の中から最良のコンディションの馬を見いだすことである。

- 822.3 対象となるのは、優勝馬の走行時間に競技場審判団が定める割合で時間を加算した範囲で完走した馬とする。
- 822.4 ベストコンディション賞を目指す馬は、ベストコンディション賞の表彰式が終了するまで競技が継続しているものとみなされる。
- 822.5 選手には、自分の馬をベストコンディション賞の審査に参加させる義務はない。
- 822.6 ベストコンディション賞の審査対象となっている馬は全頭が継続して薬物検査の対象となる。**(JEF)**
- 822.7 本条文は主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

第 823 条 獣医師による競技中の治療処置

獣医師団からの書面による承認がない限り、競技中に獣医師による治療を行うことはできない。認可された処置は当該馬の順位決定に影響を及ぼさない。**(JEF)**

第 824 条 役員の責務

824.1 競技場審判団

- 824.1.1 競技場審判団は、エンデュランス競技の審判業務、獣医療面での規制、時間計測について、組織委員会が行った諸々の手配事項を監督指導する。
- 824.1.2 組織委員会は、参加申込数に応じてスチュワードや獣医師、他の役員の協力を取り付けるものとするが、競技場審判団があくまでも競技全般を監督する。

824.2 技術代表

- 824.2.1 技術代表はコースレイアウトを事前に点検し、これを承認しなければならない。**(JEF)**
- 824.2.2 技術代表は競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備事項を承認しなければならない：正しい参加申込手順、馬の獣医検査とインスペクションについて；厩舎、選手の宿泊施設、競技会のスチュワード業務について。
- 824.2.3 技術代表は打ち合わせ会を統括し、テクニカル要員全員の業務を監督する。
- 824.2.4 競技場審判団が判断を下すべき内容については、技術代表は全面的に調査を行い、競技場審判団へ報告するとともに助言を与える。
- 824.2.5 技術代表が準備事項すべてに異存がない旨を競技場審判団へ伝達するまで、技術代表の権限は絶対的なものである。その後も技術代表は競技会の技術面および運営面で監督を続け、競技場審判団や獣医師団、組織委員会に助言を与えて、これを支援する。
- 824.2.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**
- 824.2.7 本条文は主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

824.3 獣医師団

- 824.3.1 獣医師団は馬の安全と健康、ウェルフェアに関するあらゆる事柄に絶対的な統括権を有する。**(JEF)**
- 824.3.2 獣医師団長は、可能な限り早い時点で競技会での獣医関門とその他馬の安全対策に関わる計画について、組織委員会と技術代表から相談を受けるべきである。**(JEF)**

824.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.4 チーフスチュワード

824.4.1 チーフスチュワードは、競技会全般を通してスチュワード業務体制に責任を負う。

824.4.2 チーフスチュワードは、厩舎施設のセキュリティが競技会レベルに対応して適切であり、各獣医関門とコースに十分な人数のスチュワードを配置できるよう準備しなければならない。

824.4.3 チーフスチュワードは、開会式や閉会式など競技中におけるあらゆる職務、あるいは競技に必要な組織だった運営機能がすべて円滑に遂行されるよう、組織委員会や競技場審判団、技術代表を支援するものである。

824.4.4 チーフスチュワードは、競技会参加者の安全とウェルフェア全般に責任を負う。

824.4.5 チーフスチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡を取り、競技会計画について可能な限り早い時点で組織委員会と技術代表から相談を受けるべきである。

824.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 825 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 826 条 褒章

826.1 コースを完走した選手全員に褒賞が授与される。

826.2 エンデュランス競技会では褒賞の価格に下限はない。

826.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 827 条 表彰式

獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すべきである。(JEF)

第 828 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

付則 3 : 失権等に関する記号の説明

WD : 出場辞退

- コンビネーションは競技会に現れない。
- コンビネーションは第 1 回インスペクション前に不参加を決定する。

RET : 棄権

- コンビネーションは第 1 回インスペクションに**合格した**後に棄権する。
- コンビネーションは獣医検査に合格し、その時点までのすべての区間を正当に走行終了している段階で自発的に棄権する。

DSQ : 失格

- 馬は医学的理由により失権となると同時に失格となり得る。
- 注意 : 理由はすべて競技場審判団長が検証する。

FNR : 走行を終了したが順位なし

- 競技場審判団長／技術代表の承認を受けた完走証明書

FTQ : 失権 – 以下のいずれかの記号併記が必要 :

- **GA** : 異常歩様
- **MI** : 軽傷 (例 : 僅かな痛み、創傷など)
- **CI** : 重篤なケガ
- **ME** : 代謝異常
- **ME TR** : 侵襲的治療が必要とされる代謝異常
- **GA + ME** : 異常歩様と代謝異常
- **GA + ME TR** : 異常歩様と侵襲的治療が必要とされる代謝異常
- **OT** : 時間切れ (タイムオーバー)
- **FTC** : 完走ならず

エンデュランス獣医師による失権の記号	獣医関門における認定獣医師による失権等に関する記号		
獣医関門位置 ステータス	第 1 回ホース インスペクション	獣医関門 1-8	最終ホース インスペクション
FTQ	GA、ME、MI、 GA + ME	GA、MI、CI、ME、 ME TR、GA + ME、 GA + ME TR、OT、 FTC	GA、MI、CI、ME、 ME TR、GA + ME、 GA + ME TR、OT、 FTC
RET	RET	RET	RET
WD	WD		
FNR			
DSQ	GA、ME、MI、 GA + ME	GA、MI、CI、ME、 ME TR、GA + ME、 GA + ME TR、OT、 FTC	GA、MI、CI、ME、 ME TR、GA + ME、 GA + ME TR、OT、 FTC

第9編 年間獲得ポイント

第901条 目的

JEF に登録された競技者が主催競技会及び公認競技会において毎競技年度に獲得した成績を換算集計し、各競技者の年間における活動状況を数値化し、乗馬技能の一層の研鑽と馬術競技会の普及発展に資することを目的とする。

第902条 集計と公表

1. 障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス競技の4競技ごとに選手と馬匹が獲得したポイントをもとに順位を付けリストを作成する。
2. 集計したリストは随時 JEF ウェブサイトに掲載する。

第903条 ポイントの集計

①障害馬術競技

グレードごとに選手と馬匹の獲得したポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づき、グレードごとに集計する。

- ・ 大障害は、大障害 A 及び B の基準で実施する競技
- ・ 中障害 A は、中障害 A の基準で実施する競技
- ・ 中障害 B は、中障害 B の基準で実施する競技
- ・ 中障害 C は、中障害 C の基準で実施する競技
- ・ 中障害 D は、中障害 D の基準で実施する競技

②馬場馬術競技

クラスごとに選手と馬匹のポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づきクラスごとに集計する。

③総合馬術競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、各クラスの選手、馬匹ごとに集計する。

総合馬術ポイント配点基準

順位	クラス					
	CCI/CIC/CCN/CNC			EV100	EV90	EV80
	3*	2*	1*			
1	300	250	200	30	25	20
2	280	240	180	28	24	18
3	260	220	160	26	22	16
4	240	200	140	24	20	14
5	220	180	120	22	18	12
6	200	160	110	20	16	11
7	180	140	90	18	14	9
8	160	130	80	16	13	8
9	140	120	70	14	12	7
10	120	100	60	12	10	6
11	100	80	50	10	8	5
12	90	70	40	9	7	4
13	80	60	30	8	6	3
14	70	50	20	7	5	2
15	60	40	10	6	4	1

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。

【距離ポイント】

距離ポイントは完走人馬に下記の通り付与する。

距離	距離ポイント
160Km	60
120Km	44
80Km	28
60Km	20

【順位ポイント】

- ・ 出走頭数の上位 1/2 までの人馬に順位ポイントを与える。
- ・ 第 1 位の順位ポイントは出走頭数を 2 で除した数とする。順位が 1 位下がる毎に 1 ポイントずつ減じて順位ポイントを付与する。
- ・ 出走頭数が奇数の場合、第 1 位の順位ポイントは出走頭数を 2 で除し、繰り上げた数とする。
- ・ 失権もしくは棄権した人馬にはポイントを与えない。

【ベストコンディション賞ポイント】 3 ポイント

第904条 集計の締め切り

年間獲得ポイントは、障害馬術競技び馬場馬術競技の公認競技会については、全日本馬術大会の出場資格締切日までの競技会を対象とする。総合馬術競技ならびにエンデュランスについては、12月末日までの主催及び公認競技会のポイントを対象として集計する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
全文改定

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 3 0 2 条、第 3 0 3 条、第 3 0 4 条、第 3 0 5 条、第 3 0 7 条、第 3 1 0 条、
第 3 1 2 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 25 日より施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
第 5 2 1 条、第 5 3 2 条、第 5 3 3 条、第 7 1 0 条削除、第 7 1 1 条を 7 1 0 条に繰り上げ、
第 7 1 2 条を第 7 1 1 条に繰り上げ、第 8 0 5 条削除

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 1 0 2 条、第 1 0 7 条、第 1 2 6 条新設、以下条文繰り下げ、第 1 2 7 条、
第 1 2 8 条、第 1 2 9 条、第 1 3 0 条、第 1 3 1 条、第 1 3 2 条、第 1 3 3 条、第 1 3 4 条、
第 2 0 0 条、第 2 0 4 条、第 2 4 3 条、第 2 5 6 条、第 2 5 7 条、第 2 7 3 条、付則 7、
第 3 0 2 条、第 3 0 3 条、第 3 0 4 条、第 3 0 5 条、第 3 0 9 条、第 3 1 0 条、別表 1 A、
第 5 0 1 条、第 5 1 5 条、第 5 2 1 条、第 5 2 6 条、第 5 2 8 条、第 8 0 0 条、第 8 0 1 条、
第 8 0 2 条、第 8 0 3 条、第 8 0 4 条、第 8 0 5 条、第 8 0 6 条、第 8 0 7 条、第 8 0 8 条、
第 8 1 1 条、第 8 1 3 条、第 8 1 5 条、第 8 2 0 条、第 8 2 1 条、第 8 2 4 条、用語の統一

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 0 1 条、第 2 0 8 条、第 2 3 6 条、第 2 3 9 条、第 2 4 1 条、第 2 4 6 条、第 3 編、
第 4 編、第 5 編、第 8 0 0 条、第 8 1 0 条、第 8 1 5 条、第 8 2 1 条、第 8 2 2 条、
第 8 2 7 条、付則 3、別表 1

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 21 日より施行する。
第 815 条 1.1

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 1 0 5 条、第 1 1 3 条、第 2 0 1 条、第 2 1 4 条、第 2 1 6 条、第 2 2 5 条、
第 2 4 0 条、第 2 4 1 条、第 2 4 2 条、第 2 4 3 条、第 2 4 5 条、第 2 5 6 条、第 2 5 7 条、
第 2 6 2 条、第 2 6 9 条、第 4 0 1 条、第 4 2 7 条、第 4 2 8 条、第 4 2 9 条、第 4 3 0 条、
第 4 3 4 条、第 5 2 4 条、第 5 3 5 条、第 5 3 6 条、第 5 3 8 条、第 5 3 9 条、第 5 4 0 条、
第 5 4 4 条、第 5 4 8 条、第 5 4 9 条、第 5 5 2 条、別表 1（5 0 2 条）、第 8 0 0 条、
第 8 0 1 条、第 8 0 2 条、第 8 0 5 条、第 8 0 7 条、第 8 1 0 条、第 8 1 1 条、第 8 1 2 条、
第 8 1 3 条、第 8 1 5 条、第 8 2 0 条、第 8 2 1 条、第 8 2 8 条、付則 3、第 9 0 3 条、
（別表 1）

(別表1)

馬場馬術課目および馬装基準

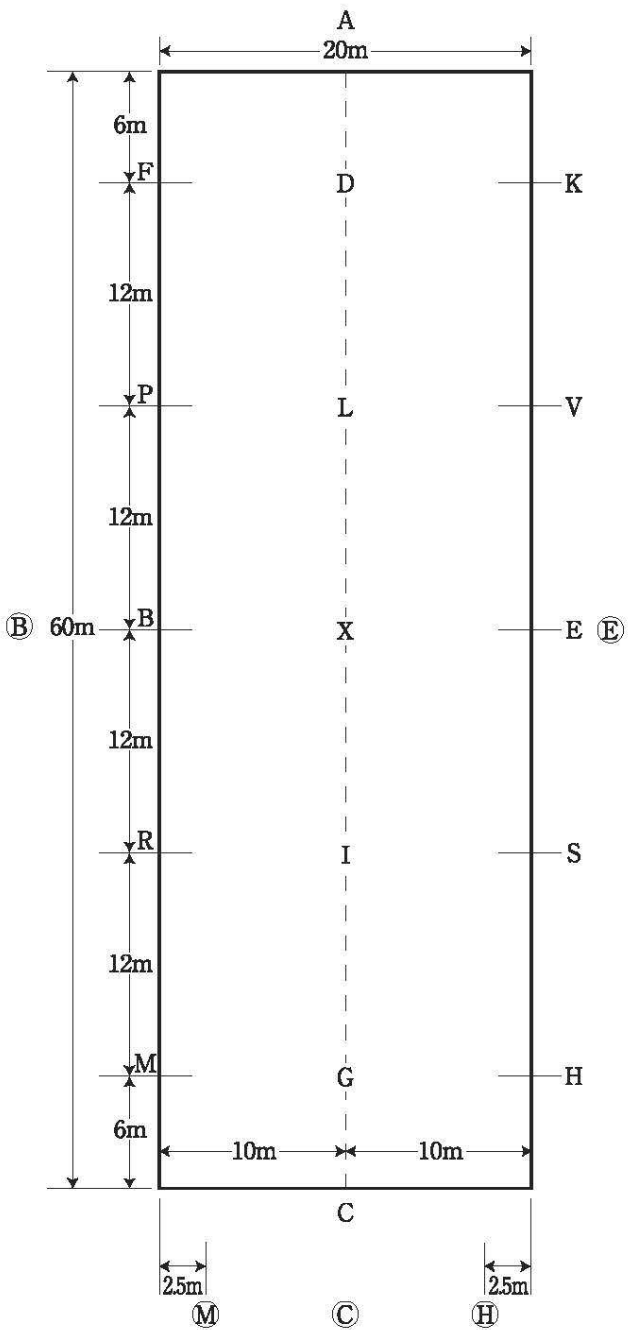
	馬 場 馬 術 課 目 名		満点	参考時間	大小 勒	水勒	拍車	審判 員数	馬場 サイズ
F E I 制 定 課 目	FEI グランプリ馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>		500	5'45"	必 須	不 可	必 須	3 名 以 上 5 名 以 内	20 m × 60 m
	FEI グランプリスペシャル馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>		510	6'40"					
	FEI 自由演技グランプリ馬場馬術課目 2009		200	5'30"~6'00"					
	FEI インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>		380	5'30"					
	FEI インターメディエイト A 馬場馬術課目		360	5'10"					
	FEI インターメディエイト B 馬場馬術課目		420	5'45"					
	FEI インターメディエイト II 馬場馬術課目		380	5'25"					
	FEI 自由演技インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009		200	4'30"~5'00"					
	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>		380	5'50"					
	FEI ヤングライダー グランプリ 16-25 馬場馬術課目		430	6'00"					
	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>		380	5'15"					
	FEI ヤングライダー団体競技馬場馬術課目 (FEI セントジョージ賞典)		380	5'50"					
	FEI ヤングライダー予選競技馬場馬術課目		360	4'45"					
	FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2009		200	4'30"~5'00"					
	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009 <u>(2017年改定版)</u>		380	5'15"					
	FEI ジュニアライダー団体競技馬場馬術課目		370	5'40"					
	FEI ジュニアライダー予選競技馬場馬術課目		340	4'45"	可	可			
	FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2009		200	4'30"~5'00"	必須	不可			
	FEI チルドレンライダー個人競技馬場馬術課目		320	3'50"	不 可	必 須	任 意		
	FEI チルドレンライダー団体競技馬場馬術課目		300	3'55"					
	FEI チルドレンライダー予選競技A馬場馬術課目		260	3'30"					
	J E F 制 定 課 目	FEI チルドレンライダー予選競技B馬場馬術課目		300	3'50"	可	可	任 意	
JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目		200	4'30"~5'00"						
Sクラス		JEF 馬場馬術競技 S2課目 2013	380	5'10"					
		JEF 馬場馬術競技 S1課目 2013	300	5'30"					
Mクラス		JEF 馬場馬術競技 M2課目 2013	330	5'00"					
		JEF 馬場馬術競技 M1課目 2013 <u>(2017年改定版)</u>	370	5'30"					
Lクラス		JEF 馬場馬術競技 L2課目 2013 <u>(2017年改定版)</u>	290	4'45"					
		JEF 馬場馬術競技 L1課目 2013 <u>(2017年改定版)</u>	290	5'30"					
Aクラス		JEF 馬場馬術競技 A5課目 2013	250	3'45"					
		JEF 馬場馬術競技 A4課目 2013	230	4'30"					
		JEF 馬場馬術競技 A3課目 2013	230	4'45"					
		JEF 馬場馬術競技 A2課目 2013	170	4'15"					
	JEF 馬場馬術競技 A1課目 2013	150	3'30"						
総 合 馬 術	FEI 総合馬術競技3スター 2015 馬場馬術課目A		260	5'00"	可	可	任 意	3 名 以 内	20 m × 60 m
	FEI 総合馬術競技3スター 2015 馬場馬術課目B		260	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目A		240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目B		240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2009 馬場馬術課目A		290	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目A		240	5'00"					
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目B		240	5'00"	不 可	必 須	任 意		
	FEI 総合馬術競技1スター 2015 馬場馬術課目A		230	4'30"					
	FEI 総合馬術競技1スター 2015 馬場馬術課目B		220	4'00"					
	総合馬術上級課目2017		250	4'30"					
	総合馬術中級課目2017		230	4'15"					
	総合馬術初級課目2008A		210	6'00"					

* Aクラスは初級課目とし、経験の浅い人馬対応の課目

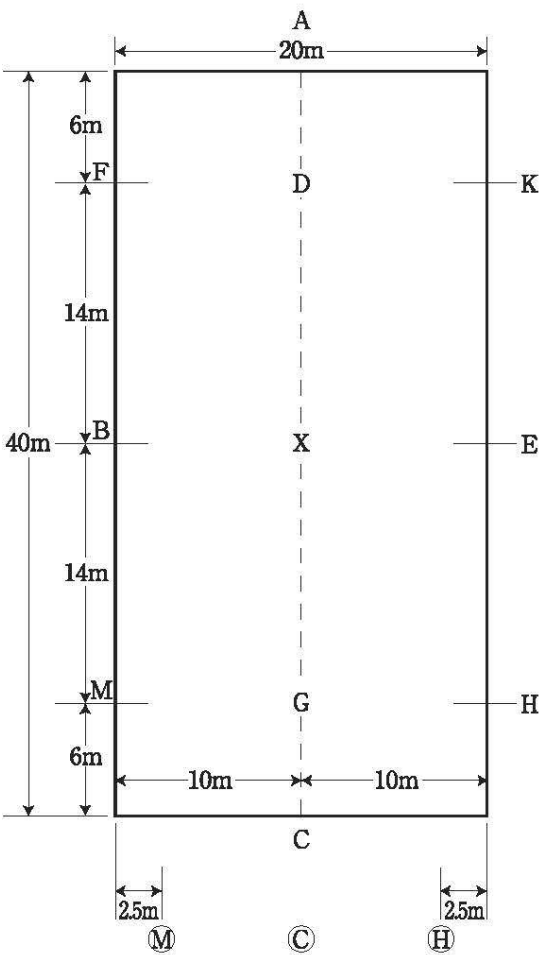
* L,M,SクラスはFEIセントジョージ課目へのステップとしての課目

(別表 2)

馬場馬術競技場



20m×60m



20m×40m

(別表 3)

主催競技会の大会役員編成に関する基準

1. 主催競技会における大会役員編成は、この基準の定めるところによる。

ここでいう主催競技会とは、全日本の各馬術大会及び日本馬術連盟が主催する国際馬術大会をいう。

2. 編成基準

大会名誉総裁	日馬連名誉総裁（ジュニア大会を除く）
大会名誉会長	日馬連名誉会長
大会会長	日馬連会長
大会副会長	日馬連副会長及び会場の所属馬連会長等、若干名
大会顧問	日馬連顧問、競技本部或いは会場の所属馬連より推薦された者
大会参与	日馬連理事、監事、競技本部或いは会場の所属馬連より推薦された者
大会委員長	理事長または理事長と当該競技の本部長が協議し指名する者、1 名
技術代表	障害飛越馬術大会及び総合馬術大会は、当該競技の本部長或いは当該競技の本部長が指名する者。なお、馬場馬術大会の技術代表は、審判長が兼務することができる。
審判長	馬場馬術大会は、馬場馬術本部長或いは馬場馬術本部長が指名する者、1 名(技術代表を兼務) 障害馬術大会及び総合馬術大会は、当該競技の本部長が指名する者、1 名
審判員	当該競技の本部長が指名する者、数名
コースデザイナー	当該競技の本部長が指名する者、1 名
チーフスチュワード	当該競技の本部長が指名する者
スチュワード	当該競技の本部長が指名する者
獣医師団長	獣医委員長が当該競技種目の本部長と協議して指名した者。必要に応じて獣医師団のメンバーを指名することができる。
FEI 獣医師代表 (FEI 競技に限る)	獣医委員長が当該競技種目の本部長と協議して指名し、FEI の承認を受けた者。

※ 上訴案件については、大会委員長、審判長、技術代表が対応する。

2.2 全日本エンデュランス馬術大会の大会役員編成に関しては、前記の編成基準を参考に実行委員会が決定する。

3. 競技運営上必要な職務は、適宜実行委員会が設定できるものとし、その担当者は、実行委員会が指名できるものとする。

例	大会副委員長	副審判長	運営委員長	運営委員
	総務委員長	総務委員	公式記録委員	賞典・放送委員
	救護医師	獣医師	装蹄師	競技委員長
	競技委員	支援団体	など	

4. 編成基準に則り当該競技本部実行委員会を編成して原案を作成し、理事会に報告する。

5. 役員の主な任務

役員の拘束期間：競技会期間中、打ち合わせの1時間前から最終結果発表後30分とする。

① 大会委員長

- ・ 競技会前日に会場に入り、競技会の統括責任者を担当する。

② 技術代表（当該競技の本部長）

- ・ 競技会前日より会場に入り、競技会終了まで現地に滞在し職務に当たる。
- ・ コース、競技場、練習場、厩舎等、技術的観点から諸規程に合致していることを確認し、大会委員長・運営委員長・コースデザイナーにアドバイスを行う権限を持つ。

③ 審判長及び審判員（FEI または日馬連認定の資格者）

- ・ 競技会打ち合わせ1時間前より（前日にインスペクションのある場合は、その開始1時間前）最終結果発表後30分までを任務とし、競技会の審判査定と管轄期間中に生じたすべての問題の解決に責任を負う。

④ コースデザイナー（FEI または日馬連認定資格者）

- ・ 競技会打ち合わせの前日までに会場に入り、競技会におけるコース等の全責任を持つ。

⑤ チーフスチュワード及びスチュワード（FEI または日馬連認定資格者）

- ・ 馬匹が入厩する前日より会場に入り、競技会終了まで職務に当たる。
- ・ 競技会を公正、かつ安全に行うための職務に責任を持ち、審判団・支援員と協力し競技会を成功させるための任務を行う。

⑥ 獣医師代表（団長）及び獣医師団

- ・ 競技会に入厩する前日から競技会終了までとし、獣医規程に合わせた職務に当たる。
- ・ ドーピング検査に関して検体採取及び検体管理等の全責任を持ち職務に当たる。

⑦ 運営委員長等の担当馬連関係役員

- ・ 競技運営等の技術的・非技術的な事項の全てを受け持ち、競技会に関する全ての事項を担当する。

附則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成13年6月26日から施行する。

定款規約の変更に伴い本基準を改正。

附則

この基準は、平成15年4月22日より施行する。

2.編成基準の審判長選任の項改正。

附則

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

実行委員会が競技運営を行うことに伴う該当項目の改正。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

- 2. 編成基準の審判長、審判員選任の項改正。
- 5. 役員の主な任務①の項改正。

附則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

- 2. 編成基準の大会委員長、審判員、コースデザイナー、チーフスチュワード、広報委員長の項改正。

附則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

- 2. 編成基準の大会委員長の項、5. 役員の主な任務②④

附則

この基準は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。

- 2. 編成基準の審判員資格の項改正。

附則

この基準は、平成 24 年 3 月 2 日より施行する。

- 2. 編成基準の、大会名誉総裁、スチュワード、獣医師団の項改正、広報委員長の項削除。
- 5. 役員の主な任務⑧広報委員長の項削除。以降繰り上げ。

附則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

- 2. 編成基準の上訴委員長・上訴委員の項削除。欄外に注記として記載。
- 5. 役員の主な任務①上訴委員長及び委員の項削除。項目順序整理。

附則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

- 2. 組成基準の獣医師団長、FEI 獣医師代表の項改正。

附則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

編成基準の審判長、審判員の項改正。

(別表 4)

国民体育大会馬術競技 中央競技役員編成に関する基準

1. 国民体育大会馬術競技における中央競技団体推薦の中央競技役員の編成は下記による。

上訴委員	3 名	副会長 1 名、理事あるいは FEI 審判資格取得者（退役者含む）1 名、開催県の推薦する有識者 1 名 1 名が上訴委員長となる
競技運営委員長	1 名	国体委員長あるいは国体委員長が指名する者
競技運営副委員長	1 名	国体委員長が指名する者
競技運営委員	5 名	翌年度と翌々年度の開催県から推薦された者（各 1 名）、 障害馬術本部、馬場馬術本部、総合馬術本部の各本部長が指名する者*（各 1 名）
障害馬術技術代表	1 名	障害馬術本部長あるいは障害馬術本部長が指名する者
障害馬術審判長	1 名	障害馬術本部長が指名する者
馬場馬術技術代表	1 名	馬場馬術本部長あるいは馬場馬術本部長が指名する者
馬場馬術審判長	1 名	馬場馬術本部長または馬場馬術本部長が指名する者
障害馬術審判員	5 名	障害馬術本部から推薦された者
馬場馬術審判員	4 名	馬場馬術本部から推薦された者
チーフスチュワード	1 名	国体委員長が指名する FEI 資格取得者
スチュワード	4 名	開催都道府県の近隣から審判員資格を有する者を国体委員長が調整する
チーフ コースデザイナー	1 名	障害馬術本部長が指名するコースデザイナー資格を有する者
コースデザイナー	1 名	チーフコースデザイナーが調整し、障害馬術本部長が指名する者
総合計算委員長	1 名	開催都道府県の所属ブロックあるいは近隣から国体委員長が指名する者
獣医師団長	1 名	獣医委員長あるいは獣医委員長が指名する者
獣医委員	1 名	獣医委員長が指名する者

*競技運営上で必要な場合は、審判業務に就くことがある。

2. 役員の主な任務は、主催競技会の大会役員編成に関する基準 5 を適用する。
ただし、管轄期間は、監督会議から閉会式までとし、常時現地に滞在しなければならない。
なお、競技運営委員の一部と獣医委員については、入厩開始日から閉会式までを管轄期間とする。
3. 編成人数あるいは役職に関しては、開催都道府県、市町村との協議または公益財団法人日本体育協会の指導により増減する場合がある。

- 附則 この基準は、平成 13 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 13 年 6 月 26 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 15 年 4 月 22 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 20 年 3 月 4 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 21 年 3 月 4 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 24 年 3 月 2 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。